

令和2年度
包括外部監査の結果に関する報告書

防災に関する事業の財務事務の執行について

令和3年3月

静岡市包括外部監査人

加山 秀剛

目次

第1章	監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）	1
（1）	監査する事件（監査テーマ）	1
（2）	監査する事件（監査テーマ）の選定理由	1
3.	監査の対象	2
（1）	監査の対象とする事業の選定	2
（2）	監査の対象とした事業と担当部局等	2
（3）	監査対象期間	4
4.	監査の方法	4
（1）	監査の視点	4
（2）	主な監査手続	4
（3）	監査結果の記載方法	5
5.	監査実施期間	5
6.	監査実施者	5
7.	利害関係	5
第2章	監査対象の概要	6
1.	静岡県における防災に関する計画	6
2.	事務事業総点検表から見る、防災に関する事業	12
3.	組織機構図や事務分掌規則から見る、防災に関する事業（危機管理課）	16
第3章	監査の結果と意見	18
A	総務局 危機管理総室 危機管理課	18
A-01.	防災対策推進事業（管理 No. 01）	18
A-02.	防災教育事業（管理 No. 02）	23
A-03.	感震ブレーカー設置費助成事業（管理 No. 03）	27
A-04.	防災必需品備蓄事業（管理 No. 04）	32
A-05.	防災施設等整備事業（管理 No. 05）	40
A-06.	自主防災活動支援事業（管理 No. 06）	44
A-07.	津波避難ビル指定促進事業（管理 No. 07）	49
A-08.	防災備蓄品の保管状況（現地視察）（管理 No. 49）	53
A-09.	地域防災計画（管理 No. 50）	64

B	保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健所 生活衛生課	80
B-01.	災害時救護所管理費 (管理 No. 08)	80
C	経済局 農林水産部 水産漁港課	85
C-01.	海岸保全施設整備事業費 (管理 No. 09)	85
D	都市局	89
D-01.	土砂災害等防止対策事業 (公園) (管理 No. 10)	89
D-02.	わが家の専門家診断事務経費 (管理 No. 11)	94
D-03.	要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業 (管理 No. 12)	99
D-04.	ブロック塀等耐震改修事業費補助金 (管理 No. 13)	104
D-05.	木造住宅耐震補強事業費補助金 (管理 No. 14)	108
D-06.	建築物耐震補強事業費補助金 (管理 No. 15)	114
D-07.	狭あい道路拡幅整備事業費 (管理 No. 16)	121
D-08.	市営住宅耐震対策事業 (管理 No. 17)	128
D-09.	公共建築物の耐震対策 (管理 No. 18)	131
E	建設局	138
E-01.	地籍調査事業 (管理 No. 19)	138
E-02.	急傾斜地崩壊対策事業費 (管理 No. 20)	143
E-03.	急傾斜地崩壊対策事業費負担金 (管理 No. 21)	148
E-04.	河川改修事業費 (管理 No. 22)	150
E-05.	広域河川改修事業 (管理 No. 23)	153
E-06.	河川構造物耐震・津波対策事業 (管理 No. 24)	156
E-07.	特定海岸保全施設整備事業負担金 (管理 No. 25)	160
E-08.	巴川総合治水対策促進経費 (管理 No. 26)	164
E-09.	治水交流資料館管理運営費 (管理 No. 27)	168
E-10.	道路橋の耐震補強 (管理 No. 28)	172
E-11.	道路自然災害防除事業 (法面) (管理 No. 29)	176
F	消防局	179
F-01.	常備消防庁舎施設整備事業 (管理 No. 30)	179
F-02.	非常備消防庁舎施設整備事業 (管理 No. 31)	183
F-03.	常備消防車両等整備事業 (管理 No. 32)	187
F-04.	非常備消防車両等整備事業 (管理 No. 33)	190
F-05.	消防団員確保対策事業 (管理 No. 34)	192
F-06.	地震対策用水利の整備事業 (管理 No. 35)	196

F-07.	通信指令施設等管理運営経費（経常）	（管理 No. 36）	200
	通信指令施設等管理運営経費（政策）		
	広域管理運営経費（経常）		
	広域管理運営経費（政策）		
F-08.	高規格救急自動車資器材の整備事業	（管理 No. 37）	205
F-09.	消防ヘリコプター維持管理事業	（管理 No. 38）	208
G	上下水道局		213
G-01.	水道管の耐震化	（管理 No. 39）	213
G-02.	水道施設の耐震化	（管理 No. 40）	217
G-03.	水の相互運用	（管理 No. 41）	220
G-04.	災害時活動拠点の整備	（管理 No. 42）	224
G-05.	下水道管の耐震化	（管理 No. 43）	230
G-06.	下水道施設の津波対策	（管理 No. 44）	235
G-07.	雨水総合排水計画の更新	（管理 No. 45）	243
G-08.	内水ハザードマップの作成・公表	（管理 No. 46）	247
G-09.	雨水ポンプ場等整備事業	（管理 No. 47）	252
H	教育局 教育施設課		257
H-01.	小中学校校舎大規模改修事業	（管理 No. 48）	257
I	市全体の共通事項		264
I-01.	事務事業総点検表の見直し		264
I-02.	完成図書チェックリストの見直し		265
I-03.	施工体制点検チェックリストの見直し		266

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査する事件（監査テーマ）

防災に関する事業の財務事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）の選定理由

静岡市の行政上の最大かつ根源的な課題は、人口減少である。

昨年度は、今後、人口減少が進んでいくと仮定した場合においても、市民生活の安心や安全に関わる市の事業を維持していくことができるのか、という視点から「病院」をテーマに選定したが、当年度も引き続き同じ視点から「防災」をとりあげたいと考えた。

市民生活の安心や安全を守る事業には、様々なものがあるが、それらの中から、当年度、「防災」をとりあげた理由は、以下の4点による。

- ① 静岡市の包括外部監査では、今まで、防災に関する事業をテーマとして取り上げたことがない。
- ② 静岡では1970年代から東海地震という巨大地震がいつか起きると言われ続けており、市民の防災に対する関心も高いと思われる。さらに、今回の新型コロナウイルスによって日常生活が大きな影響を受ける中で、「自助、共助、公助」のあり方や、自治体の対応にも関心が高まっていると思われる。
- ③ 東海地震に対する懸念があったことで、市の防災対策は、他の地域よりも進んでいるのではないかという期待がある反面、実際には大きな災害が起きていない中で長期間繰り返されている防災業務がマンネリ化・形骸化していないかという懸念もある。
- ④ 公共の建物や道路・橋・上下水道などの施設や設備の耐震対策などについては、長期間にわたって計画的・段階的に取り組んでいるものがあると思われるが、いつ起きるかわからない災害に対する取り組みとして、計画の合理性や進捗管理の状況について検証することも有意義であると考えた。

3. 監査の対象

(1) 監査の対象とする事業の選定

市が行っている様々な事業の中から、網羅的・統一的に防災関連の事業を抽出するために、2019(令和元)年度の「事務事業総点検表」から、事業目的や事業内容から“防災”に関連すると思われる事業を抽出し、その中から、事業費の金額が1,000万円以上のもの44事業と、予実乖離が50%以上、かつ、事業費の金額が50万円以上のもの3事業、計47事業を選定した。

また、「事務事業総点検表」には記載されていないが、各所管課が行っている公共建築物の耐震化について、全体の取りまとめとして1事業(管理 No. 18)を追加し、48事業を監査の対象とした。

さらに、防災備蓄品の保管状況についての現地調査(管理 No. 49)と、地域防災計画の策定状況(管理 No. 50)についても監査の対象に加えた。

(2) 監査の対象とした事業と担当部局等

局	課	管理 No.	事業名
総務局	危機管理課	01	防災対策推進事業
		02	防災教育事業
		03	感震ブレーカー設置費助成事業
		04	防災必需品備蓄事業
		05	防災施設等整備事業
		06	自主防災活動支援事業
		07	津波避難ビル指定促進事業
保健福祉長寿局	生活衛生課	08	災害時救護所管理費
経済局	水産漁港課	09	海岸保全施設整備事業費
都市局	公園整備課	10	土砂災害等防止対策事業(公園)
	建築指導課	11	わが家の専門家診断事務経費
		12	要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業
		13	ブロック塀等耐震改修事業費補助金
		14	木造住宅耐震補強事業費補助金
		15	建築物耐震補強事業費補助金
		16	狭あい道路拡幅整備事業費
	住宅政策課	17	市営住宅耐震対策事業
建築総務課	18	公共建築物の耐震対策	

局	課	管理 No.	事業名
建設局	建設政策課	19	地籍調査事業
		20	急傾斜地崩壊対策事業費
		21	急傾斜地崩壊対策事業費負担金
	河川課	22	河川改修事業費
		23	広域河川改修事業
		24	河川構造物耐震・津波対策事業
		25	特定海岸保全施設整備事業負担金
		26	巴川総合治水対策促進経費
		27	治水交流資料館管理運営費
	道路保全課	28	道路橋の耐震補強
29		道路自然災害防除事業（法面）	
消防局	財産管理課	30	常備消防庁舎施設整備事業
		31	非常備消防庁舎施設整備事業
		32	常備消防車両等整備事業
		33	非常備消防車両等整備事業
	警防課	34	消防団員確保対策事業
		35	地震対策用水利の整備事業
	指令課	36	通信指令施設等管理運営経費（経常） 通信指令施設等管理運営経費（政策） 広域管理運営経費（経常） 広域管理運営経費（政策）
			救急課
航空課	38	消防ヘリコプター維持管理事業	
上下水道局	水道基盤整備課 水道管路課 水道事務所	39	水道管の耐震化
	水道基盤整備課		
	水道基盤整備課 経営企画課 水道事務所	41	水の相互運用
	水道管路課 水道総務課		
	下水道維持課	43	下水道管の耐震化

局	課	管理 No.	事業名
上下水道局 (つづき)	下水道建設課 下水道施設課	44	下水道施設の津波対策
	下水道計画課	45	雨水総合排水計画の更新
		46	内水ハザードマップの作成・公表
	下水道建設課	47	雨水ポンプ場等整備事業
教育局	教育施設課	48	小中学校校舎大規模改修事業

個別事業以外

局	課	管理 No.	監査対象
総務局	危機管理課	49	防災備蓄品の保管状況（現地調査）
		50	地域防災計画

(3) 監査対象期間

原則として 2019(令和元)年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象としている。

4. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 防災に関する事業の財務事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等に準拠して適正に処理されているか
- ② 防災に関する事業の財務事務の執行が、いわゆる 3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、適正に実施されているか

(2) 主な監査手続

- ① 担当部署への質問書による回答の確認・ヒアリング、入手資料の閲覧
- ② 現地調査（担当者へのヒアリング、関係書類・データの閲覧・照合、資産等の管理状況の確認、視察）
- ③ 静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」内の関係資料の確認

(3) 監査結果の記載方法

監査結果の記載方法は、関連する事実の後に、「指摘事項」または「監査意見」として記載している。「指摘事項」及び「監査意見」の定義は、以下のとおりである。

指摘事項	法令、条例、規則などの形式的または実質的な違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切ではないものであり、是正すべきものまたはそれに準ずるもの
監査意見	必ず是正しなければならないとするほどのものではないが、今後の事務の執行について考慮すべき事項として監査人が提言するもの

5. 監査実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

6. 監査実施者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 加山秀剛

(2) 補助者

公認会計士	杉原賢一
公認会計士	兼高則之
公認会計士	堀井幸治
公認会計士	村本大輔
公認会計士	杉本貴紀
弁護士	渡戸裕太郎
日本公認会計士協会準会員	高林侑美

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

<注意事項>

報告書中、金額は単位未満を切り捨てし、また%は小数点以下第2位を四捨五入している。また、表の中の金額は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 静岡市における防災に関する計画

(1) 第3次静岡市総合計画（2015年～2022年）における「防災」の位置づけ

① 総合計画全体の枠組みの中での「防災」の位置づけ

基本構想	まちづくりの目標、目指す都市像	
基本計画	成果目標 人口70万人の維持	
	成果目標の実現のための「2つの政策群」 ・「創造する力」による都市の発展（産業・経済の振興） ・「つながる力」による暮らしの充実（安心・安全の確保）	
	「2つの政策群」の下で優先的に取り組む「6つの重点プロジェクト」 歴史、文化、中枢、健康、防災、共生	
	「目指す都市像」実現のための「4要素」と「10の分野」の設定	
	要素	分野
賑わい・活気	①観光・交流、②農林水産、③商工・物流	
ひと	④文化・スポーツ、⑤子ども・教育	
まち	⑥都市・交通、⑦社会基盤	
安心・安全	⑧健康・福祉、⑨防災・消防、⑩生活・環境	
	「10の分野」の目標と政策・施策 ⇒ 「防災・消防」分野については、次項②参照	
実施計画	前期実施計画・・・2015(平成27)年度～2018(平成30)年度 後期実施計画・・・2019(令和元)年度～2022(令和4)年度 ⇒ 「防災・消防」分野の事業計画については、次項③参照	

② 基本計画での「防災・消防」分野の目標と政策・施策

目標	災害から市民の生命や安全を守り安心・安全に暮らせるまちを実現します
----	-----------------------------------

政策		施策	
1	自助・共助・公助により巨大地震に対する減災を推進します	1	市民や地域の防災・減災意識の向上
		2	避難対策の充実・強化
		3	ライフライン・建築物等の耐震化
		4	大規模災害時の業務継続

政策		施策	
2	多発する風水害に備え防災体制整備を推進します	1	風水害に対する危機意識の向上
		2	気象情報等の情報伝達体制の強化
		3	災害対策本部機能の強化
		4	風水害に強い社会基盤の整備
3	火災、救急、救助に対し迅速・的確に対応するため消防力の強化を推進します	1	火災予防の推進
		2	救命体制の充実
		3	緊急消防援助隊の受入体制の充実
		4	施設整備等の強化
4	様々な危機への体制整備を推進します	1	危機管理体制の強化

③ 後期実施計画での「防災・消防」分野の事業計画

事業名	事業主体	事業内容	事業費 (百万円)	担当課	管理 No.
自主防災活動支援事業	市	自主防災組織の防災資機材購入費等への助成	200	危機管理課 区地域総務課	06
減災意識の醸成	市	大規模災害を想定した訓練の実施	—	危機管理課 区地域総務課	
感震ブレーカー設置推進事業	市	地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーが落ちる「感震ブレーカー」の設置の助成	—	危機管理課	03
津波避難施設整備事業	市	津波避難施設の整備（駿河区西島）	211	危機管理課	05
津波避難誘導設備設置事業	市	案内標識、路面シート等の津波避難誘導設備を設置	—	危機管理課	
防災必需品備蓄事業	市	防災必需品（毛布、備蓄食糧等）の購入・配備	—	危機管理課	04
防災教育事業	市	防災技能者の育成、防災意識の啓発	—	危機管理課	02
津波避難ビル整備事業費補助金	市	津波避難ビル指定のための外付け階段設置費や、安全性向上のための屋上フェンス設置費等を補助する	140	危機管理課	07
同報無線デジタル化整備事業の検討	市	同報無線デジタル化整備事業について整備方針を検討する	5	危機管理課	
狭あい道路拡幅整備事業	市	ゆとりある生活環境の確保と災害に強いまちづくりのための道路拡幅事業	—	建築指導課	16
公共建築物の耐震対策の推進	市	南海トラフ巨大地震に備えた公共建築物の耐震化	—	各公共建築物所管課 (建築総務課)	18 48

事業名	事業主体	事業内容	事業費 (百万円)	担当課	管理 No.
要安全確認計画記載建築物耐震対策事業	民間	要安全確認計画記載建築物の耐震対策への助成	78	建築指導課	
要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業	民間	要緊急安全確認大規模建築物の耐震対策への助成	152	建築指導課	12
建物の耐震化事業	民間	住宅・建築物の耐震対策への助成	911	建築指導課	14 15
ブロック塀等耐震改修事業	民間	ブロック塀等の耐震対策への助成	—	建築指導課	13
災害対応力強化事業	市	地域防災計画及び業務継続計画（BCP）の見直し	—	危機管理課 区地域総務課	50
地域の風水害対応力向上	市	災害時に迅速かつ適切な応急対策を行うための体制づくり	—	危機管理課 区地域総務課	
市民意識の向上	市	風水害に対する市民の危機意識を向上に向けた啓蒙啓発活動	—	危機管理課 区地域総務課	
洪水ハザードマップ作成事業	市	県から提供されるデータに防災情報を加え、洪水ハザードマップを作成	—	危機管理課	01
災害情報伝達機能の強化・促進	市	伝達手段の多重化、多様化を図るための、緊急情報防災ラジオの普及・促進、同報無線の更新等	—	危機管理課	
災害対策本部の強化	市	大規模災害時等における災害現場からの情報を的確に把握するための、災害情報共有システムの構築等	—	危機管理課	
土砂災害等防止対策事業（公園）	市	公園周辺の民家等における土砂災害等を防止するための対策施設を整備	418	公園整備課	10
河川改修事業	市	水害防止のため準用河川、法定外水路等を改修	3,716	河川課	22 23
巴川総合治水対策の促進事業	県	総合治水対策事業の指定を受けている巴川流域の治水安全度を向上させるための「総合治水計画」に基づく浸水対策	—	河川課	
急傾斜地崩壊対策事業	県 市 民間	県事業に対する負担金、県の指定促進に対する測量、市が施工する急傾斜地崩壊対策工事、既成宅地防災施設設置費の助成	369	建設政策課	20 21
火災被害の低減	市	人命・財産被害を減らすための住宅用火災警報器の設置推進及び放火されない環境整備	—	予防課	

事業名	事業主体	事業内容	事業費 (百万円)	担当課	管理 No.
消防法令違反の 是正	市	立入検査の実施による違反是 正の推進	—	査察課	
応急手当普及啓発 活動の促進	市	市民の応急手当講習の実施及 び義務教育中の小中学生受講 の促進	—	救急課	
緊急消防援助隊 進出拠点の確保	市	緊急消防援助隊進出拠点の確 保	—	警防課	
消防庁舎施設保全 事業	市	消防庁舎の施設保全（葵消防 署・千代田消防署）	1,596	財産管理課	30
消防団施設整備 事業	市	消防分団の施設整備	504	財産管理課	31
消防団員確保対策 事業	市	広報活動等による女性・学生 を中心とした若者の入団促進 及び機能別団員制度の導入	—	警防課	34
消防水利・消防車 両等の整備事業	市	地震対策水利（耐震性防火用 井戸・貯水槽）及び消防力の 強化に係る消防車両等の整備	2,092	財産管理課 警防課 救急課	35
映像伝送システム 更新事業	市	高所監視カメラ設備及びヘリ コプターテレビ中継局設備の 更新	384	指令課	
消防総合情報シス テム部分更新事業	市	消防総合情報システムの部分 更新等	598	指令課	36
消防救急デジタル 無線部分更新事業	市	消防救急デジタル無線の部分 更新等	96	指令課	
危機管理体制の 充実・強化	市	様々な危機に対応するための マニュアル、国土強靱化地域 計画の策定及び体制の整備	—	危機管理課	
新型インフルエン ザ対策事業	市	新型インフルエンザ等に対す る訓練、資機材の確保等	—	保健衛生医療 課	

※：総合計画では、現行の行財政制度を基礎として事業費を4年間の総量で表示しており、表示のない事業は、主としてソフト事業など投資的経費に属さないものである。
また、右端の「管理No.」は、監査対象に選定した事業の管理No.を示している。

（2）静岡市地域防災計画

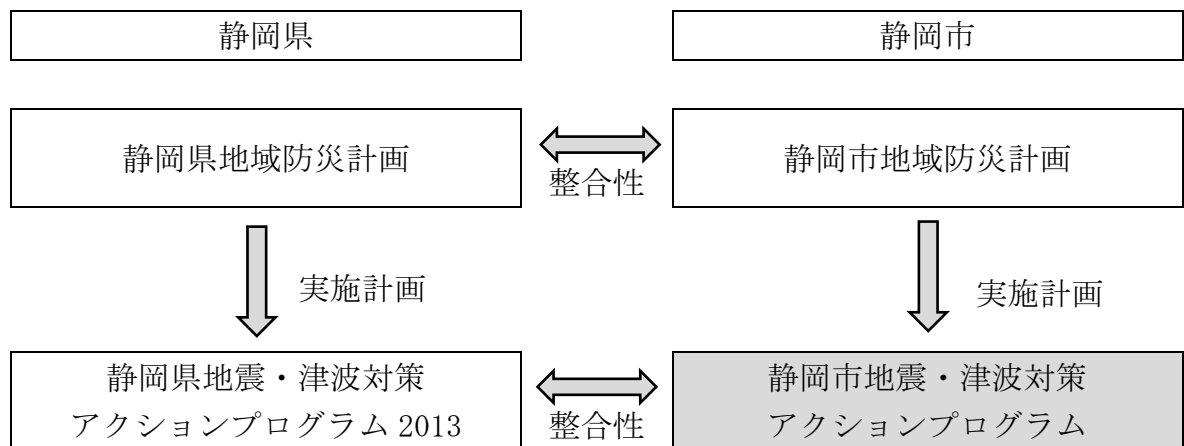
市町村は、災害対策基本法第42条により、国の防災基本計画に基づいて、地域防災計画を作成し、毎年見直すことが求められている。また、国、都道府県、市町村の連携が取れるようにする必要があることから、市町村の地域防災計画の作成や修正は都道府県知事に協議し、都道府県の地域防災計画との整合性も図ることになっている。

今回の監査では、この地域防災計画の策定状況についても検証を行っている。

⇒ 検証結果は、64ページ「A-09. 地域防災計画（管理No.50）」参照

(3) 静岡市地震・津波対策アクションプログラム

「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」は、「静岡市地域防災計画」の実施計画として策定されている。上記1(2)において、地域防災計画について都道府県との整合性を図っていると既述したが、その実施計画であるアクションプログラムも、静岡県のものと整合性を図っている。



「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」では、123のアクション、186の事業が掲げられている。事業の内容は、前述の1(1)③の第3次静岡市総合計画の後期実施計画に掲げられているものとかなり重複しているが、基本的には県のアクションプログラムに合わせてあり、県が実施主体になっているものも含まれている。

<静岡市地震・津波対策アクションプログラムの構成>

項目	アクション No.	事業数
I 地震・津波から命を守る		
1 建築物等の耐震化を進めます		
(1) 住宅等の耐震化	1 ~ 4	6
(2) 公共建築物等の耐震化	5 ~ 7	11
(3) 公共構造物等の耐震化	8 ~ 12	9
2 命を守るための施設等を整備します		
(1) 津波を防ぐ施設の整備	13 ~ 23	25
(2) 津波から逃げる環境の整備	24 ~ 33	15
(3) 津波に備える体制の整備	34 ~ 36	5
(4) 避難地・避難路の確保	37 ~ 39	4
(5) 土砂災害防止施設等の整備	40 ~ 41	2
(6) 緊急輸送路等の整備	42 ~ 47	7

項目	アクション No.	事業数
3 救出・救助等災害応急活動体制を強化します		
(1) 防災拠点等の強化	48 ～ 50	5
(2) 情報収集・連絡体制の強化	51 ～ 53	6
(3) 消防力の充実・強化	54 ～ 59	16
(4) 広域支援の受入れ体制の強化	60 ～ 61	4
4 医療救護体制を強化します		
(1) 災害時の医療救護体制の充実・強化	62 ～ 67	8
5 災害時の情報伝達体制を強化します		
(1) 迅速・的確な情報伝達	68 ～ 72	7
6 地域の防災力を強化します		
(1) 自主防災組織の活性化	73 ～ 74	2
(2) 市民等の防災意識の高揚、防災教育の充実	75 ～ 80	6
(3) 災害時要援護者の避難	81 ～ 83	4
(4) 災害時要援護者の避難体制の整備	84 ～ 85	2
(5) ライフライン、事業所等の地震・津波対策の強化	86 ～ 90	6
II 被災後の市民生活を守る		
7 避難生活の支援体制を充実します		
(1) 避難所運営体制の整備	91 ～ 96	8
(2) 被災者の健康支援体制の整備	97 ～ 98	2
(3) 災害時要援護者の支援体制の整備	99 ～ 105	7
(4) 地域やボランティアとの連携強化	106 ～ 109	4
8 緊急物資等を確保します		
(1) 緊急物資の備蓄促進	110 ～ 114	6
III 迅速、かつ着実に復旧・復興を成し遂げる		
9 災害廃棄物などの処理体制を確保します		
(1) 災害廃棄物などの処理体制の確保	115 ～ 116	2
10 被災者・被災事業者の迅速な再建を目指し着実な復旧、復興を進めます		
(1) 被災者の迅速な生活再建の支援	117 ～ 119	2
(2) 地域の迅速な復旧、復興の推進	120 ～ 121	3
(3) 遺体への適切な対応	122 ～ 123	2
合計		186

2. 事務事業総点検表から見る、防災に関する事業

前述の1(1)③の「第3次静岡市総合計画」の「後期実施計画」や1(3)の「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」には、防災に関する事業が体系的に列記されているが、それらはあくまでも“計画”であり、監査は、実際に行われた事業の“実績”を見ることになる。そのため、市が行っている様々な事業の中から、網羅的・統一的に防災関連の事業を抽出するための資料として、2019(令和元)年度の「事務事業総点検表」(一次評価)を活用した。

下表は、事務事業総点検表に掲げられている全ての事業の中から、市において「防災・消防」分野を担っている総務局危機管理課及び消防局の全事業と、それ以外の部局の事業で、事業名、事業目的、事業内容に「災害」や「防災」という言葉があるものを抽出した結果である。これらの事業の中から、右端の「管理番号」に数字があるものが監査対象に抽出した事業である。

所属名 (担当課)	No.	事務事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	管理 No.
総務局					
危機管理課	51	危機管理事務経費	93	58	
〃	52	水防協議会委員報酬	92	0	
〃	53	水防活動事業	5,480	5,295	
〃	54	水防施設維持管理事業	2,062	2,031	
〃	55	水防団交付金	7,110	7,110	
〃	56	防災会議委員報酬	322	138	
〃	57	国民保護協議会委員報酬	207	23	
〃	58	防災対策推進事業	13,040	12,783	01
〃	59	防災施設維持管理事業	2,320	1,398	
〃	60	防災訓練事業	1,955	1,795	
〃	61	防災教育事業	2,920	1,019	02
〃	62	オフロードバイク隊活動事業	2,855	2,456	
〃	63	国民保護推進経費	482	386	
〃	64	感震ブレーカー設置費助成事業	13,000	11,659	03
〃	65	防災必需品備蓄事業	40,000	36,646	04
〃	66	防災施設等整備事業	84,400	0	05
〃	67	自主防災活動支援事業	50,000	45,022	06
〃	68	津波避難ビル指定促進事業	30,000	16,713	07

所属名 (担当課)	No.	事務事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	管理 No.
保健福祉長寿局					
福祉総務課	479	災害時要援護者避難支援推進事業	4,750	3,789	
障害福祉企画課	536	災害情報一斉ファックス送信業務	167	112	
障害者支援推進課	572	緊急通報システム整備事業 (重度障害者在宅安心システム事業)	623	568	
高齢者福祉課	626	自動消火器設置事業	216	154	
保健衛生医療課	692	災害時医療対策事業	2,453	2,141	
〃	696	新型インフルエンザ対策事業	96	96	
保健予防課	746	感染症診査協議会	1,920	1,840	
〃	749	感染症発生探知、拡大予防事業	4,127	2,908	
生活衛生課	760	健康危機管理対策費	763	530	
〃	765	災害時救護所管理費	52,690	46,973	08
経済局					
水産漁港課	1154	海岸保全施設整備事業費	102,366	133,798	09
都市局					
公園整備課	1261	土砂災害等防止対策事業(公園)	77,905	114,095	10
建築指導課	1268	わが家の専門家診断事業経費	23,160	13,775	11
〃	1269	要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業	75,641	9,813	12
〃	1270	ブロック塀等耐震改修事業費補助金	122,725	30,381	13
〃	1271	木造住宅耐震補強事業費補助金	230,000	112,775	14
〃	1272	家具等固定推進事業費補助金	180	24	
〃	1273	耐震シェルター整備事業費補助金	375	125	
〃	1274	建築物耐震補強事業費補助金	49,314	9,022	15
〃	1275	狭あい道路拡幅整備事業費	72,215	68,930	16
住宅政策課	1280	市営住宅耐震対策事業	22,000	19,187	17
建設局					
建設政策課	1289	地籍調査事業	49,670	40,720	19
〃	1290	急傾斜地崩壊対策事業費	10,000	9,997	20
〃	1291	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	71,367	71,367	21
〃	1295	由比地すべり対策事業促進期成同盟会補助金	50	50	

所属名 (担当課)	No.	事務事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	管理 No.
河川課	1308	河川改修事業費	977,975	807,862	22
〃	1309	広域河川改修事業	8,000	8,000	23
〃	1310	河川構造物耐震・津波対策事業	91,200	78,750	24
〃	1312	特定海岸保全施設整備事業負担金	20,000	17,325	25
〃	1314	巴川総合治水対策促進経費	31,162	25,134	26
〃	1315	治水交流資料館管理運営費	19,280	16,352	27
道路保全課	1332	無電柱化事業	24,000	188,807	
〃	1334	道路橋の耐震補強	935,940	797,323	28
〃	1336	道路自然災害防除事業(法面)	574,860	405,847	29
消防局					
消防総務課	1344	消防審議会委員	345	-	
〃	1345	消防音楽隊	3,956	3,835	
財産管理課	1346	常備消防庁舎施設整備事業	306,094	27,093	30
〃	1347	非常備消防庁舎施設整備事業	172,088	141,018	31
〃	1348	常備消防車両等整備事業	285,201	283,985	32
〃	1349	非常備消防車両等整備事業	125,599	124,121	33
予防課	1350	静岡市防火協会運営補助事業	744	744	
〃	1351	静岡市幼少年女性防火委員会運営補助事業	349	349	
〃	1352	火災予防思想普及事業	1,517	1,421	
査察課	1353	消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業	2,167	1,966	
〃	1354	消防法令違反の是正	171	38	
警防課	1355	緊急消防援助隊進出拠点の確保事業	-	-	
〃	1356	消防団員確保対策事業	2,459	1,138	34
〃	1357	地震対策用水利の整備事業	29,400	26,728	35
救急課	1358	応急手当普及啓発促進	8,604	8,464	
〃	1359	高規格救急自動車資器材の整備事業	12,400	11,985	37
指令課	1360	通信指令施設等管理運営経費(経常) 通信指令施設等管理運営経費(政策) 広域管理運営経費(経常) 広域管理運営経費(政策)	374,247	361,139	36
航空課	1361	消防ヘリコプター維持管理事業	104,747	97,269	38
〃	1362	消防ヘリコプター画像伝送装置保守点検事業	6,024	5,817	
〃	1363	消防ヘリコプター運航支援情報使用事業	1,980	1,868	

所属名 (担当課)	No.	事務事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	管理 No.
上下水道局					
水道基盤整備課 水道管路課 水道事務所	1364	水道管の耐震化	360,474	343,847	39
下水道維持課	1365	下水道管の耐震化	520,301	646,852	43
水道基盤整備課	1366	水道施設の耐震化	14,401	251,678	40
下水道建設課 下水道施設課	1367	下水道施設の対津波対策	126,000	98,858	44
下水道計画課	1368	雨水総合排水計画の更新	45,000	44,202	45
〃	1369	内水ハザードマップの作成・公表	24,594	17,389	46
下水道建設課	1370	雨水幹線・ポンプ場などの整備	5,214,998	3,562,706	47
水道基盤整備課 経営企画課 水道事務所	1371	水の相互運用	1,000,000	839,001	41
水道総務課 下水道総務課	1372	事業継続契約（BCP）の充実・定着	6,480	6,380	
水道管路課 水道総務課	1373	災害時活動拠点の整備	101,851	82,576	42
教育局					
教育施設課	1443	小中学校校舎大規模改修事業	777,100	433,720	48

監査対象の事業は、決算額または予算額が1,000万円以上のものと、予実乖離が50%、かつ、予算額が50万円以上のものとした。

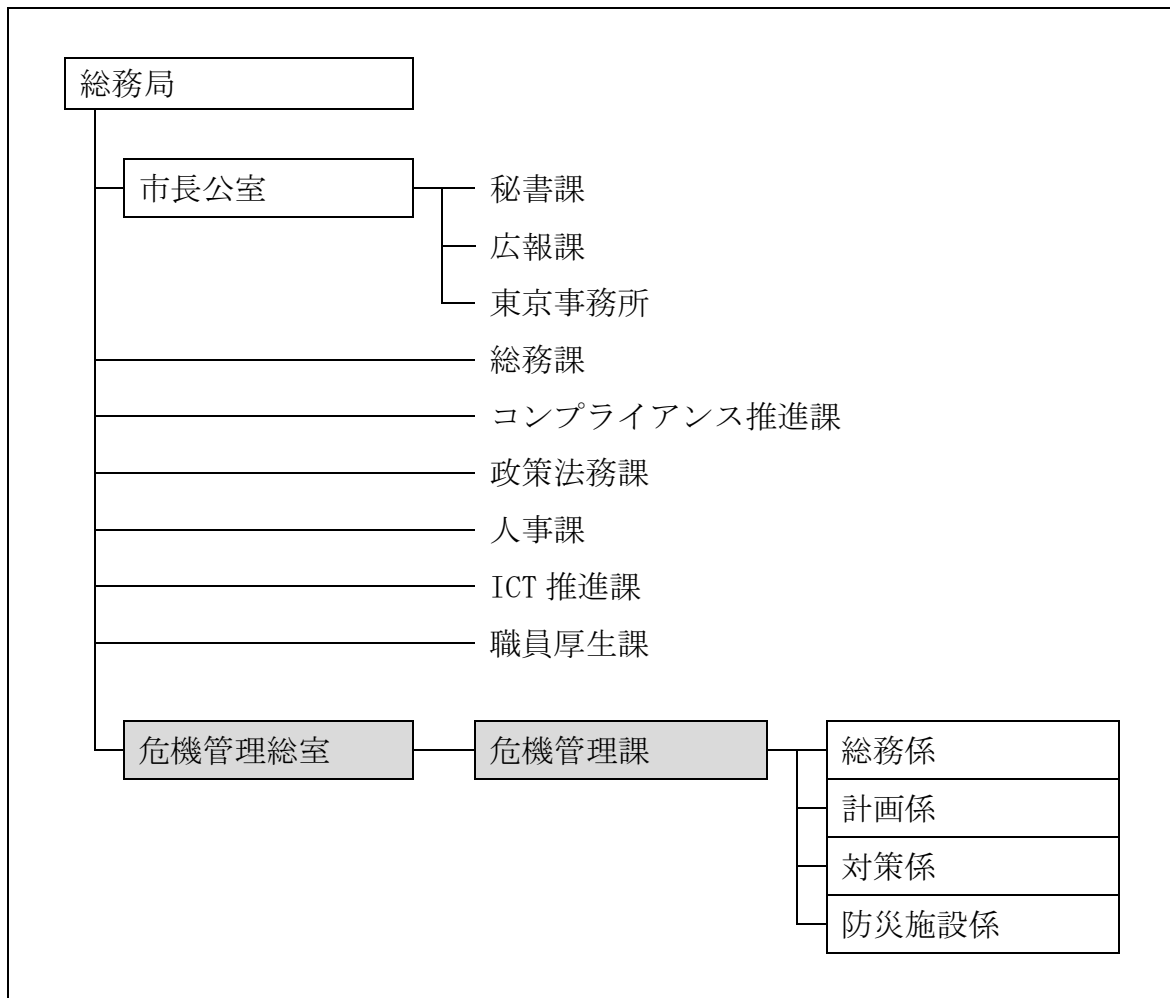
ただし、建設局道路保全課の「無電柱化事業」（No. 1332）については、2018（平成30）年度の事務事業総点検表をもとに暫定的に事業選定をした際に「災害」や「防災」という言葉が無かったので、対象から除外してしまい、2019（令和元）年度の事務事業総点検表で事業目的に「大規模災害に備えて」という文言が加えられたことに気付かないまま、作業をほぼ完了してしまったため、上記の抽出基準からは漏れてしまっている。

なお、上表の予算額と決算額をもとに、監査対象となった事業のカバー率を単純計算すると、以下のような結果になる。

	予算額(千円)	決算額(千円)
防災事業全体	13,542,819	10,609,289
監査対象事業 (カバー率)	13,447,784 (99.3%)	10,356,573 (97.6%)

3. 組織機構図や事務分掌規則から見る、防災に関する事業（危機管理課）

(1) 組織機構図（2020(令和2)年度）



(2) 事務分掌

静岡市事務分掌規則から、危機管理課の業務を抜粋すると、以下のようになる。

- (1) 防災その他の危機管理(以下、危機管理課の所掌事務において「危機管理」という)の総括に関すること
- (2) 危機管理に係る企画及び調整に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く)
- (3) 地震災害警戒本部、災害対策本部その他の危機管理に係る対策本部の設置及び会議の運営に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く)
- (4) 危機に係る情報の収集及び発信に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く)
- (5) 危機管理に係る職員研修に関すること(他の課かいの所管に属するものを除く)
- (6) 国民保護協議会及び国民保護計画に関すること

- (7) 防災会議及び地域防災計画に関する事
- (8) 水防協議会及び水防計画に関する事
- (9) 水防団に関する事
- (10) 防災意識の高揚及び啓発事業の総括に関する事
- (11) 自主防災組織の総括に関する事
- (12) 津波対策の推進及び総合調整に関する事
- (13) 防災訓練に関する事
- (14) 防災施設及び設備に関する事
- (15) 災害に係る広域的応援の連絡調整に関する事
- (16) 防災関係機関及び団体との連絡調整に関する事
- (17) 石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)に基づく連絡調整に関する事
- (18) オフロードバイク隊に関する事
- (19) 所管に係る事務についての区役所地域総務課との総合調整に関する事

第3章 監査の結果と意見

A. 総務局 危機管理総室 危機管理課

A-01. 防災対策推進事業(管理 No. 01)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害対策を推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から守る
根拠法令等	水防法
主な事業内容	災害対策事業の推進（洪水ハザードマップの作成など） ※下記参照
開始事業年度	—
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	直営

※：事業内容

当事業の事業内容は、年々変遷しており、直近3事業年度の状況は下表のとおりである。

年度	単発業務	継続業務
2017(平成 29)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップの作成 既設の津波避難誘導看板・路面シートの修繕 	<ul style="list-style-type: none"> WebGIS 版ハザードマップ維持管理業務 緊急情報放送機器の保守点検業務 緊急放送業務 緊急情報放送システム借上
2018(平成 30)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップの作成 既設の津波避難誘導看板・路面シートの修繕 	
2019(平成 31)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップの作成 新設の津波避難誘導看板の設置 	

このうち、今回の監査で対象事業の抽出基礎データにした2019(令和元)年度の「事務事業総点検表」では、洪水ハザードマップの作成事業だけを抜き出して、事業費や活動・成果指標が示されている。

なお、洪水ハザードマップの作成は、下表のとおり、2016(平成 28)年度からスタートし、2021(令和 3)年度にかけて完了する予定である。

年度	種類	印刷部数
2016(平成 28)	安倍川・藁科川 ①～④	200,000
2017(平成 29)	富士川	5,000
2018(平成 30)	巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)	151,000
2019(平成 31)	丸子川	23,000
	庵原川・山切川	13,000
	興津川 (上流/下流)	9,000
2021(令和 3)	足久保川	(仮)4,000
	藁科川(上流)	(仮)6,000

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	3,258	—	—
最終予算額 (B)	—	7,515	13,040
決算額 (C)	3,201	7,710	12,783
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	98.3	102.6	98.0

※:洪水ハザードマップの作成に関するものだけに限定

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	7,040	
国から	6,000	防災・安全社会資本整備交付金 交付率 1/2
合計	13,040	

※:洪水ハザードマップの作成に関するものだけに限定

(4) 活動指標と成果指標

当事業は、事業内容にあわせて活動指標と成果指標も下表のとおり年々変遷している。

① 活動指標

年度	指標	目標	実績
2017(平成 29)	出前講座開催回数 (※1)	230 回	213 回
	防災タウンページ配布件数	388,900 件	388,900 件
2018(平成 30)	巴川洪水ハザードマップ配布件数	151,000 件	151,000 件
2019(平成 31)	洪水ハザードマップの作成	3 水系(※2)	3 水系
	説明会の実施	6 回	6 回

※1：出前講座の開催回数は、2019(令和元)年度は管理 No. 02 の防災教育事業の活動指標になっている

※2：安倍川水系（丸子川）、庵原川水系（庵原川・山切川）、興津川水系（興津川）の3水系

② 成果指標

年度	指標	目標	実績
2017(平成 29)	出前講座開催回数	230 回	213 回
	防災タウンページ配布件数	388,900 件	388,900 件
2018(平成 30)	巴川洪水ハザードマップ配布件数	151,000 件	151,000 件
2019(平成 31)	洪水ハザードマップの作成数	3 種類	4 種類(※3)
	説明会の実施	6 回	6 回

※3：丸子川、庵原・山切川、興津川(上流)、興津川(下流)の4種類

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の洪水ハザードマップに関する事業費の内訳は、下表のとおり。それぞれの内訳項目について、静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」で申請処理等を確認したが、問題点は検出されなかった。

内容	金額(千円)
委託費／作成業務	11,441
委託費／配送業務	327
需要費／印刷業務	991
賃借料／説明会の会場代	22
合計	12,783

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた洪水ハザードマップの作成、印刷、配付業務の各契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 事業区分の見直しについて

【現状】

当事業は、事務事業総点検表上、「防災対策推進事業」という事業名称のもとで、1(1)に示したように、多種多様な事業が行われている。“防災対策推進事業”という1つの事業があるわけではなく、抽象的な名称で予算の枠を確保して、その枠の中で、複数の事業を回しているというのが実情である。

これらの事業は、継続業務と単発業務に分類できるが、歳出予算整理簿など事業費の集計データでも継続業務と単発業務に分けて集計されており、事業費管理の面からも、事業全体のまとまり感が無い。

また、今回の監査で対象事業を抽出する基礎データにした「事務事業総点検表」では、“防災対策推進事業”という名称であっても事業年度によって、事業内容が変わっている。特に、2019(令和元)年度については、洪水ハザードマップの作成業務だけを抜き出して、事業費や指標等が示されており、“防災対策推進事業”という事業全体の予算管理、目標管理、事業評価が適切にできていない。

ハザードマップは、国や県からの浸水想定区域が発表される都度、担当課が直ちに更新をするという対応をとってきている。当事業では、2015(平成27)年の水防法改正に伴い、2016(平成28)年度から2021(令和3)年度にかけて14種類の洪水ハザードマップを作成していくが、事業費の規模や内容から考えても、単独の事業として切り出すことが十分に可能なものである。

【意見 01】

上記【現状】に記載した問題点を解決するためには、当事業の事業区分を見直し、事業単位で、予算管理、目標管理、事業評価が適切にできるように、細かく分けるべきである。

また、単発事業については、単年度で少額のものであれば、臨時的に、既存の継続事業に含めることも考えられるが、今後は、洪水ハザードマップの作成業務のように複数年度にわたって、まとまった金額の事業費が発生するものについては単独の事業として切り出すべきである。

② 洪水ハザードマップの印刷部数と在庫管理について

【現状】

洪水ハザードマップは作成されると、まず、各河川の流域に住む市民に配付されるとともに、区役所などの市の施設に備置され、残りの在庫が日出町防災備蓄倉庫に保管されている。区役所などの市の施設では、希望者に配付しており、追加の要請があれば、日出町防災備蓄倉庫から払い出されるようになっている。

洪水ハザードマップの印刷部数と監査時点の日出町防災備蓄倉庫の在庫数は下表のとおりである。

作成年度	種類	印刷部数	在庫数
2016(平成 28)	安倍川・藁科川 ①～④	200,000	8,755
2017(平成 29)	富士川	5,000	—
2018(平成 30)	巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)	151,000	45,880
2019(平成 31)	丸子川	23,000	3,300
	庵原川・山切川	13,000	3,300
	興津川 (上流/下流)	9,000	2,000

【指摘 01】

担当課では、河川流域の地区の人口と保管すべき部数を見積もって、印刷部数を決めているが、上表を見る限り、印刷部数に対する在庫数の割合には、ばらつきが見られる。特に、巴川・長尾川については印刷部数の3割が日出町防災備蓄倉庫に残っている。印刷部数の見積り方法を再検証するとともに、せっかく作成したものを有効に利用するために、河川流域で人が集まりやすい施設等への配布を検討すべきである。

また、担当課の在庫管理資料は、種類と残数だけが記載されていて、残数を確認した日付もわからない。払い出した日付や数量も記録するなどの見直しをすべきである。

A-02. 防災教育事業(管理 No. 02)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害時における的確な判断力や防災知識・技術の向上のため、防災教育事業を実施することを目的とする。
根拠法令等	災害基本対策法、静岡県地域防災計画、静岡県防災技能者の養成研修に関する実施要領
主な事業内容	防災講演会の実施 出前講座の実施
開始事業年度	—
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	直営

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	3,404	3,255	2,920
決算額 (C)	2,850	1,588	1,018
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	83.7%	48.8%	34.9%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	2,181	
県から	739	地震・津波対策等減災交付金 交付率 1/3
合計	2,920	

(4) 活動指標と成果指標

①活動指標

指標名	出前講座開催数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	230 回	230 回	230 回
実績値	213 回	233 回	276 回

※：目標値は過去 3 年間の平均値を基準に算出

指標名	防災講演会開催数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1 回	1 回	1 回
実績値	1 回	1 回	1 回

※：目標値は過去の実績から算出

②成果指標 . . . 活動指標と同じ

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の事業費の内訳は、下表のとおり。

部署	費目	主な内容	金額(千円)
危機管理課	報償費	講演会講師謝金	86
	借地料	講演会会場費	20
	印刷製本費	わが家の防災対策 7,000 部	501
		マイ・タイムライン 3,000 部	
	消耗品費	パソコンソフト更新料ほか	153
葵区地域総務課 地域防災係	消耗品費	パソコンソフト更新料	50
	通信運搬費	切手代	39
駿河区地域総務課	消耗品費	封筒	59
清水区地域総務課 防災・防犯係	消耗品費	封筒	109
合計			1,018

当事業の活動内容としては、自治会や学校などからの要請を受けて行われる防災関係の出前講座の実施（年間 200 回以上）が中心である。出前講座は、危機管理課と 3 つの区役所の防災関連部署が行っており、職員の人件費は、当事業の事業費として配賦計算されないため、実際の活動量に比べて事業費は少なく、出前講座に使用される消耗品の購入等が中心になる。ただし、危機管理課だけでなく、3 つの区役所の防災関連部署で発生する経費も集計されるため、歳出予算整理簿など事業費の集計データは、部署単位のデータを集計しなければならず、事業全体での予算管理は難しい。

なお、印刷製本費に計上されている 2 点の冊子は、次のような内容のもので、前述の出前講座や防災講演会などの教育プログラムでも活用されている。また、出前講座等に使用するパソコンは、セキュリティ上、通常業務で使用するものとは分けているため、それに係るソフトウェア更新料も当事業の費用に計上されている。

冊子名	内容	使用目的	配布先
わが家の防災対策	最寄りの避難場所・避難所などを事前に確認し、災害時の速やかな行動を促す契機とする	防災啓発	葵区 : 2,000 駿河区 : 2,000 清水区 : 2,000 危機管理課 : 1,000
マイ・タイムライン	台風の接近によって河川の水位が上昇するときに、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列に整理し、取りまとめる行動計画表	防災啓発	葵区 : 600 駿河区 : 600 清水区 : 600 危機管理課 : 1,200

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他管理業務について

①成果指標について

【現状】

当事業では、活動指標と成果指標が同じもの（出前講座と防災講演会の開催数）になっている。

【意見 02】

出前講座と防災講演会の開催数は、成果ではなく、活動量である。成果指標は、どれだけの数の参加者があったのか、とか、講座や講演会でのアンケートによる評価で目標管理をするように見直すべきである。

②防災講演会の実施方法について

【現状】

防災講演会は、2010(平成 22)年度から毎年 1 回、市内の自主防災組織のメンバーを対象に行われている。テーマは、近年発生した災害や注目されているトピックスについて、各テーマの専門家や経験者に講師を依頼している。会場は、参加者の利便性等を考慮して葵区と清水区で交互に実施しているが、担当課では、葵区会場では清水区の参加者が減り、清水区会場では葵区の参加者が減ることを課題として認識している。

【意見 03】

静岡駅周辺の会場をメイン会場として、いくつかのサブ会場にメイン会場の映像を流すようなオンライン研修のようなやり方を検討すべきである。

A-03. 感震ブレーカー設置費助成事業(管理 No. 03)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	『安心・安全に暮らせるまちづくり』を推進するため、大規模地震発生時における停電からの復電時に電気配線のショートなどの原因による出火を防止する、感震ブレーカーを設置する者に対して補助金を交付し、震災時における住宅火災等の発生を抑制する。
根拠法令等	静岡県感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱
主な事業内容	地震の揺れを感知するとブレーカーを自動的に落として電気を止め、地震による停電が復旧した時などに発生する電気火災を防ぐ「感震ブレーカー」の設置を行う世帯に対して助成を行う。
開始事業年度	2017(平成 29)年度
終了予定年度	—
実施主体	静岡市
実施形態	直営

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	30,000	30,000	13,000
決算額 (C)	13,311	15,419	11,659
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	44.4%	51.4%	89.7%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	8,667	
県から	4,333	地震・津波対策等減災交付金 交付率 1 / 3
合計	13,000	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	感震ブレーカー設置費補助金申請件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1,000	600	600
実績値	580	666	494

② 成果指標

活動指標と同じ

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の事業費は、補助金の交付金額の合計額である。2019(令和元)年度の事業費について、担当課が作成している申請者一覧(エクセルファイル)の集計額との照合、無作為に抽出した5件について静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」で申請処理等を確認したが、支出額の計算及び計上については、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について

【現状】

当事業の補助金の交付決定・交付確定の手続きの流れは、次のとおり。

手続き	手続きの実施者
住宅の所有者からの申請	住宅の所有者
条件確認・交付決定	市(危機管理課)
設置確認・実績報告	住宅の所有者
実績報告の確認・交付確定	市(危機管理課)
交付請求	住宅の所有者
交付	市(危機管理課)
県への報告	市(危機管理課)

上記の手続きの中で、管理上、特に重要なものは、実績報告の確認・交付確定であるが、実績ベースで年間約 500 件が対象になる。

また、一連の手続きの中で、市が作成、住宅の所有者から入手・確認する書類は 17 種類に及び、これらが、電子化された文書管理ファイルと紙資料ファイルに保管されている。

紙資料ファイルを見ると、申請案件ごとに整理してファイルされていて、資料間の照合が行われた形跡も多数確認できる。また、電子ファイルの交付決定には、補助金額の算出基礎も明記されており、検証手続きが適切に行われている様子が見える。

【指摘 02】

申請の手続きの中で、市が作成、住宅の所有者から入手・確認する書類の中には、交付決定時と交付確定時の 2 回添付される、市の補助金交付要綱が含まれている（交付決定時には紙、交付確定時には電子ファイル）。

当事業は年間処理件数が約 500 件と多く、また、交付金額の計算も複雑ではないため、申請案件ごとに、補助金交付要綱を添付して回覧する必要性は実務的には乏しく、特に、紙の回覧については無駄である。申請案件ごとの補助金交付要綱を添付・回覧の方法について、検討すべきである。

【意見 04】

紙資料ファイルを見ると、申請書類の照合が行われた形跡が多数確認でき、丁寧にチェックが行われている様子が見えるものの、具体的に、何を、どのようにチェックしているのか、また、逆に、チェック漏れがないのか、ということが、第三者には事後的に検証できない。

現在行っている手続きをもとにチェックリストを作成し、担当者によるチェックや上席者の確認の証跡を残すこと、それによって、業務の標準化や可視化をすることが望ましい。

(4) 工事等完了の確認について . . . 上記 2 (3) と合わせて実施

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他管理業務について

① 事業名称の不統一について

【現状】

当事業は、事務事業総点検表と静岡市地震・津波対策アクションプログラムで事業名称が下表のように異なっている。

事務事業総点検表	感震ブレーカー設置費助成事業
静岡市地震・津波対策アクションプログラム	感震ブレーカー設置推進事業

【指摘 03】

事務事業総点検表も静岡市地震・津波対策アクションプログラムも市のホームページなどで一般に公表されているものであり、事業名称を統一させるべきである。

② 電子ファイルの件名での管理番号の付け方について

【現状】

当事業では、感震ブレーカーを設置する住宅が新築なのか、既存のものなのかによって、設置する設備、補助金額、申請書類の内容が異なるが、手続きの流れについては、ほぼ同じである。

そのため、担当課では、新築住宅も既存住宅も区別なく管理番号を通し番号で発番していて、申請者一覧（エクセルファイル）にも、特に新築住宅と既存住宅の区別もなく、管理番号順にファイリングされている。

一方、電子ファイルの件名には、【新築**】、【既存**】（**は管理番号）と表記しているが、新築と既存を誤表記しているものが散見され、膨大なデータの中から件名で関係書類を検索するとき、誤表記したものが抽出されないため、かえって、検索作業が煩雑になっている。

【意見 05】

電子ファイルの件名標記について、新築と既存を区別する必要があるのかどうかについて見直すべきである。

③ 申請者一覧（エクセルファイル）の活用について

【現状】

担当課は、申請者一覧（エクセルファイル）として、管理番号順に、申請日、決定額と確定額、決定通知の発送日、確定通知の発送日、振込日などをまとめたデータを作成している。

この一覧表自体が、全体の状況を把握できる目次のような役割を果たしているが、申請を受けてから決定通知の発送までや、工事完了報告の申請から確定通知の発送までに時間がかかっていないか、などの検証は特に行われていない。申請に関する手続きと次の手続きの間にどれだけの日数がかかっているのかは、現在の入力データをもとに計算式を加えれば、簡単に把握できるが、実際に検証してみると、年の誤入力によって日付が逆転している単純なエラーが散見されたほか、手続きに時間がかかっているケースも下表のように検出された。（手続きを1か月単位でまとめてやったとしても、1回分飛んでいると思われるもの）

A：申請を受けてから決定通知の発送までに時間がかかっているもの

管理番号	申請日	決定交付の発送日	差引の日数
498	12月27日	2月10日	45日
499	12月27日	2月10日	45日

B：工事完了の実績報告から確定通知の発送までに時間がかかっているもの

管理番号	申請日	交付確定の発送日	差引の日数
84	7月11日	9月30日	81日

【意見 06】

申請者一覧（エクセルファイル）には、手続きと次の手続きの間の日数を確認できるように計算式を加えることで、入力ミスや手続きの遅れの発見をやすくするべきである。

また、上記【現状】の末尾の表の3件のケースについては、いずれも、担当課の処理漏れやミスによるものではなく、申請者側のミスや特別な事情によって特殊な対応になったものであったという回答を得ることができたが、このようなイレギュラーな処理については、申請者一覧（エクセルファイル）の備考欄等に簡単なコメントを加えて、担当者の処理が適切に行われた証跡を残せるようにするのが望ましい。

④ 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業では、活動指標も、成果指標も補助金の申請件数としている。

【指摘 04】

申請しても、実際には設置に至らないケースもあり、成果指標については申請件数ではなく、設置件数（交付件数）とすべきである。

【意見 07】

当事業の目的を考えれば、市全体で均等に進めていくよりも、火災の発生リスクがより高い地域に重点的に事業を推進していくことに注力していくことが、より効果的な取り組みになる。

この点については、すでに、担当課でも、2020(令和2)年度から防火地域、準防火地域への重点的な展開を検討しているところである。

当事業は市全体を対象にしている以上、活動指標や成果指標に市全体の申請（設置）件数を残すとしても、重点地域における広報活動の回数や申請（設置）件数、普及率などを活動・成果指標に追加して、より実効的な目標管理をしていくべきである。

A-04. 防災必需品備蓄事業(管理 No. 04)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	大規模災害に備え食料等を備蓄する
根拠法令等	静岡県第4次地震被害想定、静岡市総合計画、 静岡市地域防災計画、 静岡市地震・津波対策アクションプログラム
主な事業内容	非常食料、生活必需品の備蓄 食料（アルファ化米とビスケット）は必要備蓄量の100万食に達しており、賞味期限(5年間)の切れる分(総量の約5分の1)を更新しながら、約100万食の備蓄体制を維持している。 生活必需品は、整備計画に沿って、毛布と災害用トイレを計画的・段階的に補充をしている。
開始事業年度	—
終了予定年度	—
実施主体	静岡市
実施形態	直営

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	48,750	48,282	40,000
決算額 (C)	36,001	38,852	36,646
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	73.8%	80.5%	91.6%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	26,667	
県から	13,333	地震・津波対策等減災交付金 交付率1/3
合計	40,000	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	アルファ化米		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	105,100 食	103,600 食	97,600 食
実績値	105,600 食	109,600 食	97,600 食

※:必要数は備蓄できていて、毎年、賞味期限(5年間)の切れる分(総量の約5分の1)を更新

指標名	ビスケット		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	94,600 食	94,600 食	94,600 食
実績値	95,100 食	90,850 食	94,600 食

※:必要数は備蓄できていて、毎年、賞味期限(5年間)の切れる分(総量の約5分の1)を更新

指標名	災害用毛布		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	3,000 枚	3,000 枚	3,000 枚
実績値	3,000 枚	5,000 枚	3,650 枚

※:不足数を計画的に追加していて、2022(令和4)年度には必要数に達する予定

指標名	災害用トイレ		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	携帯トイレ 102,400 枚	携帯トイレ 102,400 枚	携帯トイレ 102,400 枚
実績値	携帯トイレ 102,400 枚	携帯トイレ 102,400 枚	携帯トイレ 102,400 枚

※:不足数を計画的に追加していて、2019(令和元)年度には必要数に達した

② 成果指標 . . . 活動指標と全く同じ

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

事務事業総点検表に示されている 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、活動・成果指標に掲げる4品目(アルファ化米、ビスケット、毛布、災害用トイレ)の購入費用であり、その内訳と入札状況は次のとおりである。4品目の購入について、

静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」で申請処理や入札等の手続きの内容を確認したが、問題点は検出されなかった。

品目	入札参加者	金額(千円)
アルファ化米	6者	18,973
ビスケット	5者	12,157
災害用毛布	6者	3,329
災害用携帯トイレ	3者	2,185
合計		36,646

※:各品目で最低入札価格の業者から購入している。

【意見 08】

事務事業総点検表に示されている当事業の事業費は【現状】で既述したとおり、期限切れで入れ替える食料と計画的・段階的に補充をしている毛布と携帯トイレの購入費用だけが計上されている。しかし、当事業では、毎年、食料の入替業務の委託料（年間約 90 万円）も発生しており、これは、担当課の経常費用として計上されていて、当事業の事業費には含まれていない。

食料の備蓄場所での入替業務は、当事業の遂行にとって必要不可欠なものであり、これに係る経費も当事業の事業費に含めて処理すべきである。

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他管理業務について

① 備蓄食料更新計画について

【現状】

市では、食料（アルファ化米とビスケット）の備蓄について、静岡県第 3 次地震被害想定をもとに 100 万食の備蓄を目指し、2008(平成 20)年頃には目標に達していた。その後、2013(平成 25)年 11 月に静岡県第 4 次地震被害想定が発表されたが、必要備蓄量の見直しによる不足数はないと想定されている。

現在、毎年、賞味期限(5年間)の切れる分(総量の約 5 分の 1)を更新しながら、約 100 万食の備蓄体制を維持している。

なお、現在の必要備蓄量は、「備蓄食料更新計画」によれば、下記のような計算から、発災後 3 日分、778,070 食と算出されており、これと比較すると、実際の備蓄量約 100 万食は、かなり余裕を持っているように見える。

	項目	数量	計算	根拠
A	避難所避難者数	182,543 人	葵区 : 59,457 人 駿河区 : 55,467 人 清水区 : 67,619 人	県の第 4 次地震被害想定
B	食料需要者数	219,052 人	$A \times 1.2$	阪神・淡路大震災の実績
C	必要食料数	1,971,464 食	$B \times 3 \text{ 日} \times 3 \text{ 食}$	発災後 3 日分を確保 4 日目以降は支援を想定
D	3 日分の食料の平均家庭備蓄率	60.53%	1 日目 : 77.7% 2 日目 : 64.3% 3 日目 : 39.6%	県民意識調査より
E	必要備蓄食料数	778,070 食	$C \times (1 - D)$	C と D より不足数

※：要備蓄食料数を C と D から単純計算すると 778,137 食になるが、家庭備蓄率の計算の端数処理の違いによるものとする

上表の計算式は、静岡県でも採用されているが、避難所避難者数、避難所避難者数と食料需要者数の倍率、家庭備蓄率など複数の計算基礎の仮定に基づいて計算されている。これらの計算基礎は、災害の発生状況によっても大きく変動するので、見積計算の正確性に関する検討は困難であるが、少なくとも、市が前提としている考え方について、以下の点を十分に理解する必要があると考える。

- ア. 3 日分の食料の平均家庭備蓄率の 60% (3 日間、9 食のうち 5.4 食) については市民が確保している、つまり、避難所に避難する際にも持ち出されるということ为前提にしている。
- イ. このことは、3 日分の食料備蓄と言いながらも、あくまでも食料を持ち出せずに避難した人向けのもので、仮に、避難所避難者全員に備蓄食料を均等に配った場合には、3.6 食分で備蓄がなくなってしまう、ということである。
- ウ. さらに、上表の B の食料需要者数は、A の避難所避難者数の 1.2 倍に設定している。A の避難所避難者数は居住者を前提にしており、発災時に観光や出張で静岡市に来ている人もいるので、阪神・淡路大震災の時の実績をもとに B の食料需要者数は計算されている。
- エ. 上表の計算ロジックでは、ウの 2 割の上乗せ分も合わせて、アの食料の平均家庭備蓄率の 60% が確保されている計算になっている。つまり、旅行者や出張者も 5.4 食分の食料を確保できている、という前提で計算が行われている。

【指摘 05】

上記の【現状】の後半に既述した、必要食料備蓄数に関する市の計算前提のエ (旅行者や出張者も 5.4 食分の食料を確保できている) については、明らかに合

理性を欠いており、「備蓄食料更新計画」での見積計算を修正すべきである。なお、県でも同様の計算式を採用しているが、県と合わせる必要性はなく、見積計算に絶対的な正解はないとしても、合理的な説明ができない要素はできるだけ排除しておくのが望ましい。

避難所避難者数(居住者)と、その2割の上乗せ分(旅行者や出張者)を区分して、避難所避難者数(居住者)にだけ家庭備蓄を考慮するように計算し直すと、必要食料備蓄数は下表のように、977,029食となり、実際の備蓄量約100万食をわずかに下回っているレベルになる。

備蓄量約100万食が「備蓄食料更新計画」の見積計算をもとに、かなり余裕を持っているという認識のもとで維持されてきているとすれば、備蓄量の見直しも検討すべきである。

項目	居住者	旅行者・出張者	合計
避難者数	182,543人	36,509人	219,052人
必要食料数	1,642,887食	328,581食	1,971,468食
家庭備蓄率	60.53%	—	
家庭備蓄食料数	994,439食	—食	994,439食
必要備蓄食料数	648,448食	328,581食	977,029食

【意見 09】

上記の【現状】の後半に既述した、必要食料備蓄数の計算前提のアとイについては、どの程度の市民が理解できているのだろうか。

監査時点における市のホームページには、災害時の食料の配布について、以下のような説明が行われている。

学校へ行けば食糧をもらえるの？

最終更新日：2015年3月26日

現在静岡市では「拠点避難地兼収容避難所となる小学校」及び「一時避難地兼収容避難所となる中学校」に食糧等の分散備蓄を進めているところであります。

この食糧は家が倒壊・焼失、流出してしまったために自分の備蓄していた食糧を持ち出すことのできなかつた人の分です。

決して被災者(=市民全員)に対する配給物資ではありません。

市民の皆様には1人当たり1週間分(そのうち3日分は調理の必要のない携行食)を自分で用意してください。

特に、粉ミルクや高齢者用の軟食は長期保存ができませんので、市には備蓄は一切ありません。

自分で調達していただくしか手段はないのです。

上記のコメントは、決して甘い表現をしているわけではないし、内容的にも、

前記の計算前提のアとイの内容と矛盾するものでもない。しかし、市には、想定される避難所避難者数の3.6食分の食料しか備蓄されていない、という具体的な数値を知ってコメントを読むのと、知らないでコメントを読むのでは、読み手の感じ方はかなり違うのではないかとと思われる。

近年、日本各地で自然災害が発生する中で、自分の身は自分で守る、いわゆる“自助”の重要性が強調される一方、自治体による“公助”の限界も主張されるようになってきている。そのような中で、市に求められるのは、絶対的な答えではなく、“公助”のあり方や限界について、市の考え方や根拠、検討内容などを明確に示し、市民に理解を求め、自分の身は自分で守らなければならない「自助」への備えを促す姿勢ではないかと考える。

本件について考えた場合、上記のホームページでのコメントには、ポイントになる数字を具体的に示すべきであるし、わざわざ関心をもってホームページを見る人向けに備蓄食料更新計画も添付しておくべきであると考えます。

② 毛布やトイレの整備計画について

【現状】

上記①の食料の他に、当事業で購入を進めている毛布とトイレについても、それぞれ、整備計画が作成されている。それぞれの整備計画の中で、必要数の見積計算の前提となる避難所避難者数は、いずれも、静岡県第4次地震被害想定に基づくとしながらも、下表のように、それぞれが異なっている。3つの整備計画では、他の品目の整備計画との避難所避難者数の想定の違いについては、何も説明がない。

品目	避難所避難者数	整備計画での説明
食料	182,543人	被害想定 レベル2
毛布	159,697人	被害想定 レベル1 発災後1日目の避難所の避難者数
トイレ	161,931人	被害想定 レベル1 3日後避難所避難者数

【指摘 06】

食料、毛布、トイレは、いずれも避難所避難者が発災後1日目から必要とするものであり、必要数の見積計算に避難所避難者数が使われるべき状況には変わりがないと考える。また、避難所避難者数について、絶対的な正解はないとは言え、品目によって災害レベルや時点の想定を変える合理性もわかりづらく、市の見積計算が一貫性を欠いているような印象を受ける。

防災必需品の整備計画について、品目によって災害レベルや時点の想定を変えて、避難所避難者数を使い分ける合理性があると考えるのであれば、その考え方を整備計画内で考え方の説明を明確に示し、計画の実行中に前提となる状況が変わった場合などに適切な見直しができるようにしておくべきである。避難所避難

者数を使い分ける合理的な根拠がないのであれば、各品目の整備計画の前提について、一貫性や整合性を持たせるような見直しをすべきである。

③ 生活必需品の分散備蓄について

【現状】

2020(令和2)年3月現在の食料備蓄量は、地域防災計画(資料編)の4-35「生活必需品の分散備蓄数」に示されている。この状況と、上記の2(6)①【指摘05】での補正計算による必要食料備蓄数を比較すると、下表のとおりである。

	葵区	駿河区	清水区	合計
アルファ化米	184,750食	122,100食	213,000食	519,850食
ビスケット	181,650食	122,100食	174,500食	478,250食
合計：食料備蓄数	366,400食	244,200食	387,500食	998,100食
避難所避難者数	59,457人	55,467人	67,619人	182,543人
旅行・出張者(2割)	11,891人	11,093人	13,524人	36,508人
合計：食料需要者数	71,348人	66,560人	81,143人	219,051人
必要な食糧	642,136食	599,044食	730,285食	1,971,465食
家庭備蓄量	323,904食	302,168食	368,368食	994,440食
差引：必要備蓄数	318,232食	296,876食	361,917食	977,025食
充足率	115.14%	82.26%	107.07%	102.16%

1番下の充足率を見ると、駿河区が100%を大きく下回っている。葵区には、市全体の防災備蓄のバックヤードのような役割を持つ日出町防災備蓄倉庫(48,700食を備蓄)が含まれているため、葵区と駿河区のバランスが崩れている面も考えられるが、日出町防災備蓄倉庫での備蓄分を避難所避難者数で再按分してみても、駿河区の充足率は約90%程度である。

同様に、食料以外の主な生活必需品についても、3つの区の分散備蓄の状況をまとめると下表のとおり、かなりばらつきがある。

品目	葵区	駿河区	清水区	合計
毛布	63,265	29,150	58,671	151,086
トイレ(※1)	816,153	382,391	1,103,877	2,302,421
飲料水用ポリ袋(※2)	198,000	88,200	1,300	287,500
トイレットペーパー(※3)	11,100	5,560	—	16,600
生理用品(※3)	13,264	6,030	—	19,294
紙オムツ(※3)	16,728	7,548	—	24,276
ごみ袋(※3)	58,400	24,600	—	83,000

- ※1：トイレは使用回数分で表示。仮設用トイレは1基につき917回分、簡易トイレと携帯トイレは1つ1回分として換算している。
- ※2：静岡市では飲料水をペットボトルではなく、水道水の貯水槽で備蓄しており、飲料水を配付するためのポリ袋を備蓄している。
- ※3：トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、ゴミ袋などは合併前の旧静岡市が備蓄していたものをそのまま備蓄しているもので、現在は、備蓄在庫ではなく、流通在庫で対応する予定である。

【指摘 07】

発災後、すぐに避難者に配布することが求められる食料や水(を配布するポリ袋)、毛布などの生活必需品は、できるだけ、各避難所の想定避難者数に基づいて分散備蓄をすべきである。

しかし、担当課では、避難所ごとの想定避難者数に基づいた分散備蓄数の検討資料などを作成していない。また、2003(平成15)年に旧静岡市と旧清水市の合併、2006(平成18)年の旧蒲原町の編入合併、2008(平成20)年の旧由比町の編入合併があり、それぞれの旧市町での備蓄品に違いがあるが、これらを整理する取り組みも行っていない。

その結果、たとえば、清水区では避難所になっている小中学校には飲料水用ポリ袋や携帯トイレが備蓄されていなかったり、葵区や駿河区ではアルファ化米とビスケットを同量ずつ備蓄しているが、由比地区では、合併後に何度も入替の機会はあったにもかかわらず、いまだにアルファ化米だけが備蓄されていたり、トイレットペーパーや紙オムツなどについて、旧静岡市の葵区・駿河区と、清水区で備蓄が全く違う状況が放置されてきている。

担当課は、避難所ごとの想定避難者数に基づいた分散備蓄数の検討を行い、備蓄量のバランスを調整することと、旧市町時代の不整合や格差を早期に解消するべきである。

A-05. 防災施設等整備事業(管理 No. 05)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	津波浸水想定区域において緊急避難場所を整備することにより、住民の生命を確保する。
根拠法令等	災害対策基本法、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針、静岡市総合計画、静岡市地域防災計画、静岡市地震・津波対策アクションプログラム、静岡市津波防災地域づくり推進計画、静岡市津波避難計画
主な事業内容	津波浸水想定区域の中で避難困難とされる 57 の空白エリアのうち、昼夜間帯の人口の多い方の人数が既存の津波避難ビルでカバーできない 19 地区に津波避難施設を設置する事業
開始事業年度	2012(平成 24)年度
終了予定年度	2020(令和 2)年度
実施主体	静岡市
実施形態	委託・請負

19 地区の津波避難施設の内訳

種類	数量	備考
津波避難タワー	17	17 基目(19 地区目)が 2020(令和 2)年 9 月に完成
命山	1	三保で景観に配慮して設置
避難路橋	1	沿海部を民間の工場の敷地内をショートカットして避難するための橋。通過するためのものであり、厳密には津波避難施設には入らない
合計	19	

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	248,982	298,640	5,100
最終予算額 (B)	298,739	6,000	84,400
決算額 (C)	274,819	126,618	4,790
次年度繰越額 (D)	298,640	5,100	84,400
予実乖離率 (C/(A+B-D))	110.33%	42.27%	93.94%

※：2018(平成30)年度は、最後の19地区目の津波避難タワーの建設に係る設計・工事について、2回入札不調になり、未執行となったため、予実乖離が大きくなった。

2019(令和元)年度に再度入札が行われ、設計は年度内に完了したが、工事施工の影響について隣地の地権者との協議に時間がかかり、工事発注が遅れたため、工事費用全額を2020(令和2)年度に繰り越すことになった。

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	2,346	
市債	21,100	災害対策事業債 充当率 90%
国から	56,266	防災・安全社会資本整備交付金 交付率 2/3
県から	4,688	地震・津波対策等減災交付金 交付率 1/18
合計	84,400	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	津波避難タワー等の建設		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	2か所	3か所	1か所(設計完了)
実績値	2か所	2か所	1か所(設計完了)

※：2019(令和元)年度は19地区目の施設の設計のみを実施

② 成果指標

指標名	津波避難タワー等の建設が必要なエリア(全19か所)の解消率(設置率)		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	89%	95%	95%
実績値	89%	95%	95%

※：2017(平成29)年度は17/19=89.4%

2018(平成30)年度と2019(令和元)年度は18/19=94.7%

19地区目の施設は2020(令和2)年9月に完成した

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

1 基の津波避難施設を建設するには、一般的に、下表のような工程と期間・費用がかかる。

工程	実施者	期間	費用
用地交渉、補償	市	約1年から3年	約30,000千円
設計	業者(委託契約)	約1年	約8,000千円
建設工事	業者(請負契約)	約1年から2年	約150,000千円
計		約3年から6年	約188,000千円

他の事業では、事業年度単位で、直近の2019(令和元)年度の事業費を検証しているが、当事業については、案件単位で、19地区目の津波避難施設について、静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」と工事関係の紙ファイルで申請処理の内容を確認したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

19地区目の施設では、2018(平成30)年度に設計と建設工事の入札が行われ、建設工事については、2回入札不調になり、2019(令和元)年度に再度実施された。

これらの入札や契約手続について、静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」と関係紙ファイルで内容を確認したが、特に問題点は検出されなかった。なお、建設工事の3回の入札は、次のような状況だった。

	応札者数	予定価格	不調の理由／落札の状況
1回目	0	147,200千円	応札者なし
2回目	3(うち2者辞退) 実質：1	153,650千円	入札額が予定価格を超え、評価点を入札価格で除した評価値も基準を下回ったため
3回目	4	189,300千円	入札額が予定価格を下回ったのは1者のみ 入札金額は189,000千円

【意見10】

建設工事について、3回入札が行われたが、【現状】の表に示した予定価格の推移や最終的な入札金額を見ると、当初の予定価格の設定は、実勢価格と大きく乖離していたと言わざるを得ない。当時の状況としては、オリンピックに向けた建設工事が集中し、人件費や材料価格が高騰していたことも影響していると考えられるが、結果的に、命を守るための津波避難タワーの設置予定時期がずれ込んでしまったことを考えると、工法の選定や予定価格の設定に見直すべき点があったのではないかと思われる。しかし、当事業については、19地区目の施設が最後の工事であり、今後の改善措置の余地がないため、意見にとどめる。

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2020(令和2)年9月に完成した19地区目の施設について、設計及び工事に関する完成報告書一式を確認した。1基の津波避難タワーの建設について、段ボール箱2箱分、14冊のファイルにもなるが、資料の随所には、チェックが行われた赤鉛筆やマーカーの跡を確認でき、細かくチェックが行われていることがうかがえる。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2020(令和2)年9月に完成した19地区目の施設について、上記2(4)工事等完了の確認とあわせて、完成報告書から処理の状況を確認したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他管理業務について

① 今後の施設の活用や維持について

【現状】

当事業は、2012(平成24)年度から19の地区での津波避難施設の建設を進めてきたもので、2020(令和2)年度に19地区目の施設が完成し、事業も完了する。これまで、施設の建設が最優先で、将来の維持管理や日常の活用方法については、ほとんど検討されていない。

【意見11】

担当課は、今後、施設の長寿命化のための維持管理やアセットマネジメントで求められる施設の日常の活用方法・複合的活用方法を検討する必要がある。

既に建設された施設の中には、事故等が発生した場合の責任や若者が遊び場にして騒音が発生することを敬遠して、立ち入りを制限しているものもあるとのことであるが、せっかく作ったものを全く使用していないのはもったいないので、できるだけ日常の活用ができるように検討することを期待する。

A-06. 自主防災活動支援事業(管理 No. 06)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	大規模地震等の災害に備え、自主防災組織に対して防災資機材の購入費等を補助することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。
根拠法令等	地域防災計画 静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱 等
主な事業内容	市内に 980 ある自主防災組織に対して、防災用資機材の購入費用等の補助金を支給する。 補助対象になる項目は次のとおり。 ・ 防災倉庫設置費補助 ・ 防災資機材等購入費補助 ・ 可搬消防ポンプ等購入費補助 ・ 防災倉庫用地借地料補助 ・ 避難路等整備費補助
開始事業年度	—
終了予定年度	—
実施主体	静岡市
実施形態	直営

当事業では、自主防災組織からの申請内容の確認や補助金交付の手続きは、葵・駿河・清水の各区の地域防災担当が行っていて、担当課である危機管理課には、3つの区の地域防災担当から、集計結果が報告されている。

2019(令和元)年度の区別・補助対象項目別の事業費の発生状況は、次のとおり。

(単位:千円)

補助項目	葵区	駿河区	清水区	合計
防災倉庫の設置	3,170	1,502	2,293	6,965
防災資機材の購入	11,072	10,060	12,796	33,928
可搬消防ポンプ等の購入	748	187	1,372	2,307
防災倉庫の借地料	764	429	484	1,677
避難路の整備	—	—	145	145
合計	15,754	12,178	17,090	45,022

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	50,000	50,000	50,000
決算額 (C)	41,797	43,585	45,022
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	83.6%	87.2%	90.0%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	33,334	
県から	16,666	地震・津波対策等減災交付金 交付率 1/3
合計	50,000	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	防災資機材の購入費補助申請件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	540	530	514
実績値	502	502	506

② 成果指標 . . . 活動指標と同じ

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の支出額について、各区の地域防災担当が作成している申請リストのデータを検証したが、補助金額の算定ミスや、申請リストの集計額と歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について

【現状】

上記2 (1) 支出額の計上とあわせて、2019(令和元)年度の支出額について、各区の地域防災担当が作成している申請リストのデータを検証したが、補助金額の算定で、各補助対象項目の補助金交付要綱に抵触しているものは検出されなかった。

また、2019(令和元)年度の紙資料ファイル(申請案件ごとに申請書類や実績報告などが綴じられているもの)を通覧したが、実績報告の確認資料の入手漏れなどの問題点も検出されなかった。

【意見 12】

各区の地域防災担当は、実績報告の書面上の確認は行っているが、自主防災組織の倉庫などに出向いて購入された資機材の現品確認などは特に行っていない。

購入される資機材等は自主防災組織の所有物であり、市は購入費用の補助をしているだけであるが、税金を使って補助をしている以上、毎年、一定数の自主防災組織に対して抜き取り検査することを提案する。

ただし、抜き取り検査は、不正の発見が第一目的ではなく、牽制による不正抑止を目的とし、申請時のやり取りの際に、各自主防災組織に対して、抜き取り検査を行うことと、過去の検査での気付事項や留意事項などを伝えることが重要である。

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他管理業務について

① 当事業の管理のあり方について

【現状】

3つの区の地域防災担当が作成している申請リストのデータは、いずれもエクセルファイルで作成されているが、下表のように、構成や項目、様式がバラバラなので、全体のデータの集計や分析が困難な状況にある。

		葵区	駿河区	清水区
構成	ファイル・シート	1つのエクセルファイルで、補助対象項目ごとにシートを分けている	補助対象項目ごとにエクセルファイルを分けている	1つのシートで複数の補助対象項目をまとめている
	申請単位	1申請につき1行	1申請につき1行	1申請に複数行(品目を列記)
	順番	申請の受付順	申請の受付順	申請の受付順

			葵区	駿河区	清水区
主な項目	日付	申請	あり	あり	
		決定通知	あり		
		実績報告		あり	
		確定通知	あり		あり
		支払	あり	あり	
	書類No.	決定通知	あり	あり	
		確定通知	あり	あり	
	金額	発生経費	あり	あり	あり
		補助金額	あり	あり	あり
		支払済額		あり	

【意見 13】

当事業は、自主防災組織から申請があったものに対して、補助金の支給をするもので、補助対象となる防災用の資機材などを購入するかどうかは、あくまでも、各自主防災組織の自主的な判断に基づき、市から積極的に一定の資機材等の整備を促すようなことはしていない。

しかし、防災に関して“公助”の限界があり、できるだけ“自助”や“共助”に頼らざるを得ないとするのであれば、継続的に当事業を進める中で、自主防災組織別の活用状況のバランスを確認し、活用の低さが顕著な組織については、資機材等に著しい不足が生じていないかどうかを確認するなどの、全体の底上げを図るような取り組みも必要ではないかと考える。

このような取り組みは、日常の管理とは別に、危機管理課が全体の状況を俯瞰して行うべきである。そのためには、申請リストの様式を統一して、データの集計や分析をしやすくする必要がある。

危機管理課と3つの区の担当者が集まり、互いの申請リストを見比べながら、項目の過不足なども検討すれば、それほど難しい作業ではないと考える。

② 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業では、活動指標と成果指標が同じもの（補助申請の件数）になっている。

【意見 14】

当事業は、自主防災組織からの補助申請があったものを実施要綱に従って確実に実施することが求められるもので、市にとっては、受動的な対応になりやすい。そのため、補助申請の件数が、当事業の活動量と成果を共に示すものである、ということも間違いではないと言える。しかし、担当者の工夫や努力によって、補助申請の件数が増えたり減ったりするものでもないので、目標管理の面からはあ

まり適しているとは言えない。

今後、2（3）【意見12】での抜き取り検査や、2（6）①【意見13】での事業の活用状況の分析から自主防災組織の全体の底上げを図るような取り組みを進めていくとすれば、検査する組織の数を活動実績にすることや、積極的に整備を促進したい資機材等の購入に当事業が活用されることを成果指標の目標とすることなども考えられる。

A-07. 津波避難ビル指定促進事業(管理 No. 07)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	津波浸水想定区域において緊急避難場所を整備することにより、住民の生命を確保する。
根拠法令等	災害対策基本法、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針、静岡市総合計画、静岡市地域防災計画、静岡市地震・津波対策アクションプログラム、静岡市津波防災地域づくり推進計画、静岡市津波避難計画
主な事業内容	民間所有のビルの所有者に対し、津波避難ビルに指定されるために必要な外付け階段などの設置の補助金を支給し、費用の一部を負担することで、避難場所を確保することを促進する。
開始事業年度	2012(平成 24)年度
終了予定年度	2022(令和 4)年度
実施主体	市
実施形態	直営

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	40,000	40,000	30,000
決算額 (C)	20,886	36,710	16,712
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	52.2%	91.8%	55.7%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	17,500	
国から	10,000	防災・安全社会資本整備交付金 交付率 1/3
県から	2,500	地震・津波対策等減災交付金 交付率 1/12
合計	30,000	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	津波避難ビル補助件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	3件	3件	3件
実績値	3件	4件	2件

② 成果指標 . . . 活動指標と同じ

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に補助金が支給された2つの案件について、静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」で申請処理等を確認したが、支出額の計算及び計上については、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について

【現状】

上記2(1)支出額の計上とあわせて、2019(令和元)年度に支給された2件の補助金額の算定について検証し、当事業の補助金交付要綱に従って、適切に算定されていることを確認した。

また、2019(令和元)年度の紙資料ファイル(申請案件ごとに申請書類や実績報告などが綴じられているもの)を通覧したが、実績報告の確認資料の入手漏れなどの問題点も検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他管理業務について

① 今後の事業計画の策定について

【現状】

当事業は、2011(平成23)年に発生した東日本大震災を教訓に、管理 No. 05 の防災施設等整備事業(津波避難施設を設置する事業)と合わせて、2012(平成24)年からスタートした。

No. 05 の防災施設等整備事業は、津波浸水想定区域の中で避難困難とされる57の空白エリアのうち、昼夜間帯の人口の多い方の人数が既存の津波避難ビルでカバーできない19地区に津波避難施設を設置するもので、19地区目の津波避難施設が2020(令和2)年9月に完成予定であり、これをもって、同事業は終了する。

しかし、57の空白エリアの中には、避難施設のある隣接するエリアに避難することで避難可能としているところが23エリアあるので、当事業については、今後も継続して、自エリア内での避難ができるように津波避難ビルの指定の促進を図っていく予定である。

【意見15】

当事業は、当年度中に空白エリアの解消という当面の目標が達成され、自エリア内での避難ビルを確保するという次の目標に向けて、事業の進め方などを見直す時期にある。

今後、自エリア内での避難ビルの確保を目指していく23エリアにおいて、津波避難ビルに指定可能なビルはかなり限定されると思われるので、候補対象となるビルの所有者へのアプローチ方法やスケジュールを明確にして、計画的にプロジェクトを遂行していくことを期待する。

② 避難場所に関する情報開示や提案について

【現状】

静岡市内には、津波避難ビルには指定されていないが、ビルの所有者とビルがある地区会との間で災害時に避難者の受入れの約束が取り交わされているものもあり、必ずしも、管理 No. 05 の津波避難タワーの建設や当事業の津波避難ビルの指定促進だけが津波避難対策になるわけではない。

また、近年、自然災害が頻発する中で、大型台風の接近しているときなどに、テレビのニュースなどで、必ずしも自治体が用意する避難所に避難するのではなく、より安全そうな知人などの家に避難させてもらう方法もあることを呼びかけるようになってきている。

【意見16】

近年、防災に関して、公助の限界と、自助・共助が基本であることを理解し、

避難行動をとることが強調されるようになってきているように思える。

このような状況で、市に求められる役割も、当事業の津波避難ビルの指定の促進といったハード面の整備もさることながら、避難所の確保がまだ十分にカバーできていないエリアについて、その状況の明確な情報開示や、【現状】に記載したような多様な避難場所の提案といったソフト面の充実がより重要になってくると思われる。

今後、自エリア内での避難ビルの確保を目指していく 23 エリアについては、当事業の推進とともに、地域住民へのより詳しい情報提供と避難場所の確保に関する提案を積極的にすべきである。

③ 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業では、活動指標と成果指標が同じもの（補助の件数）になっている。

【意見 17】

当事業について、今後、上記 2（6）①の【意見 15】に記載したような見直しを進める場合、活動指標や成果指標も、プロジェクトの進捗管理や目標管理に即したものに直すべきである。

A-08. 防災備蓄品の保管状況（現地視察）（管理 No. 49）

1. 現地視察の実施状況

	視察場所	現地視察日	食料備蓄数
④	日出町備蓄品倉庫（葵区）	7月22日（水）	48,700食
⑤	安東小学校（葵区）	8月3日（月）	20,000食
⑥	西豊田小学校（駿河区）	8月7日（金）	20,000食
⑦	蒲原市民センター（清水区）	8月31日（月）	21,000食
⑧	清水有度第二小学校（清水区）	8月6日（木）	40,000食

（視察場所の選定の基礎資料）

地域防災計画（資料編）4-35「生活必需品の分散備蓄数」

（視察場所の選定理由）

- ① 地域の中核的な備蓄品の保管場所として、④と⑦を選定
- ② 市全体として、生活必需品の分散備蓄場所は小中学校が多いことから、葵・駿河・清水の各区から、それぞれ最も食料備蓄数の多い学校として⑤・⑥・⑧を選定

2. 視察場所の主な生活必需品の備蓄数

品目	葵区		駿河区	清水区	
	④ 日出町	⑤ 安東小	⑥ 西豊田小	⑦ 蒲原市民	⑧ 有度第二小
アルファ化米	26,200	10,000	10,000	21,000	20,000
ビスケット	22,500	10,000	10,000	—	20,000
毛布	14,500	1,600	1,040	1,480	1,300
トイレ(※1)	138,484	9,170	9,170	1,854	22,947
飲料水用ポリ袋(※2)	51,400	5,000	5,000	—	—
トイレトペーパー(※3)	1,800	300	300	—	—
生理用品(※3)	3,246	306	306	—	—
紙オムツ(※3)	3,876	408	408	—	—
ゴミ袋(※3)	3,876	1,000	1,000	—	—

※1：トイレは使用回数分を表示。仮設用トイレは1基につき917回分、簡易トイレと携帯トイレは1つ1回分として換算している。

※2：静岡市では飲料水をペットボトルではなく、水道水の貯水槽で備蓄しており、飲料水を配付するためのポリ袋を備蓄している。

※3：トイレトペーパー、生理用品、紙オムツ、ゴミ袋などは合併前の旧静岡市が備蓄していたものをそのまま備蓄しているもので、現在は、備蓄在庫ではなく、流通在庫で対応する予定である。

3. 監査結果

(1) チェックリストによる概括的評価

No.	チェック項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	指摘意見
保管場所の表示							
1	備蓄品等を保管している場所は、市の地域防災計画資料編等に記載されている内容と一致している	○	×	○	×	○	(3)Ⓑ① (3)Ⓓ①
施錠管理							
2	保管場所は施錠管理され、外部者の侵入ができないようになっている	○	○	×	○	○	(2)① (3)Ⓒ①
保管場所の状況							
3	保管倉庫等は外観や中の様子に浸水した跡や破損など、備蓄品等の保管に気がかりな点はない	○	○	○	○	○	
4	保管倉庫等の中は、汚れや埃など、備蓄品等の衛生的な保管に気がかりな点はない	○	○	○	○	○	
5	夏場に常温保存の食品を保管することが心配になるほどは暑くない	○	×	×	○	○	(2)②
保管品の保管状況（置き方など）							
6	保管場所での保管品は整然と保管されている	×	○	○	○	○	(3)Ⓐ①
7	保管品は出し入れがしやすいように入出口や通路のスペースが確保できている	○	○	×	○	○	(3)Ⓒ②
8	保管場所のロケーション図が保管場所に備置されている	×	×	×	○	×	(2)③
9	保管品リストが保管場所に備置されている	×	×	×	×	×	(2)④
10	食料の数量は地域防災計画（資料編）の備蓄数と一致している（食料に限定して確認）	○	○	○	○	○	
11	食料以外について、地域防災計画（資料編）の記載と一致しないものは発見されなかった	○	○	×	×	×	(3)Ⓒ③ (3)Ⓓ② (3)Ⓔ①

12	保管品の入っている箱などは、中に何があるのか、わかりやすくなっている	○	○	○	○	○	
No.	チェック項目	④	⑤	⑥	⑦	⑧	指摘意見
13	災害時にすぐに必要になりそうなものは、特に出しやすい場所に保管している	○	○	○	○	○	
14	食料は賞味期限が先に切れるものから先に運び出しやすいように保管している	○	○	○	○	○	
保管品の状況（通覧・抜き取り確認）							
15	箱の破れや汚れが目につくものはない	×	○	○	×	○	(3)④② (3)⑦③
16	劣化（さび、カビ、埃、汚れ）している保管品は発見されなかった	×	○	○	○	○	(3)④②
17	使用期限が切れているものは発見されなかった	×	○	○	○	○	(3)④②

※：表の最上段の「④・⑤・⑥・⑦・⑧」は、上記1. 現地視察の実施状況の表にある5つの視察場所を示している
「指摘・意見」列には後述する（2）（3）の指摘・意見での該当部分を示している。
表中の「○」は「できている」、「×」は「できていない」、「-」は「該当なし」を示している。

（2）全体に共通する指摘・意見

① 施錠管理について

【現状】

学校の備蓄品置場の鍵は、通常、学校内に保管され、教頭が管理しているが、休日や夜間に災害が発生する場合に備えて、次のような形でスペアキーを外部者が保管している。

スペアキーの保管者	校舎・体育館	外部倉庫
地区支部員の幹部	必ず保管	必ず保管
地元の自主防災会	必要に応じて保管	必ず保管

地区支部員は、市の職員の中で学校の近くに居住する者で構成され、学校の規模等に応じて5～15人程度で組織している。通常、支部長や副支部長がスペアキーを保管している。

自主防災会は、地元の一般市民によって組織されているが、グラウンドの隅などに設置されている外部倉庫のスペアキーを保管する他、必要に応じて、校舎や体育館のスペアキーも保管する。

災害発生時の初動対応を考えると、校舎や体育館のスペアキーを自主防

災会にも預けている方が安心であるが、児童・生徒の安全確保の観点からは、学校の鍵を外部に預けることは慎重に検討する必要がある。現在、校舎や体育館のスペアキーを自主防災会に預けるかどうかの判断は、学校、地区支部員、自主防災会の三者会合での協議と各学校の校長の判断に委ねられていて、市としての明確な方針は示されていない。

学校、地区支部員、自主防災会の三者会合は、各組織のメンバー構成も変わるので、毎年必ず行われ、その時にスペアキーの保管の協議や確認も行われているが、今回、8月に現地視察を行った⑧安東小学校では、コロナ禍で三者会合ができていないという特殊事情もあって、新任の教頭がスペアキーを自主防災会に預けているのかどうかを認識していなかった。

また、危機管理課では、自主防災会が学校の外部倉庫のスペアキーを保管していて、自主防災会も別に自分たちの防災倉庫を持っているので、本来は、自主防災会の倉庫に保管すべき資機材等が学校の外部倉庫に誤って保管されるケースなども検出されていることから、校舎や体育館のスペアキーを一律に自主防災会に預ける方向になかなか進めにくいとも考えている。

【指摘 08】

校舎や体育館のスペアキーを自主防災会に預けるかどうかの判断、つまり、災害発生時の緊急対応と児童・生徒の安全管理のどちらを優先するのか、という重要な問題は、三者会合の協議や校長の判断にすべてを委ねるのではなく、危機管理課と市教委で、しっかり検討して、市の基本的な方針やルールを設けて、関係者に示すべきである。

また、今回、コロナ禍によって顕著になったが、災害がいつ起きるかわからない点を考えると、三者会合の有無にかかわらず、学校のスペアキーの保管者に関する情報を学校内部で確実に引継ぐような体制も必要である。

② 保管場所の状況について

【現状】

市では食料として、アルファ化米とビスケットを分散備蓄している。いずれも常温保存品であるが、常温保存品は、一般に気温 30 度以下の場所に保存すべきものとされている。各保管施設において、できるだけ、夏に気温が高くなりにくい場所を確保する努力が必要である。

今回、視察した 5 か所について、食料の保管場所の状況は次のとおりである。視察時の室温が特に高く、対策の検討をすべきではないかと思われるところについて、右端の「検討」の欄に○を付けている。

	視察場所	保管場所の状況	検討
④	日出町備蓄品倉庫	J R の高架線路下にあり、天井も壁も厚く、直	

		射日光も当たらないので、比較的涼しい。	
--	--	---------------------	--

	視察場所	保管場所の状況	検討
⑧	安東小学校	屋上に通じる階段部分に保管。 窓があるが、通常、締め切られていて、かなり熱気がこもる。	○
⑨	西豊田小学校	校舎3階の屋根部分の屋上につながる4階の廊下の奥と、体育館の2階ロフトの奥の2箇所に分散して保管。 いずれも風通しが悪く、かなり熱気がこもる。	○
⑩	蒲原市民センター	センターの建物内ではなく、敷地内のプレハブ倉庫に保管。 天井や壁に断熱材があり、それほど暑くない。	
⑪	清水有度第二小学校	校舎内1階にある倉庫のようなスペースに保管。入口は、格子状の扉になっていて、風通しは悪くない。	

【意見 18】

今回、視察した⑧安東小学校や⑨西豊田小学校のように、屋上につながるような場所は、直射日光により屋上はかなり高温になることや、風通しも悪く、熱がかなりこもりやすいため、校舎の中でも最も暑くなりやすい場所ではないかと思われる。

地域防災計画（資料編）4-35「生活必需品の分散備蓄数」には、各施設の保管場所が書かれているが、最上階の空きスペースと思われるところを保管場所としている小中学校が散見される。

各施設について、備蓄する食料が、夏場の気温上昇に耐えられるのか、という視点であらためて総点検をすべきである。

③ 保管品の保管状況について／ロケーション図

【現状】

保管場所のどこに、何が、保管されているのかを示すロケーション図が作成されていない。特にA日出町備蓄品倉庫は、保管スペースが1階と2階に分かれていて、中に何か所も太い柱があるので、何がどこにあるのかは見渡して把握できる状況にはない。

また、その他の施設についても、食料は、個々の段ボールに内容が表記され、まとまっていて保管されているので、わかりやすいものの、資機材は、何が、どこにあるのか、わかりにくい。

【指摘 09】

災害発生時には、倉庫の中の状況をよく知っている人が対応するとは限らない。初動対応をスムーズにできるように、誰でも、何が、どこに置かれているのかを、すぐにわかるようにしておく必要がある。

なお、ロケーション図は、定期的に更新をして、常に新しいものを保管場所の目立つところに貼っておくべきである。

④ 保管品の保管状況について／保管品リスト

【現状】

保管品の保管場所に、何が、どれだけ保管されているのかを示す保管品リストが置かれていない。

また、地域防災計画(資料編)の中に、4-34「防災用資機材備蓄一覧表」と4-35「生活必需品の分散備数」があるが、次の点で、そのまま使えない。

- ア. 4-34「防災用資機材備蓄一覧表」の【葵区・駿河区】【清水区】では、小中学校をまとめて表記している。
- イ. 保管施設で、食料は校舎内、発電機等の資機材は外の倉庫と複数の場所に分散しているケースが多いと思われるが、4-34「防災用資機材備蓄一覧表」と4-35「生活必需品の分散備数」には、各施設の保管場所別には表記されていない。
- ウ. 食料については、賞味期限が切れるものを更新しているが、1度にまとめて更新するのではなく、学校などは2回、日出町備蓄品倉庫では5回に分けて更新している。しかし、4-35「生活必需品の分散備数」には賞味期限の違いを区別しないで、まとめて数量を表記している。

【指摘 10】

各施設において、複数の保管場所のどこに、何が、どれだけ保管されているのかを示す保管品リストを作成し、誰でも、全体の保管状況がわかるようにしておく必要がある。

また、保管品リストは、③のロケーション図と同様に、定期的に更新をして、常に新しいものを保管場所の目立つところに貼っておくべきである。

(3) 個々の施設に対する指摘・意見

④ 日出町防災備蓄倉庫

① 保管品の保管状況について

【現状】

倉庫内は全体的に保管品を秩序整然と保管しているが、次のような状況が確認された。

- ア. 乾電池がバケツ一杯分程度の量が箱の中に乱雑に保管されている。乾電池にも使用期限があるため、定期的に保管品を入れ替えているということであるが、使用期限ごとに分けて保管はしていない。
- イ. 倉庫の入口付近の棚に使用期限が過ぎているなど、廃棄予定のものが置かれているが、廃棄予定品であることが明記されていない。

【指摘 11】

- ア. 乾電池は、使用期限でグループを分け、グループ別にビニール袋に入れ、ビニール袋に期限を書いておくなど、保管方法の見直しを提案したい。
- イ. 日出町防災備蓄倉庫は普段は閉め切ったままなので、使用期限が過ぎているものを見つけて、より分けたときは倉庫に保管しないで、速やかに処分すべきである。やむを得ず倉庫に保管する場合には、その旨を分かるようにしておき、倉庫の入口付近に置いて、次の使用者が処分するようにすべきである。

② 保管品の状態について

【現状】

外側の包装の状態がかなり汚れており、中身を確認すると、劣化して、使える状態にない紙オムツと生理用品が保管されていた。

地域防災計画（資料編）4-35「生活必需品の分散備蓄数」を見ると、葵区と駿河区のかなりの数の小中学校にも紙オムツと生理用品が分散備蓄されている。

これらは、すべて2003(平成15)年の合併前に、旧静岡市が購入したもので、合併後は、紙オムツと生理用品を流通備蓄品として災害発生時には、協定を締結している業者から供給される扱いとなっているため、清水区には備蓄されていない。

【指摘 12】

紙オムツと生理用品には明確な使用期限は無いようであるが、旧清水市との合併から15年以上経過しており、他の施設に保管されているものもテープなどがかなり劣化していて、使える状態ではないものとする。

備蓄品の選定や配置、期限管理は保管している各施設ではなく、危機管理課が集中管理しているが、地域防災計画（資料編）4-35「生活必需品の分

散備蓄数」でも、旧静岡市と旧清水市との備蓄品の内容のアンバランスさは明らかであり、これまで、長期間、備蓄品の見直しが適切に行われてこなかった、と言わざるを得ない。

紙オムツと生理用品だけでなく、現状に合っていないものを総点検して、使えないものは処分するとともに、地域防災計画（資料編）も修正すべきである。

② 安東小学校

① 保管場所の表示について

【現状】

地域防災計画の資料編 4-35「生活必需品の分散備蓄数」には、当施設の保管場所を「北校舎 4 階教室」として表示しているが、実際は、「北校舎ペントハウス」（屋上に通じる階段）に保管されている。

【指摘 13】

正確な標記に修正すべきである。

③ 西豊田小学校

① 施錠管理について

【現状】

食料は、校舎 4 階の廊下の奥と、体育館の 2 階ロフトの 2 箇所に分散して保管している。

校舎 4 階の廊下の奥は、教室部分の廊下との境にカーテンをして区切っていて、手前に使っていない机や椅子が積んであり、その奥に食品の段ボールが積まれている。

体育館は、体育器具などが置かれているスペースの最も奥の部分を使用している。

いずれも、通常は学校の備品などが置かれるオープンなスペースで、扉も（当然、施錠も）なく、日常的に人が出入りしやすい環境にあるので、悪意のある者が容易にアクセス可能な状況にある。

【意見 19】

学校内で施錠管理できる場所が他に無いかどうか、現在の保管場所に扉を設置して施錠管理することができないかどうか、について検討するべきである。

② 保管品の保管状況について／置き方

【現状】

食料は、4階の廊下の奥と、体育館の2階ロフトの奥の2箇所分散して保管している。

4階の廊下では食料の段ボールの手前に使われていない机と椅子が置かれ、体育館では段ボールの手前に立てかけられている高跳び用のマットが段ボールの足元に倒れかかっている。いずれも、非常時の運び出しの通路が確保できていない。

また、4階廊下の食料の段ボールに貼ってある全体の数量等を示す紙が破れてはがれかかっていたが、日常、人の出入りがあり、段ボールに接触する機会が多いことを示しているように思われる。

【指摘 14】

備蓄品と学校の用具の保管場所を明確に分け、非常時の運び出しの通路を確保しておくべきである。担当課も、通路の確保については、常に学校側に呼び掛けているということであるが、当校のように保管場所が独立したスペースではない学校については、形が崩れやすいので、定期的な確認が必要である。保管場所が独立したスペースではない施設や、過去の巡回視察等で問題点が検出された施設をリストアップして、定期的に施設の担当者に保管状況のチェックリストを送り、チェック結果の報告を求めるなどの方法で担当課が効率的にモニタリングするやり方を検討すべきである。

③ 保管品の保管状況について／地域防災計画(資料編)との不一致

【現状】

屋外倉庫に資機材が保管されていて、倉庫の内壁に地域防災計画(資料編)4-33「防災倉庫資機材一覧表(標準)」のコピーが貼られているが、これは、あくまでも標準装備品リストであり、ほとんど意味がない。

また、地域防災計画(資料編)の表記と次のような違いが確認された。

- ア. 4-33「防災倉庫資機材一覧表(標準)」では発電機は1台になっているが、屋外倉庫の中には2台保管されている。
- イ. 4-34「防災用資機材備蓄一覧表」には組立式受水槽は1基とあるが、屋外倉庫の中には見当たらなかった。
- ウ. 4-33「防災倉庫資機材一覧表(標準)」や4-34「防災用資機材備蓄一覧表」には記載されていない建築部が災害時に調査を行うための道具を入れたリュックが保管されている。

【指摘 15】

屋外倉庫の保管品リストを作成し、倉庫の入り口の目立つ場所に置いて、誰でも、何がどれだけ保管されているのか、わかるようにしておくべきである。

④ 蒲原市民センター

① 保管場所の表示について

【現状】

地域防災計画の資料編 4-35「生活必需品の分散備蓄数」には、当施設の保管場所を「別棟建物」として表示しているが、実際は、当施設の敷地内にあるプレハブ倉庫3つに分散して保管されている。

【指摘 16】

「別棟建物」が敷地内にある3つのプレハブ倉庫を示していることがわかりにくく、また、3箇所分散して保管しているという情報も伝わらない。できるだけ正確な標記に修正すべきである。

② 保管品の保管状況について／地域防災計画(資料編)との不一致

【現状】

蒲原市民センターは、地域防災計画資料編(資料編)の4-34「防災用資機材備蓄一覧表」と4-35「生活必需品の分散備蓄数」のどちらにも独立して表記されているので、これらの内容が実態と一致していれば、そのまま保管品リストになる。

しかし、実際の倉庫には、旧蒲原町時代に購入されたものがかなり多く保管されていて、これらの中には、たとえば、避難所でのパーティション用の段ボールのように、静岡市としては、標準の資機材になっていないため、あえて4-34「防災用資機材備蓄一覧表」には記載していないものがある。

【指摘 17】

地域防災計画資料には、静岡市として備蓄する標準の資機材だけを記載するとしても、現場の保管リストには実際の品目と数量を記録しておくべきである。

③ 保管品の状態について

【現状】

簡易トイレの箱が一部破れていたり、ガムテープがはがれていたりするものがあつた。

【意見 20】

中身がむき出しになっているものはなかったが、埃などが入らないように、保全しておくのが望ましい。

⑤ 清水有度第二小学校

① 保管品の保管状況について

【現状】

保管場所は、校舎内 1 階にある倉庫のようなスペースで施錠管理もできている。また、外に通じる扉もあって、災害時には物資の運び出しもスムーズにできるように思える。

隣の倉庫スペース（完全に独立している）には、児童と職員の食料と飲料水のペットボトルが保管されている。

市の防災備蓄品のスペースに卒業生のタイムカプセルが保管してあった。

【指摘 18】

卒業生のタイムカプセルは、児童と職員の食料と水が保管している隣の倉庫スペースに保管すべきであると考えます。

A-09. 地域防災計画（管理 No. 50）

1. 静岡市地域防災計画の概要

（1）わが国の防災計画と市町村地域防災計画

わが国の防災計画は、災害対策基本法で次のような構成になっている。

主体	防災計画の種類	策定者
国	防災基本計画	中央防災会議
指定行政機関(省庁)	防災業務計画	指定行政機関
指定公共機関(企業)	防災業務計画	指定公共機関
都道府県	都道府県地域防災計画	都道府県防災会議
市町村	市町村地域防災計画	市町村防災会議(又は市町村)

市町村地域防災計画の基準は、国の防災基本計画で定められており、市町村とその地域の住民、行政機関、公共機関が効果的、具体的な防災活動を実施することに重点が置かれている。また、国、都道府県、市町村の連携が取れるようにする必要があるので、都道府県が計画の作成や修正をしたときは内閣総理大臣に対して、市町村が計画の作成や修正をしたときは都道府県知事に対して、それぞれ、速やかに報告することになっている。

（2）静岡市における防災計画に関する条例等

当市では、「静岡市防災会議条例」で、静岡市地域防災計画は静岡市防災会議が策定することと定めており、また、静岡市防災会議の構成員についても次のように定めている。

- ・ 会長(=市長)
- ・ 指定地方行政機関の職員(農水省、国交省、海上保安庁、気象庁など)
- ・ 陸上自衛隊の職員
- ・ 静岡県職員
- ・ 静岡県警察官
- ・ 教育長
- ・ 消防長及び消防団長
- ・ 市職員(副市長2名、公営企業管理者、危機管理統括監)
- ・ 水防団員
- ・ 指定公共、指定地方公共機関の役職員(JR, NTT, 日本赤十字社、NHK など)
- ・ 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者
- ・ 市長が特に必要があると認める者(市議会総務委員長、医師会など)

(3) 静岡市地域防災計画の構成

静岡市地域防災計画は、次の4つの編から構成されている。

名称	記載内容
一般対策編	風水害、大火災、大爆発及び大事故などによる災害対策
地震対策編	地震による災害対策
津波対策編	津波による災害対策
資料編	本編(一般・地震・津波対策編)に付属する各種資料

一方、静岡市地域防災計画が密接に連携や整合を図るべき静岡県地域防災計画では、上記の他に、原子力災害、風水害、火山災害、大火災、大規模事故対策も加えた9編から構成されている。

(4) 静岡市地域防災計画の修正と公表

災害対策基本法は、市町村地域防災計画について、毎年検討を加え、必要があれば修正を加えなければならない、と規定している。

静岡市地域防災計画も毎年修正されており、最新のものは、本編が2020(令和2)年1月修正版、資料編が2020(令和2)年4月修正版で、それぞれ、市のホームページで公表されている。

(5) 業務継続計画

自治体にとって、地域防災計画と並んで重要と考えられているものが業務継続計画である。防災計画が災害発生時に行うべき業務をまとめているのに対して、業務継続計画は、日常業務の中で優先度の高いものとそうでないものを整理して、災害によって自治体が被災し、人的・物的な制約がある中でも優先度の高い業務を中断させない、または、中断しても速やかに再開させることを目的にした計画である。

地域防災計画が災害対策基本法で明確に作成を義務付けられているのに対し、業務継続計画は、国の防災基本計画の中で「国、地方公共団体等の防災関係機関は、・・・業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする」と定められているに留まる。そのため、2011(平成23)年の東日本大震災が発生した時に業務継続計画を作成していた市町村は6%程度だったと言われている。その後、内閣府が2015(平成27)年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を公表し、急速に整備が進んでいる。

当市では「静岡市業務継続計画(地震対策編)」を2016(平成28)年3月に策定したが、「静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例」(平成28年3月18日)には、「市は、業務継続計画を作成するとともに、当計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、必要に応じて当計画の見直しを行う」と定められている。

2. 監査手続

現行の静岡市地域防災計画の構成や内容について、担当課である危機管理課にヒアリングと関係資料の確認を実施した。

3. 監査意見

(1) 計画全体の構成について

【現状】

静岡市地域防災計画の本編は、一般対策編、地震対策編、津波対策編の3つから構成されていて、一般対策編で全般共通的な事項を説明し、地震対策編と津波対策編ではそれぞれの災害が発生した場合に行うべき特有の業務をまとめる、という構成になっている。しかし、これまで国や県の方針や計画の見直しがあると、それに合わせた見直しや修正を繰り返してきている結果、以下のような状況が見受けられ、全体としてのまとまりやバランスが悪くなっている。

ア. 本編の基本的な構成は、一般対策編で全般共通的な事項を説明し、地震対策編と津波対策編ではそれぞれの災害が発生した場合に行うべき特有の業務をまとめる、というものである。しかし、災害対策本部の設置に関する事項など、地震対策編には記載されていても、一般対策編には記載されていない全般共通的な事項もある。その結果、一般対策編（132 ページ）に比べて、地震対策編（196 ページ）の内容が明らかに多くなっている。

イ. 一般対策編と地震対策編は、目次を見ても、構成が全く異なっている。地震対策編では、災害応急対策が、関係機関の活動、情報活動、広報活動、緊急輸送活動のように活動内容別にわかりやすくまとめられているのに対して、一般対策編では災害応急対策の項目や計画内容を列挙しているような構成になっていて、統一感が無い。

【意見 21】

防災に関する考え方や方針は、東日本大震災のような大規模災害が発生するたびに見直しが行われてきている。市の地域防災計画も、国や県の計画等を見直しの動きに合わせて、繰り返し修正が加えられてきており、建物に例えると、増改築が繰り返され、全体として統一感に欠けるような状態になっている。

担当課によれば、毎年のように見直しや修正があり、その作業に追われてしまうということであるが、定期的に、全体を俯瞰して構成を見直すべきである。

また、市の防災計画は、特に県との連携や整合性が重要であるが、上記 1（3）に記載したように、県では、地震や津波以外にも個別の対策編をいくつも作っている。それらの全てを静岡市でも揃える必要があるとは思わないが、風水害について

は、近年、発生リスクが高まっていることや、災害が発生するまでの予測や対応について地震や津波とはかなり違いがあることから、市でも追加を検討してもよいのではないかと考える。

(2) 表記の見直しについて

【現状】

地域防災計画には、下表に示すように、表記を見直すべき点が散見される。

ページ	項目・場所	内容
一般対策編		
25	6. がけ崩れを助長しない行為	がけ崩れの原因になりそうな行為を列挙しているだけで、それについて、誰が、何をするのか説明がない。
29	14. 都市型水害	『集中豪雨等による災害は、…都市機能のまひ状態をもたらす。このような事態に対処するため有効な対策を検討する。』とあるが、“有効な対策を検討する”では、説明になっていない。
49	第21節 冒頭2行目	「富士山火山広域避難計画（平成29年3月）」と記載されているが、最新版は平成31年3月版（県ホームページ）である。
49・50	第21節 5 (1) (2)	(1) に市、(2) に道路管理者と分けて富士山噴火時の対応を記載しているが、道路管理者には国や県の他に市も含まれる。そもそも、担当課では、当市において除灰作業計画は特に必要ないと考えており、(2) 道路管理者の部分は不要である。
56	(3) 水防本部	「第31節 水防計画」は「第32節 水防計画」の誤表記
58～60	2 (1) 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報	ア～コの10項目を列挙しているが、本来、気象に関する警報や情報を列挙・説明すべきなのに、下記の脱線した内容が含まれている。 オ気象等の注意報、警報及び特別警報の発表、切替並びに解除 キ気象等の注意報及び警報の発表細分区域 コ「水防活動」の気象等の警報・注意報
62～64	(7) ～ (11)	下記の項目は、一般対策編では種類の列記にとどめ、詳しい説明は地震対策編や津波対策編で行うべきである。 (7) 緊急地震速報 (8) 地震情報の種類 (9) 津波情報の種類 (10) 東海地震に関連する情報 (11) 南海トラフに関連する情報

ページ	項目・場所	内容
67	7 検討への報告 及び要請 2行目	『「情報広報実施要領」に定める情報事項について…行うものとする』とあるが、「情報広報実施要領」は県が策定したものと明記すべきである。
67	7 検討への報告 及び要請 6行目	『連絡がつき次第、災害対策本部にも報告する』とあるが、災害対策本部は、市の災害対策本部と混同しないように、県の災害対策本部と明記すべきである。
67	9 (3) 地域防災 無線	◇防災相互無線一覧表（資料編3-4）の表記は、9 (3) 地域防災無線ではなく、9 (2) 防災相互無線のところにすべき。
70	5 住民が災害 応急対策上必要 な情報を入手す る方法	市民の情報入手媒体を列挙しているが、携帯電話が書かれていない。携帯電話から確認できる情報を明記すべきである。 地震対策編（P115）にも同種の記載があるが、一般対策編には“静岡市防災メール”が無いなど内容が整合していない。
76	13 広域避難・広 域一時滞在	『富士山の噴火に係る広域避難については、・・・市は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。』とあるが、“定めるよう努める”は中途半端な印象を与える。事前に決めておけることは確実に『定める』として、発生後の状況を見ないと決められないことについては、『発災後に県と協議して対応する』など表現を見直すべき。
78	2 (2) 福祉避難 所	災害応急対策の項なのに、事前に用意しておくべきことしか書いていない。発災後に、福祉避難所を開設して、要配慮者の割り振りを決めることを記載すべきである。
108	5 (2) ウ	『◇消防相互応援協定一覧表（資料編5-2）』は、『◇消防相互応援協定（資料編5-2）』の誤表記。
123	7 (2)、(3)	タイトルが重複している。7 (3) は“除灰作業計画の策定”などに見直すべき。
地震対策編		
6～7	(2) ～ (5) 表下の注記	表1-3：液状化危険度別の面積集計、表1-4：物的被害、表1-5：人的被害、表1-6：避難者数を標記している。 各表の下に想定している条件が記載されているが、P5の2 想定条件との関連がわからない。
8	第2節1 (1)	市や県の機関などが実施すべき事務又は業務の大綱を列挙しているが、(1)の“地震対策計画”が何を指しているのかわからない。県の地域防災計画の文言をそのまま転用しているということであるが、内容を確認すべきである。

ページ	項目・場所	内容
16	1 (1)	『災害応急対策及び地震防災応急対策』としているが、災害応急対策は災害時に実施するもの、地震防災応急対策は警戒宣言が発せられた場合に実施するものなので、発生の順番からすると『地震防災応急対策及び災害応急対策』とすべきである。
18	(1) ク	
43	第1節 2 1行目	『地震発生時及び警戒宣言発令時』としているが、発生の順番からすると『警戒宣言発令時及び地震発生時』とすべきである。
47	第2章 3行目	『地震対策緊急整備事業に係る…に基づく地震対策整備事業』の後段の『地震対策整備事業』は『地震対策緊急整備事業』の誤表記である。
		『事業の実施期間は昭和55年度から平成31年度までの40年間である。』としているが、P47～49の表3-4・5・6では、事業計画を『令和元年度～5年度』としていて、整合していない。
53	表3-9 資料編4-18	本編では『(一)梅ヶ島温泉昭和線』と表記し、資料編では『(主)梅ヶ島温泉昭和線』と表記していて、整合していない。
		本編には『(都)静岡駅賤機線』が記載されているが、資料編には図・表ともに記載されておらず、整合していない。
65	第3節 4	広報の実施方法として、同報無線、広報用車両、テレビ、ラジオ、有線放送(ケーブルテレビ)及びコミュニティFM放送等が列挙されているが、インターネットやSNSについては記載がない。広報の実施方法や計画での表記を見直すべきである。
102	第2節 全般	静岡市災害対策本部の設置及び廃止については、地震対策編よりも一般対策編に記載すべき。
102	第2節 1 (1) 2行目	『法第23条第1項』は『法第23条の2 第1項』の誤表記である。
102	第2節 2 本部の廃止	『本部』は、前項の末尾に警戒本部と災害対策本部の2つが記載されていて紛らわしいので、『災害対策本部』と表記すべき。
106	第6節	静岡県警察が行う災害応急対策を記載する部分であるが、項目を列記するだけであれば、章立てを見直すべきである。
115	5 住民が災害 応急対策上必要 な情報を入手す る方法	一般対策編のP70にも同様の記載があるが、書き方や内容に違いがある。しかし、内容の違いについては、特に、地震特有のものではないので、一般対策編で説明すれば、地震対策編では、一般対策編参照という形にすればよいと考える。

ページ	項目・場所	内容
資料編		
54・55	伝達系統図	資料編の2-4・5は災害対策本部設置前の伝達系統図、2-6は災害対策本部が設置された場合の伝達系統図が示されている。その中間の状況にある、警戒本部が設置された場合の伝達系統図は示されていないが、風水害対策では警戒本部の設置時間も長くなるので、加えてもいいのではないかとと思われる。

【指摘 19】

県の地域防災計画に合わせた結果、わかりにくくなっているものもあるが、できるだけわかりやすい表示に見直すべきである。

(3) 要配慮者利用施設の災害予防計画(一般対策編 P20, 24)について

【現状】

地域防災計画の一般対策編では、河川の災害予防計画と砂防・地滑り・がけ崩れ予防計画の中に、次のような取り扱いが定められている。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

市長は、上記指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

この取り扱いの運用状況(9月7日時点)について、確認した結果が下表である。

所管課	洪水			土砂		
	施設数	計画未提出	訓練未実施	施設数	計画未提出	訓練未実施
福祉総務課	2	0	0	0	0	0
障害者支援推進課	168	44	154	28	6	21
高齢者福祉課	52	14	36	31	5	19
介護保険課	244	42	180	84	7	52
生活衛生課	29	2	21	10	0	5
子ども未来課	38	1	36	8	0	6
幼保支援課	83	3	33	11	0	2
こども園課	25	4	19	9	2	5
住宅政策課	18	0	9	1	0	0
児童生徒支援課	54	0	33	34	0	14
私立学校(小中学校)	2	0	0	0	0	0
合計	715	110	521	216	20	124

静岡市には、上記の取扱いの対象になる要配慮者利用施設が 931 (715+216=931) あるが、そのうち 130 (110+20=130) の施設が計画を市に提出していない。これに対して、市はこれまで、公表を行ったことが無い。

【指摘 20】

要配慮者利用施設においては、健常者が利用する施設以上に、災害時の避難や訓練の計画を事前に策定しておくべきである。その点、市内に 931 ある対象施設のうち、計画の報告がない施設が 130 もあるという状況は問題がある。

計画の作成や報告の責任は施設管理者にあるが、市長への報告義務や市長の公表権限があるということは、市は管理する責任を負っていると考えるべきであり、その意味で、市の管理が甘いと言わざるを得ない。

今後、対象施設に指定されてから一定期間を経過してもなお市に計画を提出しない施設については、その旨を公表するなど、市として、厳格な対応を検討すべきである。

(4) 食料供給計画について (一般対策編 P80、資料編 P236)

【現状】

一般対策編の中で、災害応急対策としての食料供給計画について、実施期間を基本的に災害発生の日から 7 日以内とする、と定めている。

また、資料編 4-35「生活必需品の分散備蓄数」には、食料としてビスケットが 478,250 食、アルファ化米が 519,850 食、計 998,100 食が、飲料水用ポリ袋が 287,500 袋備蓄されていることが示されている。飲料水は、ペットボトルではなく、耐震性貯水槽を公園や学校の地下に設置することによって水道水を確保し、避難所では飲料水用ポリ袋で配布することを計画している。

食料や飲料水用ポリ袋が、どれだけ備蓄されているのか、ということは示されているが、それが、どのような計算に基づいているのか、ということは示されていない。

さらに、担当課によれば、地域防災計画を策定する地域防災会議でも、毎年、修正点の説明が中心で、会議メンバーに対しても、備蓄数の考え方については、特に説明や協議がされていない、とのことである。

【指摘 21】

食料の備蓄については「防災必需品備蓄事業」(管理 No. 04) でコメントしているが、市は、基本的に市民が自ら 7 日分を用意すべきもの、また、発災後 4 日目以降は、流通備蓄や支援物資で対応するという前提で、最低限しか備蓄しない方針である。健康な成人であれば、食料を 1 日・2 日抜いたところで命にかかわるようなことはなく、何もなく賞味期限が過ぎれば無駄になるものにどこまで投資するのか、という視点で考えれば、備蓄を最低限にして、流通備蓄や支援物資で対応するとい

う考え方は合理的である。市は、避難所避難者数に対して3日分という計算をしているが、避難者も食料を3日分の6割は持ち出して避難するという前提で計算が行われているので、仮に、避難所避難者の全員に配布してしまうと3.6食分で底をつく計算になる。避難所に行けば、食料が配布される、と安易に期待している市民も少なくないと思われるが、具体的な数字を見れば、現実はそんなに甘くないということがわかる。一方で、静岡市の備蓄量が少なすぎるのかと言えば、隣の愛知県での備蓄状況と比較すると、決してそうとも言えないことがわかる。愛知県のホームページには、市町村別の食料備蓄量が公表されているが、人口1人当たりの食料備蓄量は愛知県全体も名古屋市も0.72食であるのに対して、静岡市は1.45食と約2倍を備蓄していることになる。重要なのは、市民が、これらの状況をどこまで理解できているのか、ということである。

一方、耐震性貯水槽については「災害時活動拠点の整備」(管理No.42)でコメントしているが、確保すべき水の量を決めないまま耐震性貯水槽の設置を続けている。食料と異なり、水道水を耐震性貯水槽に通過させ、常に新しい水を備蓄しているので、賞味期限が過ぎれば無駄になるというものではないが、市として確保すべきと考える水の量を明確にして、不足しているのであれば短期的に解消すべきであるし、充足しているのであれば事業を切り上げ、水道管や水道施設の高寿命化・耐震化に事業費を回すべきである。

食料や水など個人が使用する生活必需品の確保については、“自助”が基本で、“公助”は最低限のサポートに徹するということであるならば、市として最低限サポートすべき公助の線引き、つまり、確保すべき最低限の量をどのような計算に基づいて決めているのか、ということ地域防災計画の中で明確に示し、防災会議のメンバーにも説明すべきであると考えます。

また、自助の重要性が強調されてきているが、市民には避難所に行けば水や食料がもらえると安易に期待している者もまだまだ少なくないと思われる。市は、ホームページ等で、7日分の食料や水の家庭内備蓄を“推奨”しているが、実際に市が行っている食料備蓄の自助と公助の線引きは、“推奨”というような甘いレベルではない。市は、市民に対して、備蓄に関する考え方を具体的な数字で示すことで、厳しい現実を明確に伝え、食料や水の家庭内備蓄に関する理解と自分の身は自分で守らなければならない「自助」への備えを強く求めるべきである。

(5) 医療・生活必需品・その他の物資供給計画について (一般対策編 P82)

【現状】

生活必需品の備蓄については「防災備蓄品の保管状況」でもコメントしているが、資料編4-34「防災用資機材備蓄一覧表」や資料編4-35「生活必需品の分散備蓄数」の分散備蓄の状況を見ると、合併前の旧静岡市、旧清水市、旧蒲原町、旧由比町時代の備蓄品がそのまま保管され、合併後も、整理が進んでいないことから、葵

区、駿河区、清水区でかなり偏りが見られる。

【指摘 22】

資機材や生活必需品の防災備蓄について、静岡市として、備蓄すべき品目と数量を明確にし、統一的な運用を行うべきである。

旧市町時代に購入された資機材等で、今の静岡市としては標準備蓄品にはしないものについて、継続して保管する場合には、標準備蓄品とは区別して、地域防災計画の資料編に記載するか、地域防災計画の資料編には標準備蓄品だけを記載して、旧市町時代のものは各現場の備蓄品リストにだけ掲載する等の見直しをすべきである。

(6) 地震対策の名称について（地震対策編 P1）

【現状】

地震対策編の第 1 章第 1 節 計画の目的には、地震が発生する前から発生した後にかけてとるべき対策を、次のように 4 段階に分けている。

平常時対策	平常時に実施するもの
応急対策	東海地震注意情報が発表された場合に実施するもの
地震防災応急対策	警戒宣言が発せられた場合に実施するもの
災害応急対策	災害時に実施するもの

これらの対策の名称は県の地域防災計画に合わせているということであるが、特に「応急対策」は、一般的にも使われる言葉であり、「応急対策」と「地震防災応急対策」の意味するものが言葉からはイメージできず、非常に混乱しやすい。

さらに、気象庁が、これまで予知を前提としてきた東海地震の情報を取りやめ、2017(平成 29)年 11 月から「南海トラフ地震に関連する情報」(現在は、「南海トラフ地震臨時情報」)を導入したことで、東海地震注意情報が発表された場合に実施するという「応急対策」の位置づけや、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対策については名称が定かではないなど、かなり混乱している。

【意見 22】

県との整合性を図る意味で、市独自で名称を変えるのは難しいとしても、計画の中で使われる固有の名称については、計画の冒頭に定義を明示した方がわかりやすい、と思われる。

(7) 公共建物番号の標示について（地震対策編 P40, 資料編 P246）

【現状】

地震対策編には、平常時対策として、地震発生時のヘリコプターなどからの救援・救護活動を迅速かつ的確に行えるように小学校等の公共建築物及び指定した病

院の屋上に番号を標示するとしている。資料編 4-41「公共建物番号標示一覧表」には、葵区・駿河区で 63 箇所、清水区で 30 箇所（うち、旧蒲原町・由比町で 4 箇所）計 93 箇所の標示番号が列記されている。

この中で、監査人が任意に葵区・駿河区で 20 箇所、清水区で 14 箇所をグーグルアースの航空写真で確認すると、標示が見えないものが 7 件検出された。

これについて、担当課では、定期的な確認をしていなかった。

なお、もともと、建物番号の標示は県の地域防災計画によって整備されてきたもので、市や建物の管理者に対して義務付けや強制するものではなく、建物の改修に際して市町からの問い合わせもあって、県の地域防災計画に、標示が困難な場合は標示しないこともできることが明記され、標記を数字ではなく文字にすることも認めるなど、取り扱いが弾力化している。ただし、県は、GPS 等のヘリコプター装備品の技術が向上しているものの、最終的には搭乗員の目に頼るところが大きく、東日本大震災でもその有効性が認識されていることから、今後も建物標記は継続する方針である。

【指摘 23】

担当課は、まず、建物番号の標示の状況を定期的に確認して、資料編 4-41「公共建物番号標示一覧表」に、標示のある建物と、無い建物が区別できるように印をつけるなどの修正を加えるべきである。

また、県も建物標記の有効性を認め、今後も継続する方針であるということなので、できるだけ標示を進めるように、標示の無い建物については、所管課を通して、今後の予定などを確認し、標記を働きかけるべきである。

(8) 業務継続計画について

【現状】

市は、2016(平成 28)年 3 月に「静岡市業務継続計画(地震対策編)」は、民間のコンサルティング会社に委託して策定しているが、次のような構成になっている。

第 1 章 総則	1～8 ページ
第 2 章 対象地震と被害の想定	9～11 ページ
第 3 章 本市が実施する非常時優先業務	12～20 ページ
第 4 章 業務継続の課題と今後の取組み	21～58 ページ
第 5 章 業務継続力の維持・向上	59～63 ページ
参考資料	64～74 ページ

上記 1 (5) にも記載したが、業務継続計画は、市が被災した時に、優先度の高い業務を中断させない、または、中断しても速やかに再開させることを目的にした計画であり、そのためには、まず、日常業務の中から何を優先すべきなのかを選別して、次のその優先業務を、人的・物的な制約の中でどのように行っていくのか、

ということを検討しなければならない。

上表の構成では、第3章「本市が実施する非常時優先業務」で、優先業務の選定が局別に行われている。第4章の「業務継続の課題と今後の取組み」では、13の項目について、それぞれ、「現状」、「課題」、「今後の取組み」がまとめられ、第5章では、業務継続力を向上させていくための取組みと体制をまとめているが、第4章も第5章も、現状の課題と今後取り組むべきことが示されているだけで、第3章で選定した優先業務を、人的・物的な制約の中でどのように行っていくのか、ということがまとめられていない。つまり、当計画は、不完全な形で策定が止まっていて、しかも、策定から4年以上経過して、一度も見直しや更新が行われていない。

さらに、全国に20ある政令市について各市のホームページを確認してみると、業務継続計画を公表していないのは、静岡市を含め3市だけであった。

今回の監査では、当計画の中で約半分のページ数を占めている第4章の「業務継続の課題と今後の取組み」の中に書かれている「今後の取組み」について、担当課を通じて現在の状況を各所管課に確認し、その結果をまとめたのが下表である。

今後の取組み		現在の状況				
		完了	仕掛中	未着手	完了見込	注記
第1節 執行体制の確立						
1. 人員体制(勤務時間内)						
ア	職員に対する安全確保のための教育啓発	●				
イ	書棚等の転倒防止、落下防止策の指導・啓発		●		R2年度	
ウ	庁舎内での負傷者への救助対策の充実		●		未定	
エ	職員に対する心のケア体制の整備		●		R3年度	
2. 人員体制(勤務時間外)						
ア	非常時優先業務の精査			●	R3年度	
イ	参集体制の整備		●		未定	
ウ	職員参集訓練の実施、計画の見直し	●				
エ	各職員の参集に係る準備等の周知	●				
オ	職員の自宅における震災対策の啓発	●				
カ	代替職員の確保策の検討			●	R3年度	
キ	泊り込みを前提とした職員の勤務体制の検討			●	R3年度	
ク	受援計画の策定	●				
3. 指揮命令系統の確立						
ア	指揮命令系統の代行順序に係る実行性の向上		●		未定	
イ	非常時優先業務の実施スキルの向上			●	R3年度	
ウ	関係機関との連携の強化	●				

今後の取組み		現在の状況				
		完了	仕掛 中	未着 手	完了 見込	注 記
4. 安否確認						
ア	職員の安否確認を確実に実施するための検討	●				
イ	職員と家族等との安否確認手段の啓発	●				
第2節 執務環境の確保						
1. 庁舎						
ア	津波対策の充実	●				
イ	代替施設の確保		●		未定	
ウ	非構造部材の震災対策の強化	●				
エ	保守事業者との連携の強化	●				
オ	マニュアルやチェックシート等の整備・充実	●				
2. 書棚						
ア	書棚等の転倒防止、落下防止策の指導・啓発		●		R2年度	
イ	庁舎内での負傷者への救助対策の充実		●		未定	
ウ	施設点検の確実な遂行	●				
エ	マニュアルやチェックシート等の整備・充実	●				
3. エレベータ						
ア	災害時の活用方法の検証		●		未定	
イ	保守事業者との連携の強化		●		未定	
ウ	マニュアルやチェックシート等の整備・充実		●		未定	
エ	エレベータ内の備蓄	●				
4. 電力						
ア	非常用電源の充実	●				
イ	非常用発電機の操作方法の習熟	●				
ウ	非常用発電機の燃料確保体制の強化	●				
エ	非常用発電機の効果的な運用方法の検証	●				
オ	停電を想定した手作業による業務継続方法検討			●	R3年度	
カ	電力事業者及び電気工事事業者との連携の強化	●				
キ	マニュアルやチェックシート等の整備・充実	●				
5. 通信						
ア	非常用発電機の操作方法の習熟	●				
イ	災害時優先電話等の効果的な活用方法の検討		●		未定	

今後の取組み		現在の状況				
		完了	仕掛中	未着手	完了見込	注記
ウ	災害時の通信手段確保に関する通信事業者との連携強化	●				
エ	公衆電話の確保及び代替手段の検討	●				
オ	防災無線の平素からの積極的な活用	●				
カ	防災無線の非常電源の強化	●				
キ	マニュアルやチェックシート等の整備・充実		●		未定	
6. 情報システム						
ア	災害時対応に係るシステム保守業者との連携強化	●				
イ	書類やデータのバックアップや定期的な更新等に係る周知	●				
ウ	安全性が高い場所へのサーバ移転の検討	●				
エ	情報システム利用不可時における代替策の検討	●				
オ	迅速な復旧のための継続的な訓練実施等	●				
7. トイレ						
ア	断水時の貯水槽の活用方法の検討	●				
イ	貯水槽、配管等の耐震性確保に係る検討			●	未定	
ウ	職員用トイレの備蓄及び保管場所、在庫管理体制の検討			●	未定	
エ	仮設トイレ等の確保及び設置等に関する検討			●	未定	
オ	トイレ運用ルールの検討			●	未定	
カ	マニュアルやチェックシート等の整備・充実			●	未定	
8. 職員用の食料、飲料水、生活用品						
ア	食料、飲料水等の自主的確保	●				
イ	職員用の食料や飲料水、毛布等の備蓄、管理体制の検討		●		未定	
ウ	災害時における職員用の食料等の確保及び配布に関する検討	●				
エ	マニュアルやチェックシート等の整備・充実		●		R2年度	
9. 消耗品						
ア	庁舎内の消耗品融通に資する情報共有		●		R2年度	
イ	用紙やトナー等の不足時の代替策の事前検討					a

今後の取組み		現在の状況				
		完了	仕掛中	未着手	完了見込	注記
ウ	平常時における調達業者との連携					a
エ	消耗品の保管場所に関する検討	●				
オ	用紙をできるだけ使用しない業務継続方針の検討		●		未定	
カ	マニュアルやチェックシート等の整備・充実			●	R3年度	

注 a：有事の際の緊急調達の協定を締結することなどによって、かえって平常時のデメリット（契約単価の変動、対応可能な業者の減少）が予想され、対応不要と判断している。

【指摘 24】

市町村の業務継続計画は、内閣府が 2015(平成 27)年 5 月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を公表し、急速に整備が進んだ。当市も、外部のコンサルティング会社に委託して 2016(平成 28)年 3 月に策定しているが、【現状】に示す状況を見る限り、他の市町に後れを取らないように形を取り繕っただけと言わざるを得ない。

また、業務継続計画の内容についても、具体的な実行計画ではなく、解決すべき課題と取り組むべき事項がまとめられているだけで、今のままでは、実際に被災してもほとんど役に立ちそうにない。恐らく、2016(平成 28)年 3 月の段階では、対処すべき課題が多すぎて、肝心の、優先業務をどのように行っていくのか、というところまではまとめきれなかったのだと思われる。その後、抽出された対処すべき課題を解決させながら、計画を完全な形に近づけていければよかったが、【現状】に示すとおり、対処すべき課題への対処は完了時期が未定のものが散見される状況で、計画の更新も全く行われていない。

あらためて、地域防災計画を見返すと、一般対策編の第 2 章「災害予防計画」の第 28 節「市の業務継続に関する計画」において、業務継続計画には、以下の事項についてあらかじめ定めておくものとなっている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 (3) 電気・水・食料等の確保 (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 (5) 重要な行政データのバックアップ (6) 非常時優先業務の整理 |
|---|

これらは、内閣府の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の中で「特に重要な 6 要素」として掲げられているものをそのまま列挙しているが、被災した時に本当に使える計画にするのであれば、非常時優先業務の整理だけでは不十分であり、

優先業務を人的・物的制約の中でいかに回すのか、というところまで検討すべきである。

担当課は、業務継続計画を被災時に使える実行計画に仕上げていくべきである。そのためにも、対処すべき課題については、各所管課の対応状況をモニタリングするなど、防災に関するとりまとめ役としての役割を適切に果たすべきである。

B. 保健福祉長寿局 保健衛生医療部 保健所 生活衛生課

B-01. 災害時救護所管理費(管理 No. 08)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	救護所等に配置した「災害時医療セット」を災害時の医療救護活動に即時に使用できるよう適切な状態にしておく。
根拠法令等	災害対策基本法、静岡市地域防災計画 静岡県地震・津波対策等減災交付金要綱
主な事業内容	市民が避難する救護所等に医療用セットを配備し、セットの定期的な交換、消毒を実施する。
開始事業年度	1996(平成8)年度 (現在のセット内容となったのは、2015(平成27)年度)
終了予定年度	— (更新作業を毎年継続予定)
実施主体	市
実施形態	直営・委託

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	44,634	5,300	52,690
決算額 (C)	38,737	4,765	46,972
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	86.8%	89.9%	89.2%

※: 医薬品の期限は2年のものが多く、隔年で大規模な交換を行っている。2017(平成29)年度と2019(令和元)年度は大規模な交換をしているので、金額が大きくなっている。

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	33,735	
県から	13,236	静岡県地震・津波対策等減災交付金
合計	46,972	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	保守セットの更新配置		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	90 施設	90 施設	90 施設
実績値	90 施設	90 施設	90 施設

② 成果指標

指標名	医療用セットの更新率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

医薬品の期限は2年のものが多く、隔年で大規模な交換と小規模な交換を繰り返して、大規模な交換をする年度には、点検交換業務を業者に委託し、小規模な交換をする年度は担当課職員で対応している。2019(令和元)年度は、大規模な交換をした年度であり、交換する医薬品等の購入費用の他に、医薬品等の保守点検業務に関する委託料(8,586,000円)が委託料として計上されている。

医薬品等の購入については、物品売買契約に伴う医療材料費等として計上されている。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

医薬品の点検交換業務については、医薬品・医療機器の入札資格のある静岡県内の全ての業者に対してアンケート調査を実施し、当該業務の実施が可能か否かの回答を受けたところ、実施可能な業者が3者のみであったため、この3者から見積りをとった上で、最も低額であった業者と随意契約を締結している。

また、医薬品の更新のための物品の購入についても、複数の業者から見積りをとった上で、最も低額であった業者と売買契約を締結している。

また、医療用セットの点検交換業務に関する委託契約書には、受託業者は原則として業務を再委託することができないが、特別な理由がある場合で、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、例外的に再委託が認められるとの規定されている。(委託契約書第7条1項)。実際に、この規定に基づいて、点検交換業務のうち滅菌作業については、委託先の業者から再委託がなされている。

再委託が認められた場合、受託業者は、再受託者等との契約書等に、市との委託契約書に規定されている以下の規定を準用する旨を明記しなければならないとされている(委託契約書第7条2項)。

ア. 信義に従い、契約を誠実に履行すること(第1条)

イ. 受託者は速やかに委託業務完了報告書を委託者に提出し、委託者は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うこと、及び委託者は、必要があるときはいつでも受託者に対し委託業務の実施状況について報告を求め、又は実施について調査することができること(第4条)

ウ. 受託者は委託契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならないこと(第6条)

滅菌作業に関する再委託契約書について確認すると、上記のア・イについては、同内容の規定が設けられていたが、ウについては、条文の表題として、「(権利義務の譲渡の禁止)」との記載はあるものの、肝心の規定内容部分の記載が欠落していた。

そのため、滅菌作業に関しては、再受託した業者が、第三者に対して再委託契約に基づく権利義務を譲渡等することが可能となっていた。これは、市と委託業者との間の委託契約書第7条2項に違反している。

【指摘25】

例外的に再委託を認める場合において、市に再委託契約書の写しを提出させている趣旨は、再委託契約の内容が適切であることを確認するとともに、元委託契約書の規定を遵守したものになっているのかを確認すること等にある。

担当課は、その趣旨に則り、再委託契約書の内容を確実に確認する必要がある。

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について・・・該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

使用期限が到来し、廃棄することとなった医薬品等の処理は、複数の業者に対して見積りを取った上で、随意契約の方法により委託している。また、廃棄物の処理状況については、委託業者からマニフェストの交付を受ける方法によって

も確認を行っている。

廃棄物処理施設の状況については、「静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」第10条1項、同施行規則第4条に基づく実地確認を行っており、実地確認の際には、市で作成したチェックシートに沿って確認を行うことで要確認事項を網羅できるように工夫されている。

しかし、2019(令和元)年度の実地確認に関するチェックシートを確認したところ、チェックシートの中の「委任契約書は適切に保管されているか(実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか。)」という項目について、一旦は「はい」の欄にチェックされた形跡があるものの、その後に当該部分が二重線で消されていた。他方、「いいえ」の欄もチェックがされていないため、結局、委任契約書の保管状況がどのような状態であったのかわからなかった。

【指摘 26】

実地確認を行うことの本質は、事業者が委託先の処理状況を直接実地に確認することにより、マニフェストによる処理状況の確認を補完し、産業廃棄物の適正な処理をより確実にすることにある。また、委任契約書は責任の範囲や履行期等を明確にして、受任者の適切な履行を促すととともに、紛争予防にも資する重要な書類であり、それゆえ、実地確認の対象にもなっている。

チェックリストは、このような重要な手続きを、あらかじめリストアップし、実地確認を行う際に確実に確認するために用意しているものであるから、それを有効に活用しなければ意味がない。担当課は、チェックリストに実施者と上席者の確認欄を設け、事後的にチェックされた状況がわかるようにするなど、運用方法の見直しをすべきである。

(6) その他業務管理について

① 医薬品等の内容の見直しについて

【現状】

医薬品等の内容については、2014(平成26)年度に、東日本大震災の教訓を生かすために計6回、医薬品等備品に関する検討会が開催された。当該検討会のメンバーは、医師会、歯科医師会、薬剤師会等である。そして、当該検討会の意見を反映し、2015(平成27)年度に医薬品等の内容が全面的に見直しされた。

その後、大規模な見直しは行われていないものの、毎年12月に行われる医療救護本部、救護所・避難所の訓練の際に、医薬品等の内容に関して要望が出た場合には、生活衛生課にて口頭で要望の聞き取りを行っており、予算に余裕があればこれに対応している。実際に、パルスオキシメーター、眼鏡型ルーペ、ブランケット、担架、毛布、ビブス及び救護所ののぼり旗等が新たに購入されている。

しかし、財政的な制約によって、新たに購入できないものもあり、例えば、物資の移動用道具などは、足りない指摘されているが、購入には至っていない。

なお、医薬品の選定は、保健衛生医療課の業務であるが、保健衛生医療課では新型コロナウイルスへの対応として衛生用品等の品目見直しの検討をしている、とのことである。

【意見 23】

毎年 12 月に行われる医療救護本部、救護所・避難所の訓練の際に出た要望については、現場の意見を口頭で聞き取るのみならず、今後の医薬品等の内容の見直しの検討材料とするべく、文書として残しておくべきであると考えている。

また、新たに購入すべき物があるのであれば、危機管理課所管の防災用資機材としての購入を検討するなど、防災という観点から課をまたいで横断的に検討するべきである。

C. 経済局 農林水産部 水産漁港課

C-01. 海岸保全施設整備事業費(管理 No. 09)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	想定される津波及び台風等による高潮に対し、浸水対策を実施することにより、水害に強い海岸をつくと共に、安心・安全な市民生活の確保を図る。
根拠法令等	海岸法、海岸法施行令、農山漁村地域整備交付金実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要領、農山漁村地域整備計画
主な事業内容	用宗漁港海岸における胸壁及び陸閘整備
開始事業年度	2016(平成 28)年度
終了予定年度	2022(令和 4)年度
実施主体	静岡市
実施形態	委託・請負

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	24,545	18,000	97,080
最終予算額 (B)	20,869	152,371	102,366
決算額 (C)	25,042	73,139	133,797
次年度繰越額 (D)	18,000	97,080	64,780
予実乖離率 (C/(A+B-D))	91.4%	99.8%	99.4%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	1,497	
市債	59,400	海岸保全施設整備事業債
国から	66,150	農山漁村地域整備交付金
県から	6,750	地震・津波対策促進費交付金
合計	133,797	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	工事（業務委託）の発注件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1 件	1 件	1 件
実績値	1 件	1 件	2 件

② 成果指標

指標名	全体事業の進捗率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	3%(全体 7%)	25%(全体 31%)	15%(全体 47%)
実績値	4%(全体 4%)	12%(全体 15%)	21%(全体 37%)

※：事業費ベースで算出している。() の内数が累計ベース、外数が年度ベース

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

事務事業総点検表に示されている当事業の 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目		金額 (千円)	
工事請負費	工事契約①	11, 259	133, 274
	工事契約②	36, 720	
	工事契約③	85, 295	
旅費（出張旅費、会議参加）			25
需用費（課所管の自動車修理費・ガソリン代他）			418
使用料（課所管のコピー機使用料）			79
合計			133, 797

工事請負費は、用宗漁港海岸における胸壁及び陸閘整備に関するものであるが、旅費、需用費、使用料は、担当課所管の自動車のガソリン代や修理費用、コピー機の使用料など、担当課で経常的に発生する間接的・共通的な経費 523, 445 円も当事業の事業費として計上されている。

【意見 24】

当事業は、津波や高潮への対策として、用宗漁港海岸に胸壁と陸閘を設置することが主たる内容であり、その工事は、2022(令和 4)年度には終了する予定である。

事務事業総点検表等で事業評価をする際に、担当課において経常的に発生する間接的・共通的な費用を、当事業のような単発的な事業の事業費に含めて計上する処理は合理性が乏しく、当事業の事業終了後には他の事業に付け替えていくことになる」とすると、担当課における経費の発生状況が期間比較できなくなるという点で、管理上適切ではない。

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 3 件の工事請負契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 3 件の工事請負契約の工事完了の確認手続について関係資料ファイルを開覧した。担当課は、資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどがないかどうかをチェックし、工事完成確認書類にも内容をチェックした証跡が残っている。

「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 3 件の工事請負契約の廃棄物処理の確認手続について、上記 2(4)と合わせて関係資料ファイルを開覧した。

【指摘・意見】

なし

(6) その他管理業務について

① 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業は、事務事業総点検表に活動指標として設計や工事や発注件数、成果指標として事業費（金額）ベースの事業の進捗率を掲げている。

活動指標については、当事業における担当課の主な活動が発注を含めた業者の手配や管理であるため、発注数を活動指標としたものであるが、間違っていないものの、残念ながら担当課の活動量があまり伝わってこない。

成果指標については、今回の監査で計算内訳を確認すると、計画全体の事業予算に占める累計の事業費ではなく、年度単位の事業費で計算が行われており、これまで市のホームページで公表している事務事業総点検表での表記と実態が一致していなかった。また、進捗状況を工事の延長数ベースではなく、金額ベースで示していたのは、陸閘1基（6m）の本体金額が5千万円を超えるため、工事延長数と事業費とのバランスが崩れて見えてしまうことや予実乖離が生じることを懸念していたことによる。

【意見 25】

当事業は、工事の途中で地元住民や漁業関係者の意見に配慮した工事内容や工期に見直しているが、津波対策という命にかかわる事業であることを考えれば、計画の進捗管理をより直接的に評価できる指標を設定すべきである。

この点、当事業の目的は、津波対策として、漁港を取り囲むようにコの字型に総延長790mの胸壁（そのうち24mは3基の陸閘部分が含まれている）を作ることであり、活動指標については年度の施工延長、成果指標については施工延長ベースの工事進捗率で示す方が、より直接的に活動量や成果が伝わるのではないかとと思われる。

D. 都市局

D-01. 土砂災害等防止対策事業(管理 No. 10)

担当課：公園整備課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	崩壊防止施設を整備することにより、周辺家屋等への土砂災害を防止する。(※1)
根拠法令等	土砂災害防止法 (2001(平成 13)年 4 月施行)
主な事業内容	土砂災害防止施設整備に必要な測量設計及び工事を行う。(※2)
開始事業年度	2012(平成 24)年度
終了予定年度	2019(令和元)年度 (※3)
実施主体	市
実施形態	請負

※1：土砂災害防止法により、県が特別警戒区域（レッドゾーン）と警戒区域（イエローゾーン）等を指定することとなり、居住制限や建築制限のアナウンス機能を担うようになっている。当事業によって土砂防止柵を設置することで、レッドゾーンは解除され、イエローゾーンとなる。

※2：当事業の対象は、担当課が所管する公園に関係する地域に限定されており、八幡山公園及び西ノ谷公園における土砂防止柵の設置となる。

※3：工事に遅れが生じており、現在は、終了予定年度を 2022(令和 4)年度に変更している。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	97,038	172,400	101,910
最終予算額 (B)	184,400	127,000	212,100
決算額 (C)	—	95,083	114,094
次年度繰越額 (D)	172,400	101,910	127,264
予実乖離率 (C/(A+B-D))	0.0%	31.8%	36.3%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	294	
市債	113,800	
合計	114,094	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	委託実施件数		
	2017(平成29)年度		
目標値	1件	-	-
実績値	1件	-	-

指標名	工事実施件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	3件	2件	2件
実績値	2件	1件	2件

② 成果指標

指標名	進捗率(事業費ベース)		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	61.5%	83.8%	88.0%
実績値	30.0%	40.2%	76.8%

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおりである。

項目		金額(千円)
工事請負費	八幡山公園土砂災害防止施設整備その4工事	36,833
	西ノ谷公園土砂災害防止施設整備その2工事	33,091
	西ノ谷公園土砂災害防止施設整備その3工事	44,170
合計		114,094

2019(令和元)年度の支出額について、担当課が作成・保管している支出関連書類を検証したが、金額の算定ミスや、歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約の工事完了の確認手続について関係資料ファイルを閲覧した。資料ファイルの表紙には市共通の「完成図書チェックリスト」が綴じられているが、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約の廃棄物処理の確認手続について、上記2(4)と合わせて関係資料ファイルを閲覧した。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 事業の進捗管理について

【現状】

2001(平成13)年に土砂災害防止法が施行され、県が順次、特別警戒区域(レッドゾーン)に指定したエリアのうち、担当課が所管する「公園」に関するもの

は、現在、八幡山公園と西ノ谷公園の2か所がある。

八幡山公園は、2008(平成20)年3月に周辺一帯が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定され、2010(平成22)年8月に地元住民から区域解除要望が提出されたことから、2012(平成24)年度から事業を開始した。

西ノ谷公園については、2013(平成25)年3月に周辺一帯が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定され、同年に地元住民より区域解除要望が提出されたことから、2014(平成26)年度から事業を開始した。

事務事業総点検表では、成果指標として、事業全体の進捗率を事業費ベースで表記しているが、それぞれの公園の工事の進捗率を施工延長実績(m)ベースで示すと、下表のとおり、工事が計画通りに進んでいない状況がわかる。

八幡山公園土砂災害等防止対策事業の進捗率

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	41%	66%	90%
実績値	41%	41%	55%

西ノ谷公園土砂災害等防止対策事業の進捗率

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	26.0%	45%	100%
実績値	0%	26%	45%

それぞれの工事について、直近3事業年度の進捗遅れの理由について、担当課からは次のような回答を得ている。

年度	八幡山公園	西ノ谷公園
2017 (平成29)	土砂法に関する県との工法協議に時間を要した。また、隣接地土地所有者との施工承諾(施工手順や資材搬入ルート等)についての協議に時間を要した。このため、年度内の工事発注ができなかったため。	詳細設計において、沿線地権者と施設の設置範囲協議に不測の日時を要したため、委託期間内の完了が、10月31日で、そこから工事発注したことから工事が繰り越しとなった。
2018 (平成30)	当初9月に契約する予定であったが、工区内に公団混乱区域があり、当初予定区域の一部区間の施設整備が困難な状況であったため、関係地権者との調整、協議等に不測の日時を要したため。	前年度分の工事の完了が11月12日で、そこから当年度分の工事発注としたことから、工事が繰り越しとなった。

2019 (平成 31)	前年度の地権者との調整の結果、一部の工事について、特殊な工法で対応せざるを得なくなり、対応可能な業者が少なく、入札不調になった。	工事施工前に現場試掘を行ったところ、防止柵設置箇所に既設コンクリートを確認し、設置箇所の変更が必要となったことから、その調整に不測の日時を要したため、工事が繰り越しとなった。(次年度には完了した)
-----------------	--	--

【意見 26】

当事業は当初、2019(令和元)年度をもって完了する予定であったが、現在は、2022(令和4)年度までに完了する見込みの事業となっている。

これは、主に八幡山公園において事業開始時点である2012(平成24)年度の設計段階において、対象工区に隣接する地権者との間で施工手順や工区までの資材搬入ルート等に関する私有地の利用に関する事前調整を行っていたものの、2017(平成29)年度の土砂災害防止施設整備の実施前の段階において、隣接土地所有者との間で得ていた施工承諾が覆ったことによる影響であり、工事内容(工区や施工方法等)を見直すなどの結果として工期及び事業期間自体が延長されたものである。

このような状況が生じた要因としては、周辺地権者との当初調整時に書面にて合意を取り付けておくことや、定期的に地権者と調整機会を設ける等の対応を行っていなかったことが考えられる。

当事業は、現状、八幡山公園と西ノ谷公園の工事だけで終了する。しかし、今後新たな公園整備に伴い、同様の事業を行う場合には、次のような対応を行うべきである。

- ア. 地権者との調整時に、書面にて合意内容を取り交わす
- イ. 定期的(年1回以上)に地権者や地域住民との調整機会を設け、状況変化などについての情報を共有する

D-02. わが家の専門家診断事務経費(管理 No. 11)

担当課：建築指導課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	既存木造住宅の耐震改修を促進するため、無料で専門家を派遣し、耐震診断、相談を行うことで耐震対策を講じるきっかけとする。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金要綱（国） プロジェクト TOKAI-0 総合支援事業費補助金交付要綱（県）
主な事業内容	1981(昭和56)年5月以前に建築された木造住宅の所有者で耐震診断等を希望する人に対し、無料で「耐震診断補強相談士」を派遣し耐震診断等を行う。
開始事業年度	2001(平成13)年度
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	委託

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	18,065	23,160	23,160
決算額 (C)	18,064	21,724	13,775
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	100.0%	93.8%	59.5%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	1,723	
国から	6,887	社会資本総合整備交付金
県から	5,165	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金
合計	13,775	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	広報紙掲載		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1 回	1 回	1 回
実績値	1 回	1 回	1 回

指標名	ダイレクトメールの実施		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	500 件	500 件	500 件
実績値	6,490 件	16,988 件	18,099 件

指標名	イベントでのPR・相談会等実施		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	10 回	10 回	10 回
実績値	12 回	14 回	23 回

② 成果指標

指標名	木造住宅耐震診断実施件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	380 件	380 件	450 件
実績値	390 件	469 件	295 件

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおりである。

項目		単価	数量	金額(千円)
委託費	4～9月	46,320	166 件	7,689
委託費	10～3月(※)	47,180	129 件	6,086
合計			295 件	13,775

※：2019(令和元)年10月より消費税法改正のより単価を変更している。

2019(令和元)年度の支出額について、担当課が作成・保管している支出関連書類を検証したが、委託者からの実績報告の確認もれ、支出額の算定ミスや、歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度の耐震診断業務に関する委託契約について、以下の状況を確認した。

- ア. 住宅の耐震診断業務は、公益社団法人静岡県建築士会との間の単独随意契約となっている。
- イ. 静岡県には、当該業務の実績がある団体は、上記アの他に、一般社団法人静岡県建築士事務所協会もある。
- ウ. 2019(令和元)年度の業者選定理由書の中で、上記アの理由について、次のようなコメントを記載している。

本事業は耐震対策事業の一環として行われるものであり、業務従事者は静岡県耐震診断補強相談士として認定・登録された建築士が行うことになる。業務の性格上、高度な知識と経験が要求されるとともに、統一的な判断がなされなければならない、予定件数 500 件を効率的に実施できるのは当会しか該当しないため。

- エ. 上記ウの業者選定理由書には、上記イに関するコメントや、アの団体とイの団体との比較検討をした結果、アという結論が合理的であると判断した理由等は記載されていない。
- オ. アという結論が合理的であると判断した理由について、担当課からは、次のような回答を得ている。

過年度から「本事業は、高度な知識と経験が要求されると共に、統一的な判断でなければならない、件数が多いため効率的な実施が望まれる。」と同様な理由で、単独随意契約としています。なお、過去に業務能力を有する団体に聞き取りを行った経緯があり、業務量的に受けられないとの回答があったと聞いています。

なお、市の随意契約に関するルールは、次のとおりである。

契約規則第 29 条

随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、予定価格が 10 万円を超えない物品の買入れ、50 万円を

超えない物品及びその他の物の修繕並びに 10 万円を超えないその他の契約をするときは、これを 1 者の者からとすることができる。

委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル 11 (3) 単価契約に係る記載

選定業者数や契約方式は、契約期間における総額 (単価×予定数量) によって決定する。

【指摘 27】

当事業の委託契約は、1 件当たりは 46,620 円とする単価契約であるが、年間 500 件程度を予定しており、契約総額は 2,000 万円程度となる。したがって、市の契約規則等によれば、原則として単独随意契約ではなく、複数の者の見積り合わせ等により調達すべき案件である。

一方、当事業については、地域において業務の実績がある者が複数存在しているが、見積り合わせ等を行わずに単独随意契約としている。

担当課は、【現状】オの理由をもって説明しているが、なぜ、アの団体が最適であるのかについて、イの団体の能力等を比較検討したうえで至った結論であることまでは示せておらず、単独随意契約理由としては、合理性に欠けると言わざるを得ない。

仮に、事前の検討を踏まえて単独随意契約にすることに合理性が認められると主張する場合には、その比較検討内容をできるだけ明確に業者選定理由書に記載すべきである。

(3) 補助金の支給に関する確認について

該当なし

(住宅の耐震診断料は、耐震診断を受ける市民に補助金として支給されるのではなく、市から診断を委託する建築士会に直接支払われている)

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標の設定について

【現状】

3 つの活動指標のうち、ダイレクトメールの実施については、実績数が、直近 3 事業年度に大きく増加していて、目標値と実績値が大きく乖離している。

ダイレクトメールの実績数の増加は、ダイレクトメールが説明会の開催に合わせて発送されていて、説明会の回数を増やしていることが要因になっている。

一方、ダイレクトメールの目標値は、耐震診断の予算件数 500 件に合わせて固定されているが、ダイレクトメールを送れば、確実に耐震診断を受けるということにはならないので、目標値の設定が実態に合っていない。

活動指標には、イベントでのPR・相談会等の実施回数もあるが、こちらも、直近3事業年度の目標値を固定しているが、増加する実績値との乖離が生じている。

【指摘 28】

説明会やダイレクトメールの実施についての目標設定が実態に合っておらず、適切な目標管理ができていない。このことは、説明会やダイレクトメールの実施が計画的に行われていないこと、さらに、その先にあるべき、成果の検証もできていないことを表している。

事業を進めるにあたり、どのような場所や対象者に向けて説明会などを行うべきなのか、それに向けて、どのくらいのダイレクトメールを送る必要があるのか、という計画を策定し、その計画に沿った活動指標を設定して実行し、成果を検証することで、次年度以降のより効果的な説明会やダイレクトメールの実施を見直していく PDCA サイクルにすべきである。

D-03. 要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業(管理 No. 12)

担当課:建築指導課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	予想される南海トラフ大地震等に備え、耐震診断、補強計画、耐震補強に係る費用の一部を支援することにより、膨大な被害量をできる限り減少させ、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目的とする。
根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律 社会資本整備総合交付金要綱(国) 耐震対策緊急促進事業交付要綱(国) 静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱 静岡市補助金等交付規則
主な事業内容	1981(昭和56)年5月末以前に建築された病院、店舗、旅館等の不特定多数が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する方が利用する建築物のうち、大規模なもの(老人ホーム、幼保園を除き、階数3以上かつ5,000㎡以上)の所有者に対し、耐震診断、補強計画策定、耐震補強工事費用の一部を支援する
開始事業年度	2013(平成25)年度
終了予定年度	2023(令和5)年度
実施主体	市
実施形態	補助金

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額(A)	—	—	—
最終予算額(B)	39,400	21,406	75,641
決算額(C)	16,591	12,266	9,813
次年度繰越額(D)	—	—	—
予実乖離率(C/(A+B-D))	42.1%	57.3%	13.0%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	4,907	
国から	4,906	社会資本整備総合交付金
合計	9,813	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	対象建築物所有者の確認		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	22件	22件	22件
実績値	22件	22件	22件

指標名	対象建築物所有者への連絡		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	22件	22件	22件
実績値	22件	22件	22件

② 成果指標

指標名	建築物耐震補強工事支援件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1件	1件	1件
実績値	2件	1件	1件

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおりである。

項目	金額(千円)
負担金、補助金及び交付金(※)	9,813
合計	9,813

※: 補助対象経費 64,000千円 $\times 0.23 \times 2/3 = 9,813$ 千円であり、対象経費に対する補助金の割合は15%程度である。

2019(令和元)年度の支出額について、担当課が作成・保管している申請書類及び支出関連書類を検証したが、補助金額の算定ミスや、歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金の支給に関する確認について

① 補助金の支給業務について

【現状】

上記2(1)支出額の計上とあわせて、2019(令和元)年度の支出額について、担当課が実施した補助金の算定について、各補助対象項目の確認、補助金限度額等の算定において補助金交付要綱に抵触しているものは検出されなかった。

また、2019(令和元)年度の紙資料ファイル(申請案件ごとに申請書類や実績報告などが綴じられているもの)を通覧したが、実績報告の確認資料の入手漏れなどの問題点も検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

② 要綱の文言不備について (No. 12~15 共通)

【現状】

「静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)」には、以下のような、文言に不明瞭な点、記載誤りが検出された。

ア. 要綱に別表4(第9条関係)があるが、要綱第9条本文には別表4についての記述がなく、本文と別表の関係が不明瞭である。

イ. 要綱第15条において要綱の添付に、様式第12号「消費税仕入控除税額等報告書」があることを定めているが、実際に添付されている「消費税仕入控除税額等報告書」は様式第9号であり、記載が誤っている。

【指摘 29】

要綱は、各補助金事業を行うための前提であり、正確かつ明瞭でなければならない。上記の点については、直ちに修正すべきである。

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 事業の進め方について

【現状】

当事業の対象となる要緊急安全確認大規模建築物は、不特定多数の人が利用する古くて大きな建物、つまり、大規模地震によって倒壊するリスクと、倒壊した場合の人的被害の影響が大きい建物である。

現在、市内には、要緊急安全確認大規模建築物が67件（民間大規模建築物19件、公共大規模建築物48件）あり、そのすべてが耐震診断を完了しており、耐震診断の結果、6件が「耐震性なし」と診断された（すべて民間）。

当該6件のうち、3件はすでに耐震補強工事や建替えが完了しており、残り3件が当事業の対象になる。3件の事業対象のうち、2件は工事中又は補強計画策定予定となっているが、残り1件は対策が未定となっている。

なお、当事業は2023(令和5)年度までにすべての対象建築物の耐震対策の完了が可能なものと見込んでいる。しかし、対策が未定の1件については、2019(令和元)年10月に所有者から法的な強制義務がないため耐震補強工事を行わない旨の回答を受けて以降、これに対する具体的な方策や計画などは確認できなかった。

【意見27】

当事業によって、工事費用等が補助されるのは概ね15%程度であるため、残りは事業者の負担になり、加えて、耐震補強工事が行われている期間の休業補償などは支給されない。そのため、担当課としては、事業者に対して建物が倒壊した場合の法的責任や経済的損失の大きさを訴えることはできても、耐震補強工事を強制することはできない難しい立場にあることは理解する。しかし、事業者からの回答を得た以降、市として代替案の提案や建物の解体工事を要請するなど、耐震対策を着実に前進させていくような動きは見受けられない。

事業者に配慮しながら、粘り強く耐震補強工事の実施を説得することも重要であるが、耐震補強工事を行わない事業者に対して、その社会的責任の大きさを理解させ、工事の費用やスケジュールなどできるだけ具体的な提案をしていくことが重要である。そのためには、たとえば、設計や工事の専門家や、必要に応じて弁護士や金融機関などにも参加してもらうことなども検討してもよいのではないかと考える。

② 活動指標について

【現状】

活動指標は、対象建築物所有者の確認と連絡を掲げているが、目標値の22件は、事業開始当初の民間大規模建築物の件数であり、上記2(6)①の現在の事

業対象 3 件以外は、すでに耐震補強工事や解体・撤去、建替え等が完了している物件に対して、定期的な事後確認をしているに過ぎない。

当事業を進めるうえで、担当課が本当にやらなければならない活動は、上記 2 (6) ①にも記述した、耐震対策が完了していない 3 件に対して、着実にプロジェクトの推進を図ることである。

【指摘 30】

耐震対策が完了していない 3 件に対して、具体的なアクションプランを作成し、それに沿った活動指標を設定すべきである。

D-04. ブロック塀等耐震改修事業費補助金(管理 No. 13)

担当課：建築指導課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	危険なブロック塀等を撤去し、又は安全な塀に改善することで、南海トラフ大地震等発生時の人命を守り、緊急輸送道路等を確保する。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金要綱（国） 静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱 静岡市補助金等交付規則
主な事業内容	危険なブロック塀等を撤去し、又は安全な塀に改善することで、南海トラフ大地震等発生時の人命を守り、緊急輸送道路等を確保する。
開始事業年度	1998(平成10)年度
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	補助金

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	8,100	27,025	122,725
決算額 (C)	4,809	20,504	30,380
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	59.4%	75.9%	24.8%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	11,129	
国から	19,251	社会資本総合整備交付金 7,512 千円 耐震対策緊急促進事業補助金 11,739 千円
合計	30,380	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	イベントでの PR・相談会等の実施		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	10 回	10 回	10 回
実績値	12 回	14 回	22 回

② 成果指標

指標名	ブロック塀等撤去・改善工事費支援件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	98 件	98 件	260 件
実績値	71 件	316 件	238 件

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり

項目		金額 (千円)
委託料	ブロック塀実態調査業務に係るもの	9,931
補助金	撤去事業に係るもの	20,199
	改善事業に係るもの	250
合計		30,380

2019(令和元)年度の支出額について、担当課が作成・保管している申請書類及び支出関連書類を検証したが、補助金額の算定ミスや、歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金の支給に関する確認について

【現状】

上記 2 (1) 支出額の計上とあわせて、2019(令和元)年度の支出額について、担

当課が実施した補助金の算定について、各補助対象項目の確認、補助金限度額等の算定において補助金交付要綱に抵触しているものは検出されなかった。

また、2019(令和元)年度の紙資料ファイル(申請案件ごとに申請書類や実績報告などが綴じられているもの)を通覧したが、実績報告の確認資料の入手漏れなどの問題点も検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(4) 工事等完了の確認について・・・該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 事業の進め方について

【現状】

当事業では、緊急輸送路や通学路などに面するブロック塀を対象に撤去又は安全な塀への改善に係る費用の補助を行っているが、補助できるのは、基本的に既存のブロック塀の撤去に係る費用だけで、新たに設置する安全なフェンス等の設置費用については、所有者の負担となる。そのため、担当課としては、所有者に対してブロック塀が倒壊した場合の法的責任や経済的損失の大きさを訴えることはできても、撤去を強制することはできず、あくまでも、所有者の自発的な行動に委ねざるを得ない面がある。このように担当課が主体的に取り組みにくい面があるせいか、これまで当事業の対象となる危険なブロック塀の状況に関する大規模な調査は実施されてこなかった。

2018(平成 30)年 6 月に発生した大阪北部地震でブロック塀倒壊の危険性が改めて指摘され、調査や撤去に関する国の助成が拡大されたことを受け、2019(令和元)年 10 月からモデル事業として選定した市内 18 地区に対して、ブロック塀の実態調査が行われたが、下表に示すように、市内約 29 万 2 千世帯のうち、約 6 万 3 千世帯程度の調査が完了できたものの、市内全域における危険なブロック塀の全容把握は依然としてできていない状況にある。

2019(令和元)年度末時点の調査状況

	2019(令和元)年度		(参考) これまでの耐震対策実績累計
	モデル事業の 18 地区	市内全域	
調査対象	約 63,000 世帯	約 292,000 世帯(※1)	2,485 件 (※2)
事業対象候補の抽出件数	5,713 件	未確認	

※1：静岡市の人口・世帯数より

※2：1998(平成10)年度～2019(令和元)年度に当事業で支援した実績の累計である。

また、2019(令和元)年度には、上記の市内18地区に対して大規模な支援目標を設定していたが、結果は以下の通り、大幅な未達となつて、確保した予算も未執行に終わっている。

2019(令和元)年度の事業結果

予算・決算額	最終予算額 (A)	122,725 千円	※1
	決算額 (B)	30,380 千円	
	予算執行率 (B/A)	24.8%	
撤去・改善工事費 支援件数	目標件数(a)	1,285 件	※2
	実績件数(b)	238 件	
	達成率 (b/a)	18.5%	

※1：うち66,362千円が国による助成金相当である。

※2：モデル事業に基づく目標が696件、通常事業に基づく目標が589件である。

なお、地域防災計画の具体的な実施計画である「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)には、緊急輸送路等沿いのブロック塀だけを対象にした「ブロック塀等耐震化促進事業」がある。こちらは、県の「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に合わせて、2022(令和4)年度末までに緊急輸送路沿いの危険なブロック塀の耐震改修を100%実施することを目指しており、現在、1件(31.1m)を残すのみとなっている。

【意見28】

アクションプログラムに掲げている緊急輸送路沿いのブロック塀については、対象も明確であり、残り1件の所有者への働きかけを積極的に行い、目標とする2022(令和4)年度末までに達成できることを期待する。

問題は、緊急輸送路ではない、通学路や避難のための道路に面するブロック塀に対する事業の進め方であり、【現状】にも記載したように、市全域の状況も調査できておらず、2018(平成30)年度までは、重点的に事業を進める地区や道路の選別をしているわけでもなく、漫然と進めてきたような印象を受ける。2019(令和元)年度に、国からの助成を受け、市内18地区での実態調査を行い、5,713件が当事業の対象になりうるという結果を得ているが、それが、実際の成果につながっているかと言えば、まだまだ十分に効果が出ているとは言い難い。実態調査の結果についても、倒壊のリスクや倒壊した時の影響の大きさなどからランク分けもされていないので、調査結果を再検証して、危険性や重要性の高いものを絞り込み、個別に所有者にアプローチすることなどを検討すべきである。

D-05. 木造住宅耐震補強事業費補助金(管理 No. 14)

担当課:建築指導課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	既存木造住宅の耐震補強工事を実施することにより、地震発生時の人的、物的被害の減少を図り、災害に強いまちづくりを実現する。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金要綱（国） プロジェクト TOKAI-0 総合支援事業費補助金交付要綱（県） 静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱 静岡市補助金等交付規則
主な事業内容	1981(昭和56)年5月末以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震補強工事に要する経費の一部を支援
開始事業年度	2002(平成14)年度
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	補助金

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	27,150	0	0
最終予算額 (B)	189,755	185,750	230,000
決算額 (C)	188,355	157,540	112,775
次年度繰越額 (D)	0	0	10,000
予実乖離率 (C/(A+B-D))	99.4%	84.8%	49.0%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	27,174	
国から	55,107	社会資本総合整備交付金
県から	30,494	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金
合計	112,775	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	広報紙掲載		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1 回	1 回	1 回
実績値	1 回	1 回	1 回

指標名	イベントでの PR・相談会等実施		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	10 回	10 回	10 回
実績値	12 回	14 回	23 回

② 成果指標

指標名	木造住宅耐震補強工事支援件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	200 件	200 件	200 件
実績値	230 件	194 件	123 件

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目		金額 (千円)
補助金	木造住宅耐震補強事業に係るもの	112,775
合計		112,775

2019(令和元)年度の支出額について、担当課が作成・保管している申請書類及び支出関連書類を検証したが、補助金額の算定ミスや、歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金の支給に関する確認について

【現状】

上記2(1)支出額の計上とあわせて、2019(令和元)年度の支出額について、担当課が実施した補助金の算定について、各補助対象項目の確認、補助金限度額等の算定において補助金交付要綱に抵触しているものは検出されなかった。

また、2019(令和元)年度の紙資料ファイル(申請案件ごとに申請書類や実績報告などが綴じられているもの)を通覧したが、実績報告の確認資料の入手漏れなどの問題点も検出されなかった。

【指摘・意見】 なし

(4) 工事等完了の確認について・・・該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標について

【現状】

事務事業総点検表では、当事業の成果指標は上記1(4)②に示しているように、「木造住宅耐震補強工事支援件数」を掲げている。

一方、地域防災計画の具体的な実施計画である「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)には、当事業と実質的に同じ内容のものが、次のように示されている。

アクション名	住宅の耐震化の促進
事業名	木造住宅耐震補強事業
目標指標	住宅の耐震化率
数値目標	95%
2018(平成30)年度末状況	89%
達成予定時期	2020(令和2)年度末

ここで目標指標の「耐震化率」は、次のような計算式で求められる。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{耐震性があると認められる住宅数}}{\text{全ての住宅数}}$$

この、耐震化率の基礎データについて、2019(令和元)年度末の状況とアクションプログラムで目標達成を目指している2020(令和2)年度末における目標数値を

比較して示したのが下表である。

	2019(令和元)年度末 実績	2020(令和2)年度末 目標	増減
全住宅数 ㉞	280,630 戸	277,900 戸	△2,730 戸
うち耐震性なし ㉠	28,525 戸	13,400 戸	△15,125 戸
うち耐震性あり ㉡	252,105 戸	264,500 戸	12,395 戸
耐震化率 (㉡/㉞)	89.8%	95.0%	5.2%

上記の耐震化率の計算式と基礎データについては、次の点を留意すべきである。

- ア. 当事業のターゲットになるのは、㉠の耐震性のない住宅であり、これを、耐震工事によって㉡の耐震性のある住宅に変えようとしているが、㉠の耐震性のない住宅が、取り壊されて消滅するだけでも耐震化率は上昇する。
- イ. 1981(昭和56)年6月以降に建築されたものは、無条件で“耐震性能あり”にカウントされるため、新築の住宅が建設されれば、㉡に加算され、耐震化率が上昇する。
- ウ. したがって、耐震化率は、㉠の物件について耐震工事が全く進まなくても、取り壊されるものや新築物件によって上昇してしまうため、当事業の成果を正確には反映しない。
- エ. 基礎データのうち、㉠については事業を進めるうえで、ある程度継続的に補足できるとしても、㉡や㉢については難しく、現実的には、数年に一度の調査でしか入手できない。

上表の㉠の増減欄を見ると、耐震化率を目標の95%にするには、耐震性のない住宅を1万5千戸減少させなければならない。耐震性のない住宅は、当事業による耐震補強工事の他にも、建替えや取り壊しでも減少するが、当事業の事務事業総点検表での成果指標の目標値である年間200件からは大きくかけ離れており、事務事業総点検表での「成果指標」の設定と、アクションプログラムでの「目標指標」の設定が大きくずれているように見える。

【指摘31】

事務事業総点検表での「成果指標」もアクションプログラムでの「目標指標」も言葉は違うものの、意味するものはほぼ同じであると考えられる。であれば、実質的に同じ事業であるにもかかわらず、異なる指標を掲げているのは、本来望ましくないと考える。

一方で、アクションプログラムは、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」との整合性をもたせているため、目標とする指標も数値も県と合わせているという事情があるので勝手に変えにくく、耐震化率には、【現状】の後半に示したように、当事業の成果を正確には反映しない、という欠点もある。担当課が、

耐震化率では当事業の成果を直接的に示せない点を考慮して、事業評価を行うための事務事業総点検表では、あえて成果指標に使うてこなかった、というのも一定の合理性が認められる。

しかし、【現状】の最後に示したように、事務事業総点検表での「成果指標」の設定と、アクションプログラムでの「目標指標」の設定が大きく乖離しているという状況は是正すべきである。事務事業総点検表での「成果指標」では、過年度の実績の平均から目標値が算出されているが、ゴールに到達するには、毎年、どのくらい件数を増やさなければいけないという視点を加えるべきである。また、アクションプログラムでの目標値の設定については、県の目標値に合わせているが、市の実情に照らして明らかな乖離があるのであれば、次の更新時には、市独自の目標値の設定を検討すべきである。

② 事業の進め方について

【現状】

当事業の対象となる住宅は、1981(昭和56)年5月末以前に建築された木造住宅で、かつ耐震工事が行われていないものである。建築されてから40年以上が経過し、増改築に合わせた耐震工事や建替えによる取り壊しによって、数は減少していく一方であるが、上記2(6)①にも記載したように、2019(令和元)年度末時点で、まだ28,525戸が残っている。

担当課では、活動指標に掲げている前記D-02「わが家の専門家診断事業」(管理 No. 11)(以下、「診断事業」という。)と合わせて、広報誌の掲載やイベントでのPR、相談会等の実施を通じて周知を行い、耐震診断の促進及び耐震補強工事の促進につなげるべく活動を行っており、直近3事業年度の実績は下表に示すとおりである。

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度	累計
耐震診断支援件数(※1)	390件	469件	295件	12,653件
うち、耐震性あり	10件	5件	3件	864件
うち、耐震性なし	380件	464件	292件	11,789件
補強工事支援件数(※2)	230件	194件	123件	4,410件

※1：診断事業による支援件数であり、累計は2001(平成13)年度からの累計実績である。

※2：当事業による支援件数であり、累計は2002(平成14)年度からの累計実績である。

上表を見ると、耐震診断によって耐震性なしと判断された住宅のうち補強工事に進んでいるのは半数程度に留まっていることが確認できる。

【意見29】

住宅の耐震化には、当事業によって一部費用が負担されるとは言っても、所

有者本人の費用負担も必要である。当事業の対象となる住宅は、1981(昭和 56)年 5 月末以前に建築された住宅であることに鑑みると、所有者の多くはお金をかけて耐震化をしても、あとどれだけ住めるのかなどと考えなかなか前に進めない状況があるのではないかと推察される。そのため、所有者が耐震化に向けて前向きになって耐震診断を受けた直後に、一気に耐震工事にまで進めないと、機を逃してしまうように思われる。

また、耐震診断を受けても次のステップに進まなければ、耐震診断に要した費用が、業務に関わる人の人件費も含めて丸々無駄になってしまうことになる。これらのことを考えると、【現状】の表にある、耐震診断によって耐震性なしと判断された住宅のうち、補強工事に進んでいる件数をいかに高めるかが、当事業を進めるうえで、非常に重要ではないかと考える。したがって、担当課は、耐震診断から耐震工事まで間をできるだけ空けずに進めることと、耐震診断によって耐震性なしと判断されたにもかかわらず耐震工事を行わない住宅の追跡調査と耐震工事に促すことに注力すべきである。

また、当事業を進める意義は、単に対象となる住宅の住人の生命や安全を守ることだけではなく、その住宅の倒壊や火災の発生によって、二次的に近隣の住宅や住宅が面する道路の利用者に被害が及ぶことを防ぐこともあると考える。そのような視点からは、当事業の補助制度が市内全域を対象にしているとしても、イベントでの PR、相談会等の実施といった担当課の取り組みは、たとえば住宅が多く二次的被害が大きくなりそうなエリアに重点を絞り込むなどのメリハリを利かせた取り組みを検討してもいいかと考える。

③ 活動指標の設定について

【現状】

当事業では、活動指標に「広報誌掲載」と「イベントでの PR・相談会等実施」を掲げているが、診断事業を受けた者へのフォローアップ活動については、活動指標として定められていない。

【意見 30】

過年度における耐震診断支援の利用者に対してのフォローアップ活動として、新たなダイレクトメールの実施やセミナー等を実施することで、当事業の利用者の増加につなげるべきであると考えますが、その場合にはこれを活動指標として取り入れ、目標と実績の管理に努める必要がある。そして、その効果が成果指標である「木造住宅耐震補強工事支援件数」にどのように寄与したかという点を分析し、新たな活動強化に努めることが望ましい。

D-06. 建築物耐震補強事業費補助金(管理 No. 15)

担当課：建築指導課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	既存建築物の耐震補強工事を実施することにより、地震発生時の人的、物的被害の減少を図り、災害に強いまちづくりを実現する。
根拠法令等	社会資本整備総合交付金要綱（国） 静岡市住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱 静岡市補助金等交付規則
主な事業内容	1981(昭和 56)年 5 月末以前に建築された建築物(※1)の所有者が行う耐震補強工事に要する経費の一部(※2)を支援
開始事業年度	2001(平成 13)年度
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	補助金

※1：対象となる建築物の要件

下記アまたはイのうち、延べ面積 1,000 m² (幼稚園、保育所にあつては 500 m²) 以上であり、かつ、原則として階数が 3 階以上のもの

- ア. 医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設その他の災害時に重要な機能を果たす建築物
- イ. 百貨店、マーケット、劇場、映画館、ホテルその他の災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション

※2：当事業で負担する耐震補強工事に要する経費の一部

項目	補助額
耐震診断の実施	延べ面積に応じた補助基準額と見積額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内
補強計画の作成	延べ面積に応じた補助基準額と見積額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 419 万円)
補強工事の実施	延べ面積に応じた補助基準額と見積額を比較して、いずれか少ない額の 23%の 2/3 以内

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	7,377	3,500	49,314
決算額 (C)	—	—	9,022
次年度繰越額 (D)	—	—	5,505
予実乖離率 (C/(A+B-D))	0.0%	0.0%	18.3%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	4,512	
国から	4,510	社会資本総合整備交付金
合計	9,022	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	ダイレクトメールの送付		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	300 件	300 件	200 件
実績値	リストの更新	286 件	216 件

指標名	次年度実施予定物件の把握		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	年度内	年度内	年度内
実績値	年度内	年度内	年度内

② 成果指標

指標名	建築物耐震補強工事支援件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1 件	1 件	1 件
実績値	0 件	0 件	1 件

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり

項目		金額(千円)
補助金	建築物耐震診断事業に係る補助金(※1)	該当なし
	建築物補強計画策定事業に係る補助金(※1)	1,923
	建築物耐震補強事業に係る補助金(※2)	7,099
合計		9,022

※1：補助対象経費のうち2/3程度が補助対象となる。

※2：補助対象経費46,298千円×0.23×2/3=7,099千円であり、対象経費に対する補助金の割合は15%程度である。

2019(令和元)年度の支出額について、担当課が作成・保管している支出関連書類を検証したが、歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について・・・該当なし

(3) 補助金の支給に関する確認について

【現状】

上記2(1)とあわせて2019(令和元)年度の紙資料ファイル(申請案件ごとに申請書類や実績報告などが綴じられているもの)を通覧した。実績報告の確認資料の入手漏れなどは検出されなかったが、補助金の算定に関する消費税の取扱いについて、以下の事項が検出された。

「静岡県住宅・建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)では、建築物耐震補強事業に係る補助金は以下の通り算定することとされている。

第15条第1項

補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。

別表第2(第6条関係)

1棟ごとに、当該事業に要する経費と延べ面積に1平方メートル当たり5万300円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額に23パーセントを乗じて得た額の3分の2以内の額とする。

2019(令和元)年度に実際に支出された建築物耐震補強事業補助金は、対象になる工事契約が1件のみで、消費税率が10%に改正された後の2019(令和元)年11月のものなので、要綱に従い、下表に示すような計算が行われている。

	項目	計算の内訳	金額 (千円/税抜)
a	補強工事契約額	64,449,264円×100/110	58,590
b	補助基準額	1,012.5㎡×@50,300円×100/110	46,298
c	補助金額	a > b より b × 23% × 2/3 (千円未満切捨)	7,099

なお、要綱や計算で用いられた補助基準額単価 50,300 円(税抜 46,574 円)は、消費税率 8%を前提にしたものであり、2020(令和2)年4月に改正された現行の要綱では、消費税 10%を前提に 51,200 円(税抜 46,545 円)に変更されている。

ただし、要綱に示されている補助基準額単価について、税込なのか税抜なのか、また、税込の場合に税率が何%なのかということが明記されていないため、実際には、消費税率の改正後には、上表に記載した計算にならざるを得ない。仮に、補助基準単価が税込を前提にしていて、本来、意図していたはずの税抜ベースの補助金額で支給しようとするのであれば、下表のように補助基準額を8%で税抜金額に調整することになるが、その場合、実際の計算では、意図していたはずの補助金額よりも13万円過少に支給されていたことになる。

	項目	計算の内訳	金額 (千円/税抜)
a	補強工事契約額	64,449,264円×100/110	58,590
d	補助基準額	1,012.5㎡×@50,300円×100/108	47,156
e	補助金額	a > d より d × 23% × 2/3 (千円未満切捨)	7,230
f	実際との差異	e - c	131

【意見 31】

当事業における補助金支給額の計算に誤りがあったとは言えないが、国が消費税率の改正に合わせて、2019(令和元)年10月に補助基準額単価を51,200円に改正したのに、市の要綱改正が半年遅れになったことについては、要綱改正に向けた準備が十分にできていたのか疑問が残る。

本件については、改善措置も図れないため意見にとどめるが、今後、消費税率の見直しの動きなどに対しては、速やかな要綱改正に向けて、事前の情報収集や関係部署との事前の調整を徹底すべきである。

(4) 工事完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他の業務管理について

①成果指標について

【現状】

事務事業総点検表では、当事業の成果指標は上記1(4)②に示しているように、「建築物耐震補強工事支援件数」を掲げている。

一方、地域防災計画の具体的な実施計画である「静岡市地震・津波対策アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)には、当事業と実質的に同じ内容のものが、次のように示されている。

アクション名	特定建築物の耐震化の促進
事業名	住宅・建築物耐震診断補強計画策定事業 建築物耐震補強事業
目標指標	耐震改修促進計画に基づく特定建築物の耐震化率
数値目標	95%
2018(平成30)年度末状況	89% (推定値)
達成予定時期	2020(令和2)年度末

アクションプログラムでの「目標指標」にある「特定建築物」とは、上記1(1)の表下※1にある当事業の対象となる建築物と同義と捉えて問題ないとする。また、「耐震化率」は、次のような計算式で求められる。

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{全ての特定建築物} - \text{1981(昭和56)年5月末以前に建築された特定建築物のうち耐震性能があると認められていないもの}}{\text{全ての特定建築物}}$$

なお、2019(令和元)年度末時点における耐震化率と基礎データの状況は、下表のとおりである。

建築時期	耐震診断	耐震工事	耐震性能	件数	
1981(昭和56)年5月末以前	未実施		不明	251	⑦ } 318
	実施済	未実施	なし	67	
		実施済	あり	744	
		不要			
1981(昭和56)年6月以降			あり	1,950	⑨ }
合計				3,012	⑩

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{⑩} - (\text{⑦} + \text{⑧})}{\text{⑩}} = \frac{\text{⑨} + \text{⑩}}{\text{⑩}} = \frac{2,694}{3,012} = 89.4\%$$

上記の耐震化率の計算式と基礎データについては、次の点を留意すべきである。

- ア. 当事業のターゲットになるのは、耐震診断を未実施の㉞251件と耐震工事未実施の㉟67件の計318件と数量的にはかなり絞り込まれている。
- イ. 1981(昭和56)年6月以降に建築されたものは、無条件で“耐震性能あり”にカウントされるため、特定建築物の新規建設があれば㉞に加算され、耐震化率が上昇する。
- ウ. したがって、耐震化率は、㉟の物件について耐震工事が全く進まなくても、新築物件が増加すれば、上昇してしまうため、当事業の成果を正確には反映しない。
- エ. 耐震診断を未実施の㉞の251件の中には、耐震診断をすれば、“耐震性能あり・耐震工事不要”と判定されるものも含まれている可能性がある。

耐震化率を目標の95%にするには、上記の計算式で分母の3,012件を固定させたとして、分子を2,862件にする必要がある。その場合、耐震性があると認められない318件を168件に減少させなければならない。耐震性があると認められない建築物は、当事業による耐震補強工事の他にも、建替えや取り壊しでも減少するが、当事業の事務事業総点検表での成果指標の目標値である年間1件からは大きくかけ離れており、事務事業総点検表での「成果指標」の設定と、アクションプログラムでの「目標指標」の設定が大きくずれているように見える。

【指摘32】

事務事業総点検表での「成果指標」もアクションプログラムでの「目標指標」も言葉は違うものの、意味するものはほぼ同じであると考えられる。であれば、実質的に同じ事業であるにもかかわらず、異なる指標を掲げているのは、本来望ましくないと考えられる。

一方で、アクションプログラムは、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」との整合性をもたせているため、目標とする指標も数値も県と合わせているという事情があるので勝手に変えにくく、耐震化率には、【現状】の後半に示したように、当事業の成果を正確には反映しない、という欠点もある。そのため、担当課が、耐震化率では当事業の成果を直接的に示せない点を考慮して、事業評価を行うための事務事業総点検表では、あえて成果指標に使ってこなかった、というのも一定の合理性が認められる。

しかし、【現状】の最後に示したように、事務事業総点検表での「成果指標」の設定と、アクションプログラムでの「目標指標」の設定が大きく乖離しているという状況は是正すべきである。事務事業総点検表での「成果指標」では、所有者からの聞き取り調査などから実際に支援につながりそうな件数を目標値に設定しているが、ゴールに到達するには、毎年、どのくらい件数を増やさなければいけないという視点を加えるべきである。また、アクションプログラムでの目標値の設定については、県の目標値に合わせているが、市の実情に照らして明らかな乖

離があるのであれば、次の更新時には、市独自の目標値の設定を検討すべきである。

② 事業の進め方について

【現状】

当事業の対象となる建築物は、上記2(6)①にも記載したように、耐震診断を未実施の251件と耐震工事未実施の67件の計318件(表の中の㊶と㊷)と数量的にはかなり絞り込まれている。

にもかかわらず、直近3事業年度の実績(3年間で耐震補強工事の件数は1件のみ)が示すように、なかなか耐震補強工事が進んでいかないのは、「要緊急安全確認大規模建築物耐震対策事業(管理No.12)」と同じく、所有者の費用負担の大きさ(約85%)や工事期間中の休業補償がない点が大きいの。

そのため、担当課としても、ダイレクトメールなどで耐震化について前向きに検討をしている所有者の動きを注意しながら、実際に耐震化を進めることを決断したときに、スムーズに補助金が手当てできるように努力している、というのが実状であり、その意味で、どうしても受動的な対応になりがちである。

【意見32】

耐震診断を未実施の251件と耐震工事未実施の67件について、数量的にはかなり絞り込まれていると書いたが、直近3事業年度の実績を鑑みれば、耐震工事の実施に向けて、年間10件程度に絞り込んで、重点的に対応するくらいのメリハリをつけていいのではないかと考える。

そのためには、まず、耐震診断を未実施の251件と耐震工事未実施の67件について、建築物の災害時に期待される機能の大きさや想定される被害者数の多さなどから優先順位を区分して、ダイレクトメールなどでの反応なども考慮しながら、重点ターゲットを絞り込むべきである。

数を絞り込んだ重点ターゲットに対しては、その社会的責任の大きさを理解させ、工事の費用やスケジュールなどできるだけ具体的な提案をしていくことが重要である。そのためには、たとえば、設計や工事の専門家や、必要に応じて弁護士や金融機関などにも参加してもらうことなども検討してもよいのではないかと考える。

D-07. 狭あい道路拡幅整備事業費(管理 No. 16)

担当課：建築指導課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	土地の所有者と市の合意により狭あい道路の拡幅整備を推進し、利便性、安全性、快適性等居住環境の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりに資する。
根拠法令等	建築基準法、社会資本整備総合交付金要綱（国） 静岡県狭あい道路拡幅整備に関する要綱
主な事業内容	道路後退用地を市に寄附することを条件とした、要綱に定める下記助成金等の交付。 委託：官民境界確定のための測量等 助成：後退用地部分のブロック塀等の撤去費用等 修繕：後退用地の舗装修繕
開始事業年度	2003(平成 15)年度
終了予定年度	未定
実施主体	市
実施形態	直営、委託

※：当事業と「狭あい道路」

建築基準法上の「道路」は、幅員が4m以上と定められていて、新たに道路に面して建築物を建てる場合には、幅員が4m以上の道路でなければならない。

実際には、建築基準法が施行される以前に、すでに建築物が立ち並んだ幅員4m未満の道路が存在し、都道府県や市町村が「狭あい道路」と指定すると、狭あい道路に面して新たに建築物を建てる場合には、道路の中心線から2m後退した線が道路のみなし境界線となり、その線から出ないように建築しなければならなくなる。当事業では、狭あい道路に面する既存の建物を建て替える場合などに、後退した用地（道路部分）を市に寄附することを条件に、道路の拡幅のための費用の一部を補助し、狭あい道路の拡幅促進を図るものである。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	65,670	84,700	72,215
決算額 (C)	64,851	83,837	68,930
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	98.8%	99.0%	95.5%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	34,800	
国から	34,130	社会資本整備総合交付金
合計	68,930	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	ホームページへの情報掲載、関係団体へのPR		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	各1回	各1回	各1回
実績値	各1回	各1回	各1回

指標名	パンフレットのポスティングの実施		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	50件	50件	50件
実績値	50件	50件	50件

指標名	委託事務処理の適正化		
			2019(令和元)年度
目標値			事業化
実績値			事業化

※：委託事務処理の適正化については、2.(6)③参照。

② 成果指標

指標名	拡幅整備事業の実施件数の合計数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	130件 (委託40件、助成45件、 修繕45件)	139件 (委託41件、助成48件、 修繕50件)	128件 (委託41件、助成42件、 修繕45件)
実績値	119件 (委託37件、助成44件、 修繕38件)	139件 (委託61件、助成40件、 修繕38件)	120件 (委託55件、助成30件、 修繕35件)

※：指標は拡幅工事が実施された箇所数ではなく、当事業の主な活動である、委託、助成、修繕の実施件数の合計値となっている。目標値は、直近3年度の実績の平均件数を算出し、当該年度における申請件数の執行状況を勘案して目標値を設定している。

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおりである。

項目		金額(千円)
狭あい道路拡幅 事業費	委託費	27,597
	修繕費	33,779
	助成費	7,553
合計		68,930

2019(令和元)年度の支出額について、担当課が作成・保管している支出関連書類を検証したが、金額の算定ミスや、歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金の支給に関する確認について

【現状】

上記2(1)とあわせて、2019(令和元)年度の補助金の支給についても確認したが、資料の入手漏れや計算エラーなどは特に検出されなかった。

しかし、補助金の助成額に関する規定について、以下の状況が確認された。

当事業の助成金交付対象項目の助成額は、「静岡市狭あい道路拡幅整備に関する要綱」(以下、「要綱」とする)の第25条及び別表第3に規定されている。その中で、当事業における主な交付対象項目である分筆登記等に関する助成額については、要綱とは別に定めるとして、毎年、見直しが行われているが、工事費用(塀等の撤去、後退後の塀の新設)に対する助成額については、2003(平成15)年4月の設定以来、改定が行われていない。そして、これらの助成額は、消費税込みの金額を前提に規定されているが、2003(平成15)年4月に設定された工事費用の助成額については、消費税率を5%とする計算が基礎になったままである。

実際の助成額の決定にあたっては、仕入税額控除の適用がある申請者においては、申請者が自らの消費税申告の中で当該仕入に係る消費税額相当を取り戻すことができるため、助成額から消費税相当を控除して算定するが、その際に適用する税率は当然に現行の税率を適用することになる。そのため、現在の工事費用の税抜ベースの助成額は、要綱が設定されたときに予定していた税抜ベースの助成額に比べて、

約5%割安に計算されてしまうことになる。

なお、助成額の見直しについては、要綱上、特段の定めは設けてはいない。

【指摘 33】

補助金の助成額は、申請時点の実勢費用との乖離を避ける観点から、工事費用についても定期的に見直すべきである。当事業の主な交付対象項目が分筆登記に関するもので、工事費用が適用対象になるケースが少ないとは言え、15年以上見直しが行われてこなかったのは適切ではないと言わざるを得ない。

したがって、今後、助成額の定期的な見直しをルーティン化させるために、見直しの時期や頻度を要綱に定めておくことが望ましい。

また、消費税の改正に対しては、上記の定期的な見直しとは別に、改正の都度、適時に見直しを行うべきである。

(4) 工事等完了の確認について・・・該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標の設定について

【現状】

当事業では、成果指標を「拡幅整備事業の実施件数の合計数」として、当事業の主な活動である、委託、助成、修繕の実施件数の合計数を掲げている。

【意見 33】

現在の成果指標は、当事業の主な活動である、委託、助成、修繕の実施件数の合計数であるが、これは、成果というより、活動量を示すものである。当事業の目的は、狭あい道路を拡幅することであり、成果は、狭あい道路をどのくらい拡幅できたのか、つまり拡幅した狭あい道路の延長数等の数値で測るのがより直接的である。

② 防災上の視点に立った目標設定について

【現状】

ア. 市における狭あい道路の現状

市では、2008(平成20)年度～2012(平成24)年度にかけて市内における狭あい道路の総延長を調査しており、以後の追加認識等により、現状は概ね200km程度の狭あい道路があることを認識している。

また、当事業による拡幅実績は直近累計で約35km程度となっており、市全体の狭あい道路に占める割合は単純計算で約17%程度となっている。

なお、狭あい道路の解消については、当事業がすべてではなく、道路に面する建築物の所有者の自主的な建て替え等に伴う拡幅によっても進捗するが、市では所有者の自主的な建て替え等に伴う拡幅の実績を集計したものは保有していない。

このような状況から、市としての狭あい道路解消に係る全体行程、ロードマップ等の具体的な設定はなされておらず、当事業としてもその終了予定年度を特に定めていない状況である。

イ. 他都市の事例

一方、国土交通省「狭あい道路解消のための取組に係る調査及び事例集」では、以下のような事例が紹介されており、いずれの例においても、都市全体における狭あい道路の解消に加え、防災の観点から重点的な取り組み対象を定める等の方法により早期解消すべき優先順を用いた推進を行っていると言える。

東京都杉並区	木造住宅密集地域など火災危険度の高い地区を「重点地区」、防災都市づくりを推進していく地区を「整備地区」として指定し、これらの地区において区職員の戸別訪問を行うなどの、拡幅整備の重点的な取り組みを行っている。
広島県安芸郡府中町	密集市街地内において町として重点的に狭あい道路の解消に取り組むべき地域として「狭あい道路整備対象地区」を設定し、当該地区内については後退用地の寄付に代えて、町による買取りを積極的に行うことにより、重点地区における早期解消を進めている。

【意見 34】

狭あい道路の解消については、道路に面する建築物の所有者による理解と経済負担が必要であり、当事業のみで完結することはできないことは理解する。

しかし、漫然と当事業を進めるだけでは本質的な目的の達成はより困難になると考えられるため、狭あい道路解消対策として、他都市の取り組みを参考に重点的に事業を推進すべき地区を設定し、達成すべき目標を定めるべきである。

また、市は、指定確認検査機関からの報告により、建築物の所有者の自主的な建て替え等に伴う狭あい道路の解消実績に係る情報を得ることも可能であるため、重点的に事業を推進すべき地区については、積極的に解消実績に関する情報を取りまとめておく必要がある。

そのうえで、当事業においては、市全域を対象に狭あい道路の解消を図りつつも、担当課としては、重点地域により注力してメリハリの利いた取り組みをすべく、重点地域における狭あい道路の解消に係る全体行程やロードマップ等の具体的な設定を行うべきである。

③ 事業の進め方について

【現状】

当事業は、下記のア～ウの業務を一体として行うものであるが、2019(令和元)年度の活動指標には、そのうちのアに関して「委託事務処理の適正化」が掲げられている。

ア. 委託	狭あい道路に面する建物の建て替えなどを行う建築主の申請により、土地の所有者と市の合意により狭あい道路の拡幅整備を行うべく、官民境界確定のための測量等について、市から公共嘱託登記土地家屋調査士協会に業務委託する。
イ. 助成	申請者が行う申請等の事務、分筆登記、拡幅用地の寄付等に係る費用及び後退用地部分の塀、門の撤去・新設等に係る費用について、市が助成金等を支給する。
ウ. 修繕	狭あい道路の拡幅により申請者より寄附を受けた後退用地に係る舗装修繕等について、申請地周辺地域の施工業者に市が直接工事発注をする。

この「委託事務処理の適正化」とは、官民境界確定に係る委託業務が申請年度に完了せず、翌年度も継続されるものが年々累積してしまっただことから、2019(令和元)年度において新規受付を制限し、過年度案件の実行に専念することを計画し、これを活動指標としたものである。このような措置は、2019(令和元)年度に臨時的に行ったものであり、その結果、過年度分の申請案件は、2019(令和元)年度中にほぼ解消させることができた。

そもそも、官民境界確定に係る委託業務が申請年度に完了せずに翌年度以降に継続されるケースが多いのは、申請案件の中には、申請地の隣地や道路を挟んだ向かい側の土地に複数の所有者が存在し、しかも、それらの関係者が相続等によって遠隔地に住んでいるなど、境界確定のための関係者の立会がスムーズに行えないことや、境界確定の協議が整わない、などのケースがかなり含まれることが原因となっている。

【意見 35】

当事業において、官民境界確定に係る委託業務は、【現状】の表に示した3つの作業工程のうち、初めの工程であり、ここに案件が多数滞ってしまうと、それ以降の工程が進まなくなり、事業全体の進捗が悪くなってしまう。

そのため、2019(令和元)年度に、いったん、新規受付を制限し、過年度案件の実行に専念するといった措置を講じ、その結果、過年度の申請案件を整理することができたわけであるが、これは、いわゆる外科手術のような対処療法であって、事業の進め方について何らかの見直しをしなければ、また数年後に同じことの繰り返しになることが予想される。

あらためて、官民境界確定に係る委託業務が申請年度に完了せずに継続される

ケースについて確認すると、申請地の隣地や道路を挟んだ向かい側の土地の所有者等の協力体制が十分に整っていなかったケースが多く含まれている。今後は、このようなケースを申請時に精査するような仕組みを構築すべきである。

この点について、現状、担当課では申請者が提出する「狭あい道路拡幅事業に関する協議申請書」(以下、「協議申請書」という。)において、官民境界確定の状況の確認が行われている。しかし、境界未確定の状態で開催される申請に対して、関係者の協力体制を確認する手続きは特に行われていない。今後は、境界未確定の状態の場合には、たとえば、協議申請書とあわせて、関係者の協力要請に係る同意書の提出を求めるようにすれば、関係者の協力体制が整った状況で、申請を受け付けることになり、一定の効果が得られるのではないかと考える。

D-08. 市営住宅耐震対策事業(管理 No. 17)

担当課：住宅政策課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	地震による建築物の倒壊等の被害から、市民や入居者の身体及び財産を保護するため、耐震性能の劣る市営住宅の耐震化や解体を実施し、安全性の向上を図る。
根拠法令等	公営住宅法、公営住宅等整備事業対象要綱、静岡市公共建築物耐震対策推進計画
主な事業内容	耐震性が劣る市営住宅の解体
開始事業年度	—
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	請負（公共建築課へ工事委嘱）

※ 市営住宅の耐震補強工事は、2014(平成 26)年度に完了しており、当事業では「静岡市公共建築物耐震対策推進計画」に基づき、耐震性が劣る市営住宅を解体することを進めている。

市の「公共建築物の耐震対策の現状」には、市が所管する建築物の耐震性能ランクが表記されているが、その中で、市営住宅は耐震性能ランクが「Ib」、もしくは耐震未診断となっている。耐震性能ランクが「Ib」であれば、市の耐震基準を満たしているものと評価されるが、急傾斜地崩壊危険区域に立地しているなどの理由から解体を行うべき対象になっている市営住宅が 2019(令和元)年度末時点において 4 棟存在する。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	30,256	29,605	22,000
決算額 (C)	22,539	24,318	19,187
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	74.5%	82.1%	87.2%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	2,200	
市債	19,800	
合計	22,000	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	市営住宅の解体工事の実施		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	解体工事完了	解体工事完了	解体工事完了
実績値	解体工事完了	解体工事完了	解体工事完了

② 成果指標

指標名	市営住宅の耐震化率		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	95.9%	98.6%	98.1%
実績値	96.8%	97.6%	98.1%

※:2019(令和元)年度の目標値・実績値は、211棟÷215棟=98.1%

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおりである。

項目		金額(千円)
工事請負費	清水中矢部団地解体工事	19,187
合計		19,187

2019(令和元)年度の支出額について、担当課が作成・保管している支出関連書類を検証したが、金額の算定ミスや、歳出予算整理簿との不整合などの問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 1 件の工事請負契約の工事完了の確認手続について関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 1 件の工事請負契約の廃棄物処理の確認手続について、上記 2 (4) と合わせて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標の見直しについて

【現状】

当事業の活動指標は、「市営住宅の解体工事の実施」を掲げ、直近 3 事業年度は、目標値も実績値も「解体工事完了」と標記しているが、活動量がよくわからない。

当事業による市営住宅の解体実績は以下のとおりであり、2019(令和元)年度末時点で残りは 4 棟になっている。

年度	2016(平成 28)まで	2017(平成 29)	2018(平成 30)	2019(令和元)
解体件数	18 棟	6 棟	2 棟	1 棟

【指摘 34】

担当課は、2020(令和 2)年度以降の解体工事について、下表のような計画を持っており、この解体棟数を活動指標の目標値に掲げるべきである。

年度	2020(令和 2)	2021(令和 3)	2022(令和 4)
解体件数	1 棟	1 棟	2 棟

D-09. 公共建築物の耐震対策(管理 No. 18)

担当課：建築総務課

当事業は「事務事業総点検表」には記載されていないが、各所管課が行っている公共建築物の耐震化に関する全体の取りまとめ状況を確認している。

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	大規模地震災害に対して、市民の生命を守り、防災機能を高め、復旧を早期に実現することにより、安心・安全な都市づくりを推進する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東海地震対策大綱、建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・ 静岡市耐震改修促進計画 ・ 静岡市公共建築物耐震対策推進計画 ・ 特定天井：建築基準法施行令第 39 条第 3 項
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震対策必要施設について計画的に耐震対策を推進する。 ・ 年次計画（案）の作成及び提示
開始事業年度	1982(昭和 57)年 (静岡市公共建築物耐震対策推進計画の策定は 2004(平成 16)年度)
終了予定年度	2026(令和 8)年度（学校施設を除く）
実施主体	市
実施形態	直営

(2) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	公共建築物の耐震化率（市基準）		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	—	—	—
実績値	4 件	13 件	5 件

指標名	公共建築物の耐震化率（法基準）		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	—	—	—
実績値	1 件	4 件	3 件

指標名	特定天井対策必要施設		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	—	—	—
実績値	3 室	7 室	0 室

※：2019(令和元)年度は、非構造部材耐震対策について、清水テルサの大規模改修工事が入札不調により延期となり、0 件となった。

② 成果指標

指標名	公共建築物の耐震化率（市基準）		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	—	—	—
実績値	95.7%	96.4%	97.0%

指標名	公共建築物の耐震化率（法基準）		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	—	—	—
実績値	97.7%	98.2%	98.6%

指標名	特定天井対策必要施設（吊り天井：文化会館、マリナート、テルサ等）		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	—	—	—
実績値	残り 15 室	残り 8 室	残り 8 室

2. 監査結果

(1) 業務管理について

① 静岡市公共建築物耐震対策推進計画について

【現状】

担当課は、市の公共建築物の耐震対策にあたり、上位計画である「静岡市総合計画」及び「静岡市耐震改修促進計画」と整合を図るとともに、防災の観点や市有財産の適正管理の観点における「静岡市地域防災計画」及び「静岡市アセットマネジメント基本方針」との連携・補完を図りながら、公共建築物における耐震対策を迅速かつ計画的に推進するための計画として、「静岡市公共建築物耐震対策推進計画（以下、「耐震対策推進計画」という。）を定めている。

当該耐震対策推進計画では、アセットマネジメント基本方針における「公共施設」のうち、「公共建築物」として、居室を有する延べ床面積 200 m²以上の建築物を対象としており、そのうち、旧耐震基準で設計された建築物については、耐震診断を行い、下表に示す耐震性能ランク及び建築物の用途を考慮した目標期限を定めて必要な対策を実施することとしている。

耐震性能ランク

ランク	内容
I a	耐震性能が優れている建物 (軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる)
I b	耐震性能が良い建物 (倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けることが想定される)
II	耐震性能がやや劣る建物 (倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される)
III	耐震性能が劣る建物 (倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定される)

上表の耐震性能ランクにおいて、IIIは建築基準法における耐震性能を満たしていないものとされる。また、市では、I a 又は I b を市の耐震化基準として定め、これを満たすための対策を行うこととしている。

なお、耐震対策推進計画は、2004(平成 16)年に策定されたのち、数度の改定が行われている。直近の改定は、2019(平成 31)年 4 月 1 日で、耐震対策が必要な施設の現状等を整理し、予想される東海地震、南海トラフ巨大地震に備えた耐震化を計画的に進めるため、対策目標を下表のように見直している。

耐震対策推進計画における目標の見直し(新旧比較)

改定前	改定後
<p>【構造耐震対策】</p> <p><u>2018(平成 30)年度末</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性能が未診断の建築物をゼロにする。 全ての施設の法基準耐震化率を 100%にする。(耐震性能ランク III ゼロ) 防災拠点施設の市基準耐震化率を 100%にする。(耐震性能ランク II ゼロ) <p><u>2022(平成 34)年度末</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての施設の市基準耐震化率を 100%にする。(耐震性能ランク II ゼロ) 	<p>【構造耐震対策 (一般公共施設)】</p> <p><u>2022(令和 4)年度末</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての施設の法基準耐震化率を 100%にする。(耐震性能ランク III ゼロ) <p><u>2024(令和 6)年度末</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点施設の市基準耐震化率を 100%にする。(耐震性能ランク II ゼロ) <p><u>2026(令和 8)年度末</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての施設の市基準耐震化率を 100%にする。(耐震性能ランク II ゼロ)

改定前	改定後
—	【構造耐震対策（学校施設）】 学校施設は耐震性能ランクⅡ以上であり、建築基準法の基準を上回る文部科学省補助基準を確保している。順次、アセットマネジメントを踏まえた大規模改修等に合わせて耐震対策を行い、市基準耐震化率100%を目指す。
【非構造部材耐震対策】 2018(平成30)年度末 全ての対象建築物（特定天井を有する建築物）の対策を完了する。	【非構造部材耐震対策】 2026(令和8)年度末 全ての対象建築物（特定天井を有する建築物）の対策を完了する。

【意見 36】

【現状】の最後に示した表（耐震対策推進計画における目標の見直し）を見比べると、目標の達成時期や内容が次のように後退している。

対象施設	達成目標	改定前	改定後	
全ての施設	ランクⅢゼロ	2018(平成30)年度末	2022(令和4)年度末	
防災拠点施設	ランクⅡゼロ	2018(平成30)年度末	2024(令和6)年度末	
全ての施設	ランクⅡゼロ	2022(平成34)年度末	学校以外	2026(令和8)年度末
			学校	未定
特定天井を有する建物	対策の完了	2018(平成30)年度末	2026(令和8)年度末	

このような状況について、以下の見直しをすべきである。

- ア．公共建築物の耐震化は、市民の生命や安全に直接影響する問題であり、達成時期を含め、目標管理を徹底すべきである。
- イ．学校施設についても市の耐震化基準の達成を目指す方針であるならば、目標時期を明確にし、目標管理を徹底すべきである。

② 耐震診断が未了になっている施設について

【現状】

上記2（1）①の耐震対策推進計画の見直し(新旧比較)のとおり、改定前の計画では、全ての施設について、2018(平成30)年度末までに耐震診断を完了させる目標になっていた。2019(平成31)年4月の改定後の計画では、耐震診断については、特に言及されていないが、下表の施設が未診断のまま残っている。

これについて、担当課では、耐震診断は行っていないが、実質的に法耐震基準

を満たさないものと同等と判断し、使用停止にしており、これをもって、耐震診断未了の施設はゼロとなっているとしている。

区	施設名称	現状
駿河	静岡衛生センター南部中継所 管理棟他	使用停止
清水	清水宮加三団地 5・6号棟	使用停止

出典：「公共建築物の耐震対策の現状」及び市提供資料より監査人集計（解体済みは除外）

【意見 37】

耐震対策推進計画では、「使用停止」も耐震対策に係る実施方法の一つとされている。耐震性に問題があり、「使用停止」となっている施設が、再度稼働する可能性は極めて低いと考えられ、そのような施設に手間と時間をかけて、耐震診断を行う必要もなく、担当課が耐震診断未了の施設はゼロと捉えていることに異論はない。

一方で、「使用停止」とすることをもって耐震対策が完了したと捉えることについては、留意が必要であると考え。耐震性に問題のある施設が地震によって倒壊し、周辺施設等への二次的な被害を生むリスクがあることを考えれば、「使用停止」は、あくまでも暫定的な措置であり、施設の解体撤去に至るまでフォローアップしていくことが望ましい。

以上から、【現状】の2施設については、解体撤去の時期を明確にし、確実に耐震対策を完了させるべきである。

③ 法基準耐震性能を満たさない施設（耐震性能ランクⅢ）について

【現状】

上記2（1）①の耐震対策推進計画の見直し（新旧比較）のとおり、改定前の計画では、全ての施設について、2018（平成30）年度末までに耐震性能Ⅲをゼロにする目標になっていたが、2019（平成31）年4月の改定後の計画では、目標達成時期を2022（令和4）年度末までに延長させている。

現在、耐震性能Ⅲの施設は、下表に示す12施設で、うち2施設が使用停止、3施設が耐震対策工事中、残り7施設が稼働している。また、「備考欄」に「※」が付いている4施設は、地域防災計画上の地区支部に指定されている。

区	施設名称	耐震性能	現状	備考
清水	折戸生涯学習交流館 本館	Ⅲ	工事中	※
清水	飯田生涯学習交流館 本館	Ⅲ	工事中	※
清水	船越生涯学習交流館 本館	Ⅲ	工事中	※
清水	高部生涯学習交流館 本館	Ⅲ	検討中	※
清水	清水南部浄化センター（旧管理棟・旧汚泥処理棟）	Ⅲ	使用停止	

区	施設名称	耐震性能	現状	備考
清水	清水和田島自然の家 A棟	Ⅲ	使用停止	
	清水和田島自然の家 B棟	Ia		
葵	田代生涯学習交流館 本館	Ⅲ	方針決定済	
葵	大岩本町自動車車庫（住宅・車庫・休憩室）	Ⅲ	方針決定済	
葵	井川中学校教職員住宅 B棟	Ⅲ	検討中	
葵	峰山小学校教職員住宅 A棟	Ⅲ	検討中	
葵	東部学校給食センター 管理棟・調理棟	Ⅲ	検討中	
駿河	旧マッケンジー邸	Ⅲ	方針決定済	

出典：「公共建築物の耐震対策の現状」及び市提供資料より監査人集計（解体済みは除外）

【意見 38】

耐震性能ランクⅢは上記2（1）①の耐震性能ランクの表のとおり、倒壊する危険性があり、大きな被害を受けることが想定されるものである。

12施設のうち、「使用停止」となっている2施設について、今後の再稼働が見込まれないのであれば、上記2（1）②の耐震診断が未了となっている2施設と同様、解体撤去の時期を明確にし、確実に耐震対策を完了させるべきである。

また、工事中のものを除く稼働中の7施設について、もともと、2018(平成30)年度末までに完了しているはずだったにもかかわらず、いまだに「検討中」となっているものが4施設ある。この点、2022(令和4)年度末までに全ての施設の法基準耐震化率の100%を目指す観点からは、当該4施設に残された時間は比較的少ないといわざるを得ない。したがって、耐震対策方針の決定を急ぎ、可能な限り具体的なスケジュールに落とし込んだ計画を策定したうえで目標管理すべきと考える。

なお、「検討中」となっている施設のうち、地域防災計画上の地区支部になっている施設については、防災上の重要拠点であるという性質を重く受け止め、より早急な耐震対策活動に着手すべきである。

④ 市基準耐震性能を満たさない防災拠点施設について

【現状】

上記2（1）①の耐震対策推進計画の見直し(新旧比較)のとおり、改定前の計画では、防災拠点施設について、2018(平成30)年度末までに耐震性能Ⅱをゼロにする目標になっていたが、2019(平成31)年4月の改定後の計画では、目標達成時期を2024(令和6)年度末までに延長させている。

現在、耐震性能Ⅱの防災拠点施設は、下表に示す9施設で、新型コロナウイルスの影響で移転建替えの事務手続を一時停止している清水庁舎の他にも「検討中」となっているものが2施設ある。

防災拠点施設

区	施設名称	耐震性能	現状	備考
清水	清水庁舎及び清水区役所	Ⅱ	建替時期未定	※1
駿河	小黒こども園 園舎（A棟・B棟）	Ⅱ	方針決定済	※2
駿河	東豊田中央こども園 園舎（A棟）	Ⅱ	検討中	※2
駿河	八幡こども園 園舎	Ⅱ	方針決定済	※2
駿河	富士見台こども園 園舎	Ⅱ	検討中	※2
清水	三保こども園 園舎	Ⅱ	民営化・解体予定	※2
清水	折戸こども園 園舎（A棟・B棟）	Ⅱ	民営化・解体予定	
葵	千代田消防署 庁舎・車庫	Ⅱ	工事中	
葵	葵消防署山崎出張所 庁舎・車庫	Ⅱ	方針決定済	

出典：「公共建築物の耐震対策の現状」及び市提供資料より監査人集計（解体済みは除外）

※1：地域防災計画上、清水区の本部と指定されている

※2：地域防災計画上、避難所と指定されている

【意見 39】

耐震性能ランクⅡは、上記2（4）①の耐震性能ランクの表のとおり、倒壊する危険性は低いですが、かなりの被害を受けることも想定されるものである。

災害発生時に重要な役割を担うはずの防災拠点施設について、かなりの被害を受けることも想定される状況にあると認識されながら、目標達成期限を6年間も延長していることにもっと危機感を持つ必要がある。

清水庁舎については、移転建替えの事務手続が一時停止され、耐震対策の目途が立たない状況にあるが、その間、耐震対策を何もしない、ということでは済まされるものではない。また、これ以外の施設で「検討中」となっているものは耐震対策方針の決定を急ぎ、耐震対策を含む方針等が決定しているものは、具体的な計画に従って耐震対策推進計画の定める期限までに耐震化を完了できるよう、確実な推進を期待したい。

E. 建設局

E-01. 地籍調査事業(管理 No. 19)

担当課：建設政策課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	大規模災害時の迅速な復旧復興への備えとして、道路や水路等の境界を明確にする
根拠法令等	国土調査法、国土調査促進特別措置法 静岡市地籍調査基本計画
主な事業内容	法務局所管の公図や登記情報をもとに、土地所有者との現地立会調査にて土地の境界を確認し、その結果を簿冊や地図に取りまとめ、法務局へ送付することで地図等を整備する。
開始事業年度	2013(平成 25)年度
終了予定年度	2019(令和元)年度
実施主体	市
実施形態	委託

地籍調査は、国土調査法に基づくもので、それ自体は、災害対策を目的にしたものではないが、地震や津波等の被災後の復旧復興事業を着手するためには、最初に土地の境界の明確化が必要になることから、東日本大震災以降、災害への備えとして、地籍調査の重要性が高まっている。

地籍調査の対象は国有林野や公有水面（湖や川など）を除く部分で、宅地だけでなく、農地や林地も含まれる。市は、昭和 40 年ごろから継続して進めてきているが、調査対象面積には多くの林地が含まれるため(全体で 1,354.26 km²、そのうち林地が 1,041.14 km²)、2019(令和元)年度までに調査できている部分は、39.76 km²と全体の 2.9%にとどまっている。

市は、2013(平成 25)年 3 月に「静岡市地籍調査基本計画」を策定し、その中では、計画区間を短期、中期、長期に分け、災害発生の可能性が高い区域を優先して作業を進めている。

短期計画	2013(平成 25)年度～2019(令和元)年度	7 年間
中期計画	2020(平成 32)年度～2042(平成 54)年度	23 年間
長期計画	2043(平成 55)年度～	

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	25,420	26,780	1,120
最終予算額 (B)	42,738	18,731	49,670
決算額 (C)	41,193	40,928	40,719
次年度繰越額 (D)	26,780	1,120	620
予実乖離率 (C/(A+B-D))	100.0%	92.2%	81.2%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	21,921	
県から	18,798	地籍調査事業費補助金
合計	40,719	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	地籍調査業務の実施		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	9 件	10 件	6 件
実績値	9 件	10 件	5 件

参考：2018(平成 30)年度までの活動指標

指標名	地籍調査の成果を県に認証請求		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	
目標値	清水港周辺地区:4.1 km 蒲原地区:5 ha 広野地区:3 ha	清水港周辺地区:16 ha 蒲原地区:7 ha 広野地区:3 ha	
実績値	同上	同上	

② 成果指標

指標名	災害発生の可能性が高い区域の地籍調査実施面積		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	25ha	17ha	16ha
実績値	25ha	17ha	13ha

※：目標値の算定は、当年度の調査予定面積に対する実施工程の換算面積率により換算面積を設定している。なお、換算面積は、地籍調査の各工程に割り当てられた全工程の総和が1になる比率(換算面積率)と調査面積の積として計算している。

参考：2018(平成30)年度までの成果指標

指標名	災害発生の可能性が高い区域の地籍調査が完了している面積		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	
目標値	70% (158 ha)	85% (192 ha)	
実績値	111% (252 ha)	138% (312 ha)	

※：計画期間の累計換算面積226haに対する進捗率を示している。また、目標値は、年度ごとに見直さず、計画当初の進捗率になっている。なお、実績値が目標値を大きく上回った理由は、法務局が実施主体になる地図作成業務に協力したことによって地籍調査の面積が増加したことによる。

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた6件の委託契約の支出額の計上手続について、関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた6件の委託契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【意見40】

地籍調査は、1つの対象の地区に対して6つの作業工程があり3年間を要するが、調査対象の地区ごとに、毎年、入札により委託契約を行っているため、2年目以降に、前年度と異なる業者が業務を引き継ぐこともある。作業工程は、大まかに言うと、土地の登記簿等を確認し、現地調査・測量・計算し、調査記録をまとめる、という一連の作業であり、作業内容によって、実施できる職業・資格が分かれているわけではなく、測量士の資格を有する者が行うものである。ほとんどのケースでは、2年目以降には、初年度の工程を実施した業者が引き続き受注しているが、過去に2年目に、1年目とは異なる業者が受注した結果、受託者が交替するケースもあった。

途中で受託者が交替すると、担当課は、対象の土地に関する情報の再共有が必要に

なり、実務的に非効率となる。一方、業者側にしても、はじめから3年間かけて調査業務を引き受ける方が、安定して業務を行いやすく、3年間単位で調査を委託する方が、双方にとってメリットが大きいと思われる。また、市内には、地籍調査を実施できる者も多く、3年単位とすることで、特定の業者に集中するようなことにもならないと思われる。

市は、年単位の契約を基本としているが、当事業については、3年単位の契約を検討すべきではないかと考える。

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に地籍調査が完了した5件の委託契約の完了確認手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業では、活動指標と成果指標を、短期計画の最終年度である2019(令和元)年度に変更している。

	2018(平成30)年度まで	2019(令和元)年度
活動指標	対象地区ごとに、地籍調査の成果を県に認証請求する面積数(一部距離数)	業務の実施件数
成果指標	対象地区のうち調査が完了している部分の面積割合(計画期間の累計)	地籍調査実施面積(調査が完了面積ではなく、調査の各工程の換算面積率と調査面積の積)(単年度ベース)

なお、2018(平成30)年度中には、短期計画で調査対象にしていた部分の調査は完了しているが、それ以降の調査対象についての目標設定を確認できなかった。

【意見41】

当事業は、非常に時間のかかるプロジェクトであり、計画的、段階的に進めるしかなく、その進捗、つまり、どれだけ地籍調査が完了したのか、ということは対象土地の面積で測るのが最もわかりやすいと思われる。

しかし、当事業の活動指標や成果指標の設定については、次のような難しさがある。

- ア. 地籍調査の作業量・工数は、土地の大きさ（面積）よりも筆数（件数）に比例する
- イ. 地籍調査の作業そのものは業者に委託されており、担当課の活動は、その契約手続や作業管理である
- ウ. 1つの対象土地の調査に3年間かかるので、たとえば、調査が完了した土地の面積や件数で測ろうとすると、1年目と2年目の活動や成果がカウントされない

担当課は、【現状】に記載のとおり、2019(令和元)年度に、活動指標と成果指標を変更している。上記の難しさも考慮しながら、それぞれの指標について、良い点と悪い点を整理すると、下表のようになる。

		2018(平成30)年度まで	2019(令和元)年度
活動指標	○	対象地区ごとに示している点は、わかりやすい。	担当課の活動量が直接的に示すことができる。
	×	調査が完了するまでは活動としてカウントされない。	件数と事業の成果（面積で示される）との関連性がわからない。
成果指標	○	事業の目的との関連性や進捗状況がわかりやすい。	
	×	2018(平成30)年度中に計画の100%に達しているが、その後の目標設定がされていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・計算ロジックがわかりにくい ・短期計画全体の進捗状況がわからない

※：「○」は良い点、「×」は悪い点を示している。

以上の検討を踏まえて、次期の短期計画を進めていくうえで、以下のような見直しを検討してもいいのではないかと考える。

- ア. 活動指標には、2019(令和元)年度の指標(件数)の他に、その年度内に、地籍調査を行う土地の面積を加える。(できれば計画対象の地区別に)
- イ. 成果指標は、2018(平成30)年度までの指標(対象地区のうち、調査が完了している部分の面積割合:計画期間の累計ベース)に戻す。
- ウ. 短期計画期間の途中に対象土地の調査が完了する場合には、残りの計画期間の追加的・暫定的な目標と成果指標を別に設定する。

E-02. 急傾斜地崩壊対策事業費(管理 No. 20)

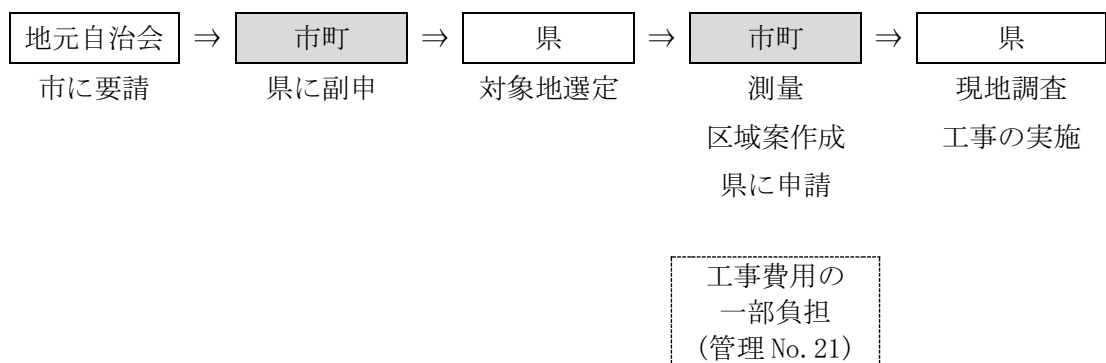
担当課:建設政策課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	急傾斜地の崩壊による土砂災害から市民の生命を保護する。
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
主な事業内容	急傾斜地崩壊危険区域指定促進にかかる測量を実施し、区域(案)を作成する。 ※
開始事業年度	1969(昭和 44)年法律施行後、事業開始
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	委託

※:「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく事業全体の流れ



(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	8,000	8,000	10,000
決算額 (C)	7,946	7,630	9,996
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	99.3%	95.4%	99.9%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額 (円)	補足説明
一般財源	10,000	
合計	10,000	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	測量箇所数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	2	2	2
実績値	2	2	2

※: 測量は、県から選定された対象地について行われる。県から選定されるのは例年2件で、目標値は過去の実績に基づき設定している。

② 成果指標

指標名	県の急傾斜地崩壊対策事業促進に向けた申請箇所数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	2	2	2
実績値	5	2	5

※: 県への申請も、活動指標の測量と同様、基本的に、県から選定された対象地について行われる。ただし、2019(令和元)年度は、過去に申請した分について、県から追加指定の要請(区域の新たな拡大や追加)があり、また、豪雨による斜面崩壊の場所を優先的に実施したことで、実績数が膨らんでいる。

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた4件の委託契約の支出額の計上手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた4件の委託契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した4件の委託契約の完了の確認手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標について

【現状】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく事業は、次のようなプロセスで行われている。

i	地元自治会が市に対して要望を提出する
ii	市が県に対して地元自治会からの要望(副申)を提出する
iii	県が対象地を選定し、市に伝える(年2件ペース)
iv	市が選定された対象地の測量を行い、区域案を作成し、県に対して申請書を提出する
v	県が市町から申請があったものの中から、順次、工事を行う

担当課では、当事業の活動指標には測量を行った箇所数、成果指標には県に対して申請した箇所数を掲げている。県への申請も、測量と同様、県の選定する対象地について行われる活動であり、その意味では、担当課の活動量を示すものと言える。

【意見42】

当事業の目的は、急傾斜地に崩壊対策の工事を行い、災害リスクを減らすことである。従って、事業全体の成果は、どれだけの急傾斜地に対して、崩壊対策の工事が行えたのか、ということで測るべきである。しかし、崩壊対策の工事は県が行うものであり、当事業における担当課の役割は、県に申請を出すことで終わることから、申請の数をもって成果を測るとするのは、間違っていない。

ただし、以下の点から、年度ベースではなく、累計ベースの申請箇所数に見直した方がいいのではないかと考える。

- ア. 県の対象地の選定は、基本的に年2件ペースであり、これに合わせて目標値も毎年2件に設定し、実績と対比しても、当事業の成果が伝わりにくい。
- イ. 当事業によって、どれだけの成果があったのかを示すのであれば、累計ベースで、県に対して工事申請をした箇所数がどれだけあるのかを示した方がわかりやすい。
- ウ. 年度単位の申請箇所数だと、2019(令和元)年度の実績のように、一部は過去に申請した箇所について再申請したものを成果としてカウントすることになるが、累計ベースでとらえると、工事申請をした箇所数を二重カウントしていることになる。事業全体の成果(この事業によって、どれだけの箇所の急傾斜地に崩壊対策の工事が行えたのか)に照らすと、このような二重カウントは意味がない。

② 地元自治会から要望を受けた際の対応について

【現状】

担当課によると、地元自治会から要望を集めた段階では、擁壁等の設置工事のための用地買収に合意していた地権者が、県からの工事の事業化を受け、区域指定の申請のための区域案の作成をする段階になってから用地買収に応じず、説得交渉に多大な業務負担が生じるケースがあるとのことである。

実際に、用地買収の目的が立たなくなり、その要望箇所の用地買収ができない部分が休止になったケースもあるが、それまで市や県の担当者が行ってきた事務作業だけでなく、市が行った測量費用も無駄になっていることになる。

このような、後から用地買収で揉める要因については、次のようなことが考えられる。

- ア. 当該事業で用地買収をする場合の県の買取単価はほぼ決まっているにもかかわらず、担当課は、地元自治会から要望があった段階では、地権者に対して買取単価を明確に伝えていない。(ただし、安いとは伝えている)
- イ. 担当課は、測量が終わり、申請のための区域案の作成をする段階になってから地権者に対して正式な買取価格を伝えている。県の買取単価は非常に安価であり、想像していた以上に安いと感じる地権者がいてもおかしくない。
- ウ. 地元自治会から要望を受けた際に、急傾斜地崩壊対策事業の買取価格等の条件を示した上で、地権者からの同意書等を入手していない。

(一部、関係地権者からの要望書を入手し、県が事業化する段階で最新の地権者から同意者を入手しているケースもあるが、定型的なやり方にはなっていない)

【指摘 35】

今後、新たに地元自治会から要望があった場合には、用地を買収することになりそうな土地の地権者に対しては買取単価を明確に伝えるとともに、同意書などによって、地元自治会内での合意形成を文書化してから、県への副申をするように見直すべきである。

また、既に県への副申をしているもので、まだ、県が選定・事業化されていないものが2019(令和元)年度末時点で118件あるが、これらについても、地元自治会を通じて、地権者に買取単価を明確に伝え、用地買収に難色を示す地権者の有無を確認しておくべきである。

E-03. 急傾斜地崩壊対策事業費負担金(管理 No. 21)

担当課：建設政策課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	急傾斜地の崩壊による土砂災害から市民の生命を保護する。
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 静岡県建設事業等市町負担金徴収条例
主な事業内容	県が実施する急傾斜地崩壊防止工事費の一部を負担する。
開始事業年度	—
終了予定年度	—
実施主体	県
実施形態	その他（負担金）

※：当事業は、「防災対策推進事業」（管理 No. 20）で市から県に申請したのについて、実際に、県が工事に着手した際に、市から県に対して工事費用の一部を負担するものである。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	74,198	65,220	71,367
決算額 (C)	74,198	65,220	71,367
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	100%	100%	100%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位：千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	67	
市債	71,300	自然災害防止事業債 充当率 100% 交付税措置 28.5%~57%
合計	71,367	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	負担金納入事務の円滑な実施		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	遅滞なく負担金を納入	遅滞なく負担金を納入	遅滞なく負担金を納入
実績値	遅滞なく負担金を納入	遅滞なく負担金を納入	遅滞なく負担金を納入

② 成果指標

指標名	県の急傾斜地崩壊防止工事の概成箇所数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	2	2	2
実績値	2	4	1

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた負担金の支出額の計上手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金の支給に関する確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた負担金の支出額の計上手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について . . . 【指摘・意見】なし

E-04. 河川改修事業費(管理 No. 22)

担当課:河川課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	浸水被害軽減のため、流下能力が不足している河川について、護岸の改修等を行う。
根拠法令等	河川法、静岡市浸水対策プラン(※)
主な事業内容	河川改修事業を実施
開始事業年度	—
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	工事請負

※：静岡市浸水対策プランと当事業

2003(平成 15)・2004(平成 16)年に市内に大きな浸水被害が生じたことを受けて策定された。現在は、2019(平成 31)年 3 月に改訂された第 4 回改訂版が進行中。当プランでは、①基幹施設対策、②雨水流出抑制対策、③超過降雨への対応(事前情報提供による自助の促進)の 3 つの基本施策メニューがあり、このうち、①基幹施設対策に当事業が含まれる。①基幹施設対策では、当事業と広域河川改修事業(管理 No. 23)、下水道の排水対策(管理 No. 45)を合わせて、市内に 41 ある浸水対策地区への対策を目指す。このうち、当事業は、23 地区で対応することになっていて、2019(令和元)年度までに 21 地区を完了させている。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	476,345	426,074	338,383
最終予算額 (B)	1,220,769	1,164,346	977,975
決算額 (C)	1,072,382	1,145,232	807,861
次年度繰越額 (D)	426,074	338,383	444,632
予実乖離率 (C/(A+B-D))	84.4%	91.5%	92.7%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	296,511	
市債	508,900	
国から	2,450	
合計	807,861	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	浸水対策推進プラン地区における工事実施数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	2地区3河川	2地区3河川	2地区2河川
実績値	2地区3河川	2地区3河川	2地区2河川

② 成果指標

指標名	浸水対策推進プラン完了地区数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	20地区	21地区	21地区
実績値	20地区	21地区	21地区

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた5件の請負契約の支出額の計上手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】 なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた5件の請負契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】 なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した5件の請負契約の完了の確認手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】 なし

(5) 廃棄物の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標について

【現状】

当事業では、河川工事を実施・完了する地区の数を活動指標と成果指標にしている。これは、静岡市浸水対策推進プランの中の、地区別浸水対策施設整備実施計画で、下表のように計画期間を4・5単位で設定し、各計画期間において、どの地区を工事するのかを決めていることに紐づいている。

地区別浸水対策施設整備実施計画では、1つの地区の工事で、複数年どころか複数計画期間にまたがるものもあるため、地区の数を単位にすると、年度単位の活動や成果の量を示すことは難しい。成果指標については、過去からの累計ベースで事業の成果や進捗状況を示す意義はあるとしても、活動指標については、工事対象地区の数は、あまり意味のない指標になっている。

	計画期間	完了予定地区数
第1期	2005(平成17)年度～2009(平成21)年度:5年間	葵4、駿河2、清水8:計14
第2期	2010(平成22)年度～2014(平成26)年度:5年間	葵3、駿河1、清水0:計4
第3期	2015(平成27)年度～2018(平成30)年度:4年間	葵1、駿河1、清水1:計3
第4期	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度:4年間	葵0、駿河0、清水1:計1
残事業	2023(令和5)年度～	葵0、駿河0、清水1:計1

※:完了予定地区数の「葵」、「駿河」、「清水」は区ごとの数を示している

【指摘36】

当事業は、年間10億円近い事業費が使われていることを考えると、活動指標について、もう少し丁寧に示す工夫をする必要があると考える。

直近の状況では、工事を行っている地区が2つしかないことから、たとえば、広域河川改修事業(管理No.23)のように、活動指標を工事対象地区ごとに分けて、河川工事の延長数にするなど、年度ベースの活動量、目標管理の状況がわかるような見直しをするべきである。

E-05. 広域河川改修事業(管理 No. 23)

担当課:河川課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	市の管理する一級、二級河川の整備により、流域の治水安全度の強化を図る。
根拠法令等	河川法、静岡市浸水対策プラン(※)
主な事業内容	二級河川浜川の河川改修
開始事業年度	1983(昭和 58)年度
終了予定年度	2027(令和 9)年度
実施主体	市
実施形態	工事請負

※：静岡市浸水対策プランと当事業

静岡市浸水対策プランについては、事業 No. 22 の河川改修事業を参照。

一級・二級河川を対象にした交付金があることから、管理上、当事業と事業 No. 22 の河川改修事業を区分しているが、静岡市浸水対策プランの中では、一体で計画が策定されている。

なお、当事業は、次の3つの河川が対象になっている。

河川名	工事延長数	開始年度	終了年度
大門川(葵区)	2,220m	1983(昭和 58)年度	2016(平成 28)年度
秋山川(葵区)	280m	2024(令和 6)年度	2027(令和 9)年度
浜川(駿河区)	1,623m	1990(平成 2)年度	2024(令和 6)年度

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	13,600	—
最終予算額 (B)	20,000	20,000	8,000
決算額 (C)	6,400	37,500	8,000
次年度繰越額 (D)	13,600	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	100%	111.6%	100%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	334	
市債	3,000	
国から	4,000	
県から	666	
合計	8,000	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	二級河川浜川 河床掘削延長		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	80m	230m	50m
実績値	32m	230m	60m

※: 2017(平成 29)年度は、目標値 80m に対して実績値 32m で、差引 48m を 2018(平成 30)年度に実施しているが、2018(平成 30)年度の実績値には含めていない。

② 成果指標

指標名	広域河川改修事業による浸水対策推進プラン完了地区数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1 地区	1 地区	1 地区
実績値	1 地区	1 地区	1 地区

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 1 件の請負契約の支出額の計上手続きについて関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 1 件の請負契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した1件の請負契約の完了の確認手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した1件の請負契約の廃棄物の確認手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他管理業務について . . . **【指摘・意見】** なし

E-06. 河川構造物耐震・津波対策事業(管理 No. 24)

担当課：河川課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	浜川水門等の耐震化及び嵩上げを進め、地震、津波に対する被害軽減を図る。
根拠法令等	河川法
主な事業内容	河川に設置された水門（津波や高潮の発生時に降下閉鎖することで、海からの逆流による河川流域への浸水を防ぐもの）の耐震化や海岸線の防潮堤に合わせて嵩上げを進める 対象：浜川水門及び特殊堤の耐震化、嵩上げ 向島排水樋管の耐震対策及び自動化 等
開始事業年度	2014(平成 26)年度
終了予定年度	2030(令和 12)年度 (※)
実施主体	市
実施形態	工事請負

※：終了予定年度の変更

2018(平成 30)年度までの事務事業総点検表では、終了予定年度を2019(令和元)年度としていたが、2019(令和元)年度の事務事業総点検表で2030(令和 12)年度に変更されている。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	100,000	58,400	51,000
最終予算額 (B)	94,000	90,000	91,200
決算額 (C)	135,600	92,400	78,750
次年度繰越額 (D)	58,400	51,000	66,950
予実乖離率 (C/(A+B-D))	100%	94.9%	104.7%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	300	
市債	44,200	
国から	31,250	
県から	3,000	
合計	78,750	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	浜川水門の耐震・嵩上げ工事		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	—	—	実施
実績値	—	—	実施(繰越)

指標名	浜川河口護岸工事		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	109m	128m	—
実績値	0m	0m	—

② 成果指標

指標名	事業の進捗率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	84%	92%	100%
実績値	69%	84%	96%

※：進捗率の目標値と実績値は、浜川水門と浜川特殊堤の津波対策に予定されている事業費総額をベースに算出している。

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた請負契約は下表の 2 件で、これらの支出額の計上
 手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

工事対象	支出内容	支出額(千円)
浜川水門	水門耐震補強工事・特殊堤改修工事など	62,500
向島排水桶管(水門)	地震津波対策工事	16,250
合計		78,750

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた2件の請負契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した2件の請負契約の完了の確認手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標について

【現状】

2つある活動指標のうち、「浜川水門の耐震・嵩上げ工事」について、目標値・実績値を「実施」として表示している。行われるべき工事を「実施」するのは当たり前のことであり、適切な指標設定ができていない。

【指摘 37】

活動指標は、活動量がわかるように設定して、目標管理すべきものである。工事の内容によって、数量単位も変わるのであれば、事業費(金額)ベースで示すことも検討すべきである。

② 事業計画の策定・遂行について

【現状】

浜川水門の耐震補強工事は、2016(平成 28)年度に 2 回入札不調になり、工事スケジュールが遅れている。また、2 つある活動指標のうち、「浜川河口護岸工事」についても、2017(平成 29)年度、2018(平成 30)年度は実績がゼロ、2019(令和元)年度には目標設定もされていない。

さらに、事業計画の終了予定時期は、2018(平成 30)年度までは 2019(令和元)年度としていたが、2019(令和元)年度には 2030(令和 12)年度に変更されている。

担当課に対して、事業計画開始時における計画期間全体の事業の内容・対象構造物、工事予定時期について提示を求めたが、優先順位の高い浜川水門など数件については予定があるものの、それ以外については、明確な工事予定時期や優先順位などが確認できなかった。

【指摘 38】

当事業の目的は、津波から市民の命を守るための施設を整備することであり、事業を予定された時期までに確実に完了させることが強く期待される。

担当課は、確実に事業を進めていくためには、事業対象施設の工事予定時期や優先順位などを明確にした中長期的な計画を策定する必要がある。

E-07. 特定海岸保全施設整備事業負担金(管理 No. 25)

担当課：河川課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	静岡海岸、清水海岸の砂浜を回復し、後背地の越波等による被害を防ぐ。
根拠法令等	静岡県建設事業等市町負担金徴収条例
主な事業内容	県が施工する特定海岸保全施設整備事業費の1/4を負担する。 対象：静岡海岸離岸堤嵩上工事 清水海岸離岸堤嵩上工事
開始事業年度	2017(平成29)年度
終了予定年度	2023(令和5)年度
実施主体	県
実施形態	負担金

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	20,000	20,000	20,000
決算額 (C)	17,325	17,325	17,325
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	86.6%	86.6%	86.6%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	25	
市債	17,300	
合計	17,325	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	関係機関との協議		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	実施	実施	実施
実績値	実施	実施	実施

指標名	負担金支払		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	実施	実施	実施
実績値	実施	実施	実施

② 成果指標

指標名	事業の進捗率（静岡海岸離岸堤嵩上工）		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	100% (27m)	100% (27m)	100% (22.0m)
実績値	100% (27m)	100% (27m)	100% (12.7m)

指標名	事業の進捗率（清水海岸離岸堤嵩上工）		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	100% (30m)	100% (8,500 m ²)	100% (27m)
実績値	100% (30m)	100% (15m)	100% (根固め 76.4m)

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた負担金の支出額の計上手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金の支給に関する確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた負担金の支出額の計上手続きについて関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(4) 工事等完了の確認について・・・該当なし

(5) 廃棄物の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標について

【現状】

活動指標は、「関係機関との協議」と「負担金支払」を掲げ、目標値・実績値を「実施」として表示している。事業に関連する業務をやることは当たり前のことであり、それを目標や実績に掲げているだけの状況は、あまり意味がないものになっている。

【指摘・意見】

なし

(当事業の実施主体は県であり、市は、それに対して費用負担をする、というものなので、担当課の役割も関係機関との協議や県からの負担金請求に対して確実に支払うことに限定され、目標管理が馴染みにくいものであることは否めない。)

② 成果指標について

【現状】

成果指標は、対象になっている静岡海岸と清水海岸について、それぞれ、年度単位の工事の進捗率を掲げているが、次のようなおかしな表示がされている。

対象	年度	内容
静岡海岸	2019(令和元)年度	目標値は 22mで、実績値は 12.7mなのに、進捗率は100%になっている
清水海岸	2018(平成30)年度	目標値は 8,500 m ² で、実績値は 15m、進捗率は 100%になっている
	2019(令和元)年度	目標値は 27mで、実績値は根固工 76.4m、進捗率は100%になっている

清水海岸の2018(平成30)年度で表示単位がmではなく、 m^2 になっていることについては、担当課から、「海岸の浸食状況から工事の内容を堤防の嵩上工事ではなく、養浜工事を実施することになったため」との回答を得ている。また、目標値どおりの実績値でもないのに進捗率が100%になっていることについては、同様に、担当課から「事業費が予定どおりに執行されたことから100%にしている」との回答を得ている。しかし、事務事業総点検表には、このような説明もなく、わかりにくい表示になっている。

【指摘39】

成果指標は、市が支出している負担金に対して、どれだけの成果が出ているのかを明確に示すように設定すべきである。また、「事業費が予定どおりに執行されたことから、進捗率が100%とする」という考え方も、2018(平成30)年度に清水海岸で行われた養浜工事のように、離岸堤の嵩上工事の進捗には直接的につながらないものもある、という点で合理性に欠けている。

当事業の目的に照らせば、事業の成果は、離岸堤の嵩上工事がどれだけ進んだのかということであり、成果指標は、累計の嵩上工事の延長数(m)ベースで進捗率を示すべきである。

E-08. 巴川総合治水対策促進経費(管理 No. 26)

担当課：河川課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	巴川流域の水害を軽減する
根拠法令等	静岡県巴川流域遊水機能保全活動報償金交付要綱
主な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巴川流域における排水ポンプ等の維持管理 (※1) ・ 遊水機能保全活動を行う土地所有者に対する報償金の交付 (※2)
開始事業年度	—
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	委託あり

※1：排水ポンプ等の維持管理

巴川流域の2つの排水ポンプ（観山、唐瀬）の維持管理

※2：遊水機能保全活動を行う土地所有者に対する報償金

市が指定する区域内において、洪水や内水が発生した際に遊水機能が期待される、田畑など盛土や嵩上げをしていない土地の所有者に対して、申請に基づき、報償金を交付している。

旧静岡市では1984(昭和59)年度から、旧清水市では1985(昭和60)年度から始まっている。

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	35,849	33,616	31,162
決算額 (C)	28,165	26,764	25,133
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	78.6%	79.6%	80.7%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	25,133	
合計	25,133	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	調査土地筆件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	562筆	562筆	475筆
実績値	550筆	527筆	475筆

指標名	報償金交付件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	343件	343件	295件
実績値	334件	327件	294件

② 成果指標

指標名	申請に対する報償金交付割合		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	100%

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の事業費の内訳は下表のとおりで、年度内に行われた5件の委託契約及び報償金の支出額の計上手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

内訳	金額(千円)
排水ポンプ等の維持管理	8,868
遊水機能保全活動を行う土地所有者に対する報償金	16,265
合計	25,133

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた5件の委託契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた報償金の支出額の計上手続きについて関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した4件の委託契約の完了の確認手続きについて関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 排水ポンプ等の維持管理事業における活動指標と成果指標について

【現状】

当事業では、遊水機能保全活動を行う土地所有者に対する報償金の交付だけではなく、巴川流域における排水ポンプ等の維持管理も行っている。

しかし、当事業の活動指標と成果指標は、全て報償金に関するものばかりで、排水ポンプ等の維持管理については活動指標及び成果指標の設定がされていない。

【指摘 40】

排水ポンプ等の維持管理についても活動指標と成果指標を設定すべきである。

② 報償金の交付単価について

【現状】

報償金の金額は、「静岡市巴川流域遊水機能保全活動報償金交付要綱」（以下、「要綱」とする）の第2条に次のように定められている。

第1項	報償金の額は、遊水機能保全活動に係る対象土地の面積1平方メートルにつき市長が毎年度別に定める単価を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
第2項	前項の規定による報償金の額の算出は、1筆の土地ごとに行うものとする。
第3項	市長は、特別の事情があると認めるときは、第1項の規定により算出した報償金の額に、市長が別に定める額の加算を行うことができる。
以下省略	

報償金の単価は、上記の第1項に従い、毎年算定が行われている（「算定単価」とする）。しかし、実際の報償金の計算に適用されている単価（「実際単価」とする）は、2016（平成28）年度から2017（平成29）年度まで、下表のように算定単価を大きく上回る水準で固定化されている。

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度
算定単価 (円/㎡) A	34	35	41	42
実際単価 (円/㎡) B	44	44	44	44
乖離率 (B - A) / A	29.4%	25.7%	7.3%	4.8%

【指摘 41】

実際単価が算定単価を上回ることは、要綱第2条第3項で容認されるとしても、乖離率が大きく、実際単価が継続して固定化されている状態は、算定価格の計算が実情に合っていないことと、要綱第2条第1項が定める毎年度の見直しの趣旨が形骸化していることを示している。

算定価格の計算方法と実際単価の決定方法について、見直すべきである。

E-09. 治水交流資料館管理運営費(管理 No. 27)

担当課:河川課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	多発する風水害に備え、防災体制整備を推進するため、治水対策事業や過去の水害についての学びの場を提供し、市民の防災意識を高める。
根拠法令等	静岡市治水交流資料館条例
主な事業内容	①施設の維持管理 ②来館者対応、講座の開催や各種団体の受入れ
開始事業年度	2009(平成 21)年度
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	直営 ※ただし各種保守点検を委託契約にて実施

※：治水交流資料館の概要

所在地	静岡市駿河区大谷 2 丁目 24-11
開設年月日	2009(平成 21)年 4 月 29 日
土地面積	903.14 m ² (市有地)
総延床面積	336.44 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階 (市有財産)
職員数	3 名

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	7,017	7,420	19,280
決算額 (C)	6,157	6,511	16,351
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	87.8%	87.8%	84.8%

※：2019(令和元)年度に決算額が大きく増加しているのは、館内のスライドショー用の 5 台のプロジェクターを更新したことによるものである (修繕金額 8,360 千円)。

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	16,291	
その他	59	自動販売機設置に伴う使用電気料負担金
合計	16,351	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	治水施設見学巴川バスツアー等の実施回数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	3回	3回	3回
実績値	4回	4回	3回

指標名	校外学習利活用小学校数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	17校	17校	17校
実績値	13校	10校	16校

② 成果指標

指標名	治水交流資料館への来場者数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	3,438人	3,478人	4,100人
実績値	3,558人	5,262人	3,868人

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の事業費は、臨時職員1名の給与、施設の維持管理費、バスツアーのバス代などの委託費が主な内容である。2019(令和元)年度に行われた2件の委託契約及び3件の修繕契約の支出額の計上手続きについて関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた2件の委託契約及び3件の修繕契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した2件の委託契約及び3件の修繕契約の完了の確認手続きについて関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 来場者の増員のための取り組みについて

【現状】

治水交流資料館は、入場料がかからないにもかかわらず、年間の入場者数は、3千人台で推移している。さらに入場者の中には、毎年3・4回行われるバスツアーと、市内の小学4年生を対象にしている校外学習によるものが1千人以上含まれるため、自主的に見学に訪れる一般の入場者数は非常に少ない。

2018(平成30)年度を対象にした市のアセットマネジメントの施設カルテを見ても、市内に13ある博物館・展示施設の中で、入場者数は下から3番目で、建物は比較的新しいこともあって評価が高いが、利用状況と財務評価に課題があると分析されている。なお、施設カルテでは、建物の評価は築年数と耐震対応の2点で行われているが、2階建ての建物の中央部分のほとんどが吹き抜けで、1階部分の静岡市のジオラマを2階の天井のプロジェクターから映像を映し出す構造になっていて、他への転用ができないという点が評価から見落とされている。

2019(令和元)年度には、プロジェクター5台の更新が行われ、事業費が前年比250%増となったが、今後、建物の老朽化が進み、外壁等の法定点検など維持コストが膨らんでいくことが予想される。

展示内容は、市のジオラマに映像が投影され、先人たちが治水の取り組みによって川の流れを変えてきた歴史や、川が増水して市内の浸水被害が広がる様子などが視覚的にわかりやすく説明され、大人も子供も自主防災の重要性を理解できるものになっている。しかし、市の職員向けの研修として使われておらず、施設のPRについて担当課と危機管理課との連携もほとんど行われていない。

【意見 43】

今後、維持コストの増加が懸念されるが、施設の目的が、市民に対して自主防災の啓蒙を促すものであることから、入場料を徴収することはなじまない。追加的な維持コストの発生に対しては、施設の存在意義や事業の必要性の根拠が求められることになるが、そのためには、入場者数が現状のままでは説明が難しくなる。今後、入場者数を増やすために、次のような取り組みの検討を提案したい。

- ア. 担当課と危機管理課が積極的に連携して、自主防災を学ぶ施設として、危機管理課が行っている出前講座などで施設のPRを行う
- イ. 市庁舎や区役所などに移動展示を行い、施設のPRを行う
- ウ. 市の職員(特に新人職員)向けに市の歴史や防災に対する取り組みを伝える研修プログラムとして、施設を活用する

E-10. 道路橋の耐震補強(管理 No. 28)

担当課：道路保全課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害時等に損傷を最小限に抑え、迅速な救命救急や円滑な広域支援の受け入れができるよう地震に対する道路橋の安全性向上を図る。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 (第 13・15・16・17・42・49 条) ・ 道路橋耐震化計画(※) ・ 静岡市道路橋補修・補強要領 (案) ・ 静岡市道路橋個別施設計画
主な事業内容	緊急時においても交通機能が発揮される強靱な道路網を構築するための道路橋の耐震化
開始事業年度	2019(令和元)年度
終了予定年度	2022(令和4)年度
実施主体	市
実施形態	直営・委託

(※)市が管理する道路橋と道路耐震化計画

区分		数
市が管理する道路橋(全体)		2,610
耐震補強の対象	2018(平成30)年度までに実施済み	126
	現事業計画中(2019~2022年度)に実施予定	22
	2023(令和5)年度~2031(令和13)年度に実施予定	81
耐震補強の対象外 (2031(令和13)年度以降に実施予定も含む)		2,381

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	423,110	488,797	390,172
最終予算額 (B)	818,813	656,411	952,821
決算額 (C)	743,131	677,090	797,322
次年度繰越額 (D)	488,797	390,172	494,372
予実乖離率 (C/(A+B-D))	98.7%	89.7%	94.0%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	32,670	
市債	403,100	公共事業等債(充当率90%) 緊急防災減災事業債(充当率100%)
国から	342,970	防災・安全社会資本整備交付金(国費割合55%) 道整備交付金(国費割合50%) 個別補助金(国費割合55%)
県から	16,982	地震・津波対策促進費交付金 ※繰越分は前年度に既収入
その他	1,600	行財政改革推進債
合計	797,322	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	耐震性能が満足でない重要ネットワーク上の道路橋の耐震化完了数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	21橋	30橋	6橋
実績値	5橋	5橋	5橋

② 成果指標

指標名	耐震性能が満足でない重要ネットワーク上の道路橋の耐震化完了数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	138橋	151橋	132橋
実績値	121橋	126橋	131橋

※:目標値が2018(平成30)年度の151から2019(令和元)年度の132に減少しているが、道路橋耐震化計画が2019(平成31)年3月に「道路橋耐震化計画」の策定に伴い、目標が見直されたもの

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた4件の請負契約の支出額の計上手続きについて関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた工事のうち、4件の請負契約について内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 請負工事完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した4件の請負契約の完了の確認手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 対象となる道路橋の選定結果の文書化について

【現状】

上記1(1)概要に記載しているように、市が管理する道路橋、全2,610橋のうち、当事業計画期間の4年間で耐震補強工事を行う予定のものが22橋ある。

2019(平成31)年3月に策定された「道路橋耐震化計画」には、耐震対策の優先順位の考え方もまとめられているが、実際に当事業計画期間の対象として選定された22橋について、選定理由などをまとめた文書は特になく、担当課からは、「予算等の制約を考慮しながら、継続中の事業や優先順位の高い橋梁から選定した」との回答を得ている。

【指摘 42】

当事業のように、市民の生命や安全に関わる内容で、工事対象が多数存在し、その中から優先順位をつけながら計画的・段階的に進めていかなければいけない事業については、担当課に対して、事業の対象を公正中立に選定することが強く求められる。

そのためには、第1に、どのような考え方や基準で優先順位をつけるのかということを明確にしておくことと、第2に選定した結果を第三者にも明確に示

すことができるようにしておくことが重要である。

この点、当事業は、「道路橋耐震化計画」に耐震対策の優先順位の考え方がまとめられているが、選定結果を文書化できていない。「道路橋耐震化計画」の内容では、優先順位の絞り込みが十分にできないのであれば、考え方や基準を見直すべきであるし、実務上、予算の制約で、優先順位通りの実行ができない場合があるとしても、いったん優先順位を明確にしたうえで、順番を変える場合には、その理由や次年度以降の対応について課内で引き継いでいくように文書化すべきである。

E-11. 道路自然災害防除事業（法面）（管理 No. 29）

担当課:道路保全課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	山間地の道路において落石や崩落等による危険を軽減し道路利用者の安全を確保するため、災害防除施設の整備を推進する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法（第 13・15・16・17・42・49 条） ・ 第 2 次静岡市のみちづくり ・ 道路防災点検要領
主な事業内容	道路法面で発生する落石や崩壊、地すべり等の自然災害を防除するため、防災点検を実施し結果に応じた法面对策の設計・施設整備及び老朽化対策
開始事業年度	2015(平成 27)年度
終了予定年度	2022(令和 4)年度
実施主体	市
実施形態	直営・委託

※：事業対象の選定

当事業では、緊急輸送路上における道路法面について、道路防災点検の結果が「要対策」となった 30 箇所を当事業期間(8 年間)の事業対象として選定している。このうち、20 箇所が 2019(令和元)年度までに完了している。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	566, 422	423, 605	186, 707
最終予算額 (B)	692, 391	568, 180	758, 566
決算額 (C)	829, 621	765, 563	405, 846
次年度繰越額 (D)	423, 605	186, 707	495, 388
予実乖離率 (C/(A+B-D))	99. 3%	95. 1%	90. 2%

※：2019(令和元)年度に前 2 年度に比べて決算額が大きく減少しているが、地権者との交渉で遅れが生じた工事と設計の見直しが必要になった工事があり、次年度への繰越額が膨らんだことが要因である。

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般財源	205,821	
市債	98,400	公共事業等債(充当率90%) 公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)
国から	98,725	防災・安全社会資本整備交付金(国費割合50%) 道整備交付金(国費割合50%)
その他	2,900	行財政改革推進債
合計	405,846	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	緊急輸送路上の緊急・早期に対策が必要な危険箇所の測量設計箇所数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	4件	4件	3件
実績値	1件	5件	1件

指標名	緊急輸送路上の緊急・早期に対策が必要な危険箇所の工事箇所数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	4件	7件	4件
実績値	1件	6件	4件

② 成果指標

指標名	緊急輸送路上の緊急・早期に対策が必要とされる箇所の解消率		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	43.0%(13箇所)	57.0%(17箇所)	66.7%(20箇所)
実績値	33.0%(10箇所)	53.3%(16箇所)	66.7%(20箇所)

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた4件の請負契約の支出額の計上手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた工事のうち、4件の請負契約について内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に完了した3件の請負契約の完了の確認手続について関係資料から内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について . . . 【指摘・意見】なし

F. 消防局

F-01. 常備消防庁舎施設整備事業(管理 No. 30)

担当課：財産管理課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	発生が予想される大規模地震及び都市構造、消防需要の変化への的確に対応し、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりのため、消防施設の整備等により消防体制の充実強化を図る。
根拠法令等	消防法、消防組織法、静岡市アセットマネジメント基本方針
主な事業内容	千代田消防署の大規模改修 葵消防署の大規模改修
開始事業年度	2010(平成 22)年度
終了予定年度	2021(令和 3)年度
実施主体	市
実施形態	直営・委託

※：事業名にある「常備消防」は市の消防職員がいる消防本部及び消防署を示し、消防団を示す「非常備消防」と区別している。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	284,310	23,000	4,240
最終予算額 (B)	770,305	108,086	306,094
決算額 (C)	971,440	113,361	27,092
次年度繰越額 (D)	23,000	4,240	271,533
予実乖離率 (C/(A+B-D))	94.2%	89.4%	69.8%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	7,092	
市債	20,000	一般単独事業債
合計	27,092	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	千代田消防署大規模改修における工事等の発注件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	8 件	3 件	2 件
実績値	8 件	3 件	2 件

指標名	葵消防署大規模改修における住民説明の実施		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	2 件	2 件	2 件
実績値	25 件	10 件	4 件

② 成果指標

指標名	千代田消防署大規模改修進捗率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	6.5%	46.5%	62.5%
実績値	6.5%	46.5%	54.0%

指標名	葵消防署大規模改修進捗率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	—	—	3.3%
実績値	—	—	3.3%

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額 (千円)
委託料 (葵消防署大規模改修工事 設計業務)	23,650
委託料(千代田消防署大規模改修工事 構造保全詳細設計業務)	3,132
その他 (仮設車庫許可申請費用等)	310
合計	27,092

千代田消防署の大規模改修工事については、支払条件を2020(令和2)年4月1日以降にしたことなどにより、2億7千万円を翌年度に繰り越している。これは、予算策定段階では2019(令和元)年度と2020(令和2)年度に分けて支払うことを見込んでいたが、契約業者との協議により、2020(令和2)年度に一括で支払うこととなったためである。上記の変更手続については、「静岡市建設工事執行規則」及び「静岡市における債務負担行為等に係る建設工事の前金払等の取扱要領」に基づいて適切に行われていることを確認した。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた2件の委託契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標の計算方法について

【現状】

当事業では、成果指標として消防庁舎の改修工事の進捗率を、庁舎別に、事業費の発生額ベースで示している。

消防庁舎の改修工事は、庁舎の築年数や状態、必要な工事の規模や予算等を勘案しながら計画的・段階的に行われており、年々、工事対象の庁舎が入れ替わっていくので、成果指標を庁舎別に分けている点はわかりやすい。

2019(令和元)年度は、千代田消防署と葵消防署が成果指標の対象になっているが、進捗率の計算内容を確認すると、次のような違いがあった。

千代田消防署	工事費用を設計業務と工事業務に分けて、それぞれの業務の進捗率を計算し、2つの進捗率を平均して全体の進捗率を算出している
葵消防署	工事費用の総額(見込額)を分母、すでに発生した費用総額を分子にして算出している

上記計算内容の相違は、進捗率の計算方法についてルールが明確でなく、担当者によってやり方が異なっていたことが原因と考えられる。

【指摘 43】

成果指標は、公表されている事務事業総点検表の中に記載されているが、計算内訳までは公表されていないので、今回検出された、千代田消防署と葵消防署で異なる計算方法が使われていることは、対外的にはわからない。同じように成果指標を工事の進捗率としながら、計算方法を対象によって変えるのは、好ましくない。

なお、千代田消防署と葵消防署の2つの計算方法のうち、どちらが適切かと言えば、葵消防署のやり方、つまり、工事費用を業務で分けずに総額ベースで計算する方法である。千代田消防署の方法では、進捗率を設計業務で50%、工事業務で50%と分割して評価していることになり、工事全体の進捗状況の実態を歪めて計算されてしまうことになる。

担当課は、今後、工事の進捗率の計算を総額ベースで統一すべきである。

F-02. 非常備消防庁舎施設整備事業(管理 No. 31)

担当課: 財産管理課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	著しい老朽化や耐震性の劣る消防団施設の建替え等により地域防災力の充実強化を図る。
根拠法令等	消防法、消防組織法、静岡市消防団施設整備計画
主な事業内容	老朽化や耐震性能の劣る消防団庁舎の建替え等
開始事業年度	2006(平成 18)年度
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	直営・委託

※:「非常備消防」は消防団を示し、消防本部及び消防署を示す「常備消防」と区別されている。消防団の庁舎の土地・建物は、市が所有するものだけでなく、地元自治会や個人が所有しているものも少なくない。当事業は、市が所有するものに限定せず、すべての消防団の庁舎を対象にしているが、市が所有していないものについては、市の単独判断では進めることができず、難しい面もある。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	64,952	120,250	172,088
決算額 (C)	55,285	110,818	141,017
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	85.1%	92.2%	81.9%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	3,217	
市債	137,800	緊急防災・減災事業債
合計	141,017	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	消防団庁舎建替え工事等の発注件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	6 件	12 件	16 件
実績値	6 件	12 件	16 件

※：工事等の発注件数は、解体、設計、建設、電気工事など、各専門業者に発注する件数であり、耐震化が行われた消防団庁舎の数ではない。

② 成果指標

指標名	消防団庁舎の耐震化率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	75.0%	76.1%	77.9%
実績値	75.0%	76.1%	77.9%

※：2019(令和元)年度時点で、市内には消防団庁舎が 172 あり、うち 134 に対して耐震化が実施されている。(134÷172=77.9%)

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額 (千円)
工事請負費①	46,990
工事請負費②	36,604
工事請負費③	35,907
委託料 (設計、地質調査等)	15,002
その他 (土地取得費用、仮車庫賃借料等)	6,511
合計	141,017

当年度は、静岡第 25 分団 (広野)、静岡第 31 分団 (谷田)、清水第 19 分団 (河内) の 3 つの庁舎について解体工事と建設工事が行われており、静岡第 27 分団 (牧ヶ谷)、清水第 16 分団 (承元寺町)、清水第 16 分団 (興津本町) の 3 つの庁舎について設計、地質調査等の業務が行われている。

上記の業務の事業費の計上について、静岡市統合型内部情報システムの「文書管理システム」と工事請負費、委託料等に係る紙ファイルで支出額の計上について内容を確認したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約及び6件の委託契約について、内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約の工事完了の確認手続について関係資料ファイルを開覧した。担当課は、資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどが無いかどうかをチェックし、工事完成確認書類にも内容をチェックした証跡が残っている。

なお、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約の廃棄物処理の確認手続について、上記2(4)と合わせて関係資料ファイルを開覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 今後の耐震化計画について

【現状】

当事業は、老朽化した消防団庁舎の更新・耐震化を行っているが、2019(令和

元)年度末時点で、38の庁舎が残っている(172-134=38)。

消防団の庁舎は、管理No.30が対象にしている常備消防庁舎(消防本部・消防署)と異なり、土地・建物を市が直接所有していないものも多く、計画策定が難しい。また、近年、消防団員の志願者も減少しており、消防団自体の維持存続や統廃合なども検討しなければならないところもある。

担当課では、毎年1箇所ずつ更新させていくことを計画しているが、努力目標に近く、今後数年分の具体的な計画も確認できなかった。

【意見44】

当事業は、これまで、築年数が古く、所有者等との調整ができるものから順番に進めてきていて、調整が難しいものが残ってきている状況にある。

残りが38と、かなり絞られてきているので、庁舎の老朽化の状態や危険性、所有者との調整の難易度、団員数の状況(存続可能性)などを点数化して、優先順位を整理し、今後5年分程度の更新計画を策定して、着実に実行していくのが望ましいと考える。

F-03. 常備消防車両等整備事業(管理 No. 32)

担当課：財産管理課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	車両更新計画に基づき、常備消防車両等を適正に更新し、消防力の維持及び強化を図る。
根拠法令等	消防組織法、消防力の整備指針、静岡市消防局消防車両等更新計画
主な事業内容	常備消防車両等の更新
開始事業年度	2019(令和元)年度
終了予定年度	2019(令和元)年度
実施主体	市
実施形態	直営

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	429,191	558,314	290,201
決算額 (C)	424,753	548,451	283,984
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	99.0%	98.2%	97.9%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	7,801	
市債	134,800	緊急防災・減災事業債、施設整備事業債、一般単独事業債
県から	20,000	石油貯蔵施設立地対策等交付金
分担金・負担金	121,282	広域負担金
寄付金	100	救急車購入のための市民からの寄附
合計	283,984	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	災害対応等の活動に支障となる故障等の発生件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	0 件	0 件	0 件
実績値	0 件	0 件	0 件

② 成果指標 . . . 活動指標と同じ

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額 (千円)
備品購入費 (自動車 13 台、原動機付自転車 4 台)	283,008
その他 (自動車賠償責任保険料、重量税等)	976
合計	283,984

2019(令和元)年度に行われた備品購入のうち、自動車 5 台 (水槽付消防ポンプ自動車 1 台、消防ポンプ自動車 3 台、高規格救急自動車 1 台) の購入手続について、関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業では、活動指標と成果指標に、いずれも、「災害対応等の活動に支障となる故障等の発生件数」を掲げている。

災害発生時に消防車両に不具合が無いかどうかは、結果（＝成果）であって、不具合が無いようにするための努力や活動を示すものではない。その意味で、活動指標が設定できていない。

また、消防車両に不具合が無いようにするための努力や活動は、当事業が行う老朽化した車両の買い替えを計画的に進めていくことよりも、日常の保守点検業務によるところが大きい。事業名には「車両等整備」とあるので、日常の保守点検業務が含まれるようにも思えるが、事業の実態や事業費の内訳を見ると、当事業には、日常の保守点検業務は含まれていない。したがって、成果指標は、当事業との関連性はあるものの、成果を直接的に反映するものになっていない。

【指摘 44】

当事業の内容は、消防本部と消防署に配備される消防車両を計画的・効率的に更新していくことであり、年度単位で更新する車両の台数を活動実績とする方が活動状況を示すことができる。また、成果指標については、担当課が、継続的に4年単位で更新計画を策定しているので、直近4年間の累計更新台数を成果指標にすることも考えられる。

F-04. 非常備消防車両等整備事業(管理 No. 33)

担当課:財産管理課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	車両更新計画に基づき、非常備消防車両等を適正に更新し、消防力の維持及び強化を図る。
根拠法令等	消防組織法、消防力の整備指針、静岡市消防団消防車両等更新計画
主な事業内容	非常備消防車両及び小型動力ポンプの更新
開始事業年度	2019(令和元)年度
終了予定年度	2019(令和元)年度
実施主体	市
実施形態	直営

※:「非常備消防」は消防団を示し、消防本部及び消防署を示す「常備消防」と区別されている。
消防団に配備されている消防車両は市が所有し、日常のメンテナンスは消防団に対する交付金で管理している。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	62,135	109,563	125,599
決算額 (C)	61,083	107,398	124,120
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	98.3%	98.0%	98.8%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	1,628	
市債	119,900	緊急防災・減災事業債
県から	2,592	地震・津波対策等減災交付金
合計	124,120	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	災害対応等の活動に支障となる故障等の発生件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	0件	0件	0件
実績値	0件	0件	0件

② 成果指標 . . . 活動指標と同じ

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額(千円)
備品購入費(自動車16台)	123,661
その他(自動車賠償責任保険料、重量税等)	459
合計	124,120

2019(令和元)年度に行われた備品購入のうち、自動車4台(消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ積載車2台)の購入手続について、関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標と成果指標について

常備消防車両等整備事業(管理No.32)と同じ . . . 【指摘44】

F-05. 消防団員確保対策事業(管理 No. 34)

担当課：警防課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	消防団員の確保
根拠法令等	静岡県消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条(定員)
主な事業内容	消防団員確保対策事業
開始事業年度	2016(平成28)年度
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	直営

当事業の目的は、消防団員の減少を抑え、新たに消防団員になる人を増やすことである。

消防団員の減少は、全国的に問題になっているが、当市における直近3事業年度の状況は次のとおりである。

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
入団者数(A)	127人	119人	151人
退団者数(B)	142人	162人	382人
増減数(C=A-B)	△15人	△43人	△231人
団員数(※)	2,659人	2,616人	2,385人

出典：警防課提出資料

※：「団員数」は、翌年度の4月1日現在での団員数を示す

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額(A)	—	—	—
最終予算額(B)	2,458	2,458	2,458
決算額(C)	2,004	1,274	1,126
次年度繰越額(D)	—	—	—
予実乖離率(C/(A+B-D))	81.5%	51.8%	45.8%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	2,458	
合計	2,458	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	団員の増員数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	10人	10人	10人
実績値	△15人	△43人	△231人

② 成果指標 . . . 活動指標と同じ

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額(千円)
費用弁償(出勤報酬)	406
講師謝金	720
合計	1,126

事業費として計上されている「費用弁償(出勤報酬)」は、新入団員を募集するための施策として結成されたカラーガード隊のメンバーに支給される手当で、「講師謝金」は、カラーガード隊が行うフラッグ演技の指導を行う講師に支給されるものである。消防団員確保のための活動は、カラーガード隊の活動の他にも、消防署員による各種イベントでのPRや企業訪問による勧誘なども行われているが、それらの活動に係る署員の人件費を当事業の事業費として集計するような処理はしていない。

上記1(2)事業費の推移を見ると、2018(平成30)年度以降、決算額が減少し、予実乖離が大きくなっている。これは、カラーガード隊が2016(平成28)年11月に結成され、はじめはフラッグ演技の訓練や演目の開発にかなり時間がかかったが、2018(平成30)年度以降はメンバーの熟練度も上がり、訓練時間が落ち着いたこと

による。

2019(令和元)年度の事業費の内訳について、関係資料ファイルを閲覧したが、講師謝金の決定根拠が文書化されていなかった。これについては、担当課から、消防音楽隊の講師謝金を参考にして時間単価を決定したとの回答を得ている。

なお、費用弁償(出勤報酬)については、「静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に定められた支給額(1回につき1,900円)が支払われており、メンバー及び講師の実績時間の集計が適切に行われていることを確認した。

【指摘 45】

予算額が実態に合っていないので、見直すべきである。

【意見 45】

講師謝金の水準については、指導の内容や技術面を考慮のうえ決定するべきであるが、その決定根拠は文書として残しておくことが望ましい。

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業では、活動指標と成果指標にいずれも「団員の増員数」を掲げている。

団員の増減数は、結果(=成果)であって、新入団員を増やすための努力や活動を示すものではない。その意味で、活動指標が設定できていない。

また、団員の増減数は、入団者数と退団者数の差であるが、これは入団者数をプラスの成果、退団者数をマイナスの成果としてとらえていることになる。退団には定年によるものや個人的事情によるものもあり、これらをマイナスの成果として評価するのは、担当者にとって酷である。その意味で、成果指標も見直しが必要であると言える。

さらに、直近3事業年度は、団員の増減数の目標値をプラス10人としているが、上記1(1)に示した入団者数と退団者数の状況を見る限り、実態に合った目標設定ができていない。

【指摘 46】

活動指標については、事業費を計上している以上、カラーガード隊の活動、たとえば、イベントへの参加回数などを掲げるべきである。当事業では、カラーガード隊の活動の他にも、消防職員によるイベントでのPR活動や企業訪問なども行われているが、これらについても、計画的に目標設定して取り組んでいるのであれば、同様に検討してもいいのではないかと考える。

成果指標については、まず、現在の団員の年齢から、定年による退団予定者数を年度別に集計したうえで、団員の増員数ではなく、入団者数に見直すべきである。

② 入団理由の把握について

【現状】

担当課は、退団者の退団理由はある程度把握できているものの、新規入団者が入団した理由やきっかけについては把握できていない。

【意見 46】

新規入団者が入団した理由やきっかけを把握することは、効果的な勧誘方法やPR方法を知るうえで有用だと考える。新規入団者に対するアンケート調査の実施を検討してもいいかと考える。

F-06. 地震対策用水利の整備事業(管理 No. 35)

担当課: 警防課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	大規模地震発生時の消防水利の確保を図る
根拠法令等	静岡市消防水利整備計画内「地震対策用水利施設整備計画」
主な事業内容	地震対策用水利の未充足区域に、耐震性防火用井戸や耐震性防火用貯水槽を計画的に整備する
開始事業年度	2019(令和元)年度
終了予定年度	2019(令和元)年度
実施主体	市
実施形態	委託

※1: 当事業は、市街地を 250m 四方のマスで区切って、そのすべてのマス(2,060)に対して、耐震性の防火井戸や貯水槽を整備することを目指しているが、2019(令和元)年度末時点で 1,496 マスの整備が完了している。

※2: 上記の開始事業年度と終了予定年度は事務事業総点検表に示されているものであるが、市のデータでは 1977(昭和 52)年度から耐震性防火用貯水槽の整備が行われており、当事業の基礎になっている「地震対策用水利施設整備計画」は 1997(平成 9)年度に策定されている。また、終了予定年度は未定である。

(2) 事業費の推移

(単位: 千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	30,000	30,000	29,400
決算額 (C)	29,054	22,259	26,727
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	96.8%	74.2%	90.9%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位: 千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	227	
市債	26,500	緊急防災減災事業債
合計	26,727	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	耐震性防火用貯水槽設置のための調査設計		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	0 基	0 基	2 基
実績値	0 基	0 基	2 基

指標名	耐震性防火用貯水槽の設置		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	2 基	2 基	1 基
実績値	2 基	2 基	1 基

指標名	水利台帳登録、現勢への反映		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	実施	実施	実施
実績値	実施	実施	実施

② 成果指標

指標名	地震対策用水利の整備		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	2 基	2 基	1 基
実績値	2 基	2 基	1 基

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額 (千円)
工事請負費 (清水区御門台公園)	16,100
委託料 (地質調査)	4,566
委託料 (測量設計)	6,061
合計	26,727

当年度は、清水区御門台公園への設置工事 1 件と、翌年度に予定している葵区大原と清水区西久保の設置工事に係る地質調査と測量設計が各 2 件行われている。

これらの支出について関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。
【指摘・意見】 なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた1件の工事請負契約及び4件の委託契約について、関係資料ファイルで内容を検証したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】 なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた1件の工事請負契約の工事完了の確認手続について関係資料ファイルを閲覧した。担当課は、資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどが無いかどうかをチェックし、工事完成確認書類にも内容をチェックした証跡が残っている。

なお、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】 なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた1件の工事請負契約の廃棄物処理の確認手続について、上記2(4)と合わせて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】 なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標について

【現状】

事務事業総点検表では、成果指標に「地震対策用水利の整備」として単年度の耐震性防火用貯水槽の設置数を掲げているが、これは、活動指標の「耐震性防火用貯水槽の設置」と同じ内容である。

当事業は、市街地を 250m 四方のマスを区切って、そのすべてのマス(2,060)に対して、耐震性の防火井戸や貯水槽を整備することを目指しているが、直近 3 事業年度の充足率(カバー率)の状況は、次のとおりである。

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	72.2% (1,491/2,060)	72.5% (1,494/2,060)	72.6% (1,496/2,060)
実績値	72.2% (1,491/2,060)	72.5% (1,494/2,060)	72.6% (1,496/2,060)

※：2019(令和元)年度に設置された防火用貯水槽は 1 基であるが、大型のもので、1 基で 2 マス分をカバーしているため、前年度よりも 2 マス増加している。

【意見 47】

活動指標に、「耐震性防火用貯水槽の設置」を掲げるのであれば、成果指標には、【現状】の後半に記載した充足率(カバー率)を掲げた方が、事業全体の進捗状況を示す意味でも分かりやすいと思われる。

② 事業のあり方と情報開示方法について

【現状】

当事業は、上記①に示したように充足率(カバー率)が 2019(令和元)年度末時点で 72%、未整備のマス数が 564(2,060-1,496=564)という状況にある。過去の実績を見ると、1 年間に設置できるのは 1~2 マス程度であり、充足率(カバー率)が 100%に達するのは、このままのペースで行けば数百年先になる。また 1 基設置するのに約 2 千 5 百万円かかるとして、残りを 564 基として単純に計算すると 141 億円が必要ということになる。さらに、耐震性防火貯水槽を設置できるスペースを確保することも容易ではなく、担当課では、いつ頃までに 100%の設置ができる予定である、というゴール設定ができていない。

【意見 48】

充足率(カバー率)が 72%と聞くと、自分たちのエリアは大丈夫なのか、と不安を感じる市民も少なくないと思うが、現実的に、当事業を進めていくには、相当の時間と予算が必要になることは避けられない事実である。

一方で、当事業で、耐震性防火貯水槽の設置を今後も継続するとしても、災害発生までに設置が完了できないのであれば、当事業のようなハード面の消火体制の整備だけでなく、災害が発生した場所で柔軟に対応できるようなソフト面の消火体制の整備の両面に対応していくことが実務的かつ合理的である。その意味では、消防局としては、大型水槽車の配備や可搬ポンプを使った訓練の実施など機動的な対策も行っており、これらの施策も含めて適切に情報を開示して、市民の理解と自分の身は自分で守らなければならない「自助」への備えを求めるべきである。

F-07. 通信指令施設等管理運営経費(経常)(政策)

広域管理運営経費(経常)(政策)

(管理 No. 36)

担当課：指令課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	119 番緊急通報受付を行う通信指令施設等を年間を通じて最良の状態に保ち、災害通報受信、正確かつ迅速な出動指令及び効率的な部隊運用を図る。
根拠法令等	消防法、消防組織法、電波法、及び静岡地域広域消防運営計画
主な事業内容	・ 消防総合情報システム機器保守点検業務の実施 ・ 消防用無線設備等保守点検業務の実施
開始事業年度	2019(令和元)年度
終了予定年度	2019(令和元)年度
実施主体	市
実施形態	直営・委託

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	2,000
最終予算額 (B)	398,412	355,427	374,247
決算額 (C)	375,305	344,526	361,138
次年度繰越額 (D)	—	2,000	3,662
予実乖離率 (C/(A+B-D))	94.2%	97.4%	96.9%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	277,249	
県から	601	地震・津波対策等減災交付金(危機管理課歳入)
分担金・負担金	96,396	広域市町消防事務委託料 (システム・デジタル維持管理経費)
合計	374,247	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	委託契約件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	9 件	10 件	13 件
実績値	9 件	10 件	13 件

指標名	不具合発生時の早期対応		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	実施	実施	実施
実績値	実施	実施	実施

② 成果指標

指標名	通信指令施設等重障害の発生件数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	0 件	0 件	0 件
実績値	0 件	0 件	0 件

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の 2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額 (千円)
委託料 (消防総合情報システム・デジタル無線保守点検業務)	217,677
委託料 (映像伝送システム保守点検業務)	19,060
委託料 (消防団用デジタル無線設備保守点検業務)	7,128
委託料 (その他)	8,562
役員費 (電話、システム専用線使用料等)	69,422
需用費 (有償交換部品修繕費等)	29,749
その他 (システム使用料等)	9,536
合計	361,138

これらの支出について、関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】 なし

(2) 委託・請負等の契約について

2019(令和元)年度に行われた 11 件の委託契約のうち、5 件について、内容を検証した。

① 契約書に貼付された収入印紙の金額相違について

【現状】

千代田消防署消防総合情報システム等移設業務の委託については、印紙税法上、「請負に関する契約書」に該当し、契約金額は「500 万円を超え 1 千万円以下のもの」であることから、適切な印紙税額は 1 万円である。しかし、実際に契約書に貼付された収入印紙の金額は 2 千円であった。

【指摘 47】

契約書に不備がないようにするため、印紙税法に規定されたとおりの金額で印紙を貼付するよう周知徹底する必要がある。

② 契約書添付書類の不足について

【現状】

映像伝送システム保守点検業務に係る保守委託契約書に、業務仕様書の別表 5 の「保守対象一覧及び点検内容」の添付が漏れていた。担当者に確認したところ、添付漏れではあるが、当該書類の内容はすべて委託先に伝わっており、業務が適正に行われていることを確認しているとのことであった。監査上も委託関係資料ファイルを閲覧し、業務の執行状況に問題点は検出されなかった。

【指摘 48】

結果として委託業務自体は適正に行われているものの、契約書類上の不備であり望ましくない。契約書類に不足や誤りがないようチェックする体制を構築することが必要である。

③ 再委託に係る必要書類の未入手について

【現状】

映像伝送システム保守点検業務に係る保守委託契約において、業務内容の一部について再委託が行われている。再委託については、契約書では次のように定めている。

(再委託等の禁止)

第 10 条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等との契約書等に第 8 条から前条までの規定を準用する旨を明記しな

ければならない。

3 乙は、前項の再委託等の契約を締結した後、速やかに当該契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

注：甲が委託者（静岡市）であり、乙が受託者。

上記、第 10 条第 2 項の「第 8 条から前条までの規定」とは、秘密の保持に関する事項及び個人情報の保護に関する事項に係る規定である。通常、「個人情報保護に関する誓約書」などの名称で再委託先より入手している。

委託関係資料ファイルを閲覧したところ、再委託に係る市の承諾は書面により適切に行われていたものの、個人情報保護に関する誓約書及び再委託契約書の写しは市に提出されておらず、担当課としても確認を怠り、受領できていなかった。

【指摘 49】

再委託に係る必要書類を入手できておらず、契約書に定められた手続きを実施できていない。再委託の適正な執行を図るという趣旨から、市は必要書類を確実に入手し、内容を確認することが必要である。

④ 承認のない再委託の実施について

【現状】

葵消防署システム専用自家発電設備保守点検業務に係る保守委託契約書において、再委託について次のように定めている。

（再委託等の禁止）

第 11 条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

（後略）

注：甲が委託者（静岡市）であり、乙が受託者。

委託関係資料ファイルを閲覧したところ、委託先から提出される「自家発電設備点検報告書」の点検者名に、委託先とは異なる社名が記載されていた。再委託が行われていると考えられるが、再委託に係る事前承認書類がなかったため、担当者に確認したところ、次の回答があった。

ご指摘の件については、事前承認を受けていない再委託を認知したため、改めて点検内容への支障の有無について検討した結果、支障がなかったことから業者に対して厳重注意するとともに必要書類を整えました。

【指摘 50】

市の承認がないまま再委託が行われており、契約書に定められた手続きを実施できていない。また、再委託が行われているという事実は、委託先からの報告書

を見れば事後的にでも把握できたはずである。再委託の適正な執行のため、委託先への周知と担当課による確認を適切に行うことが必要である。

(3) 補助金支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について・・・該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について・・・該当なし

(6) その他業務管理について

① 広域市町消防事務委託料に係る請求額誤りについて

【現状】

上記1(3)に記載のとおり、当事業に係る事業費のうち、9,639万円は「広域市町消防事務委託料(システム・デジタル維持管理経費)」を財源としている。これは、静岡地域広域消防に係る委託料収入のことである。静岡地域広域消防とは、静岡市が政令指定都市として持つ消防力及び各市町の持つ様々な特徴を活かしながら、広域化の利点を最大限に活用し、「常に変化に対応し、住民の期待に応える消防」を目指すため、2市2町(島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町)が、静岡市に対し消防事務を委託しているものである。

当該委託料については、静岡市と各市町との間で締結されている協定書に定められた経費負担の条件に基づき、静岡市が算定のうえ各市町に請求している。経費負担の条件は、人口比率による按分、職員数による按分など、費用の区分ごとに定められている。

システム・デジタル維持管理経費に係る静岡市から各市町への請求額について、協定書の条件に基づき算定されているかどうかを確認するため、請求額算定基礎資料を閲覧した。その結果、計算誤りにより、「アナログ修繕料(物品)」の9万円が各市町への請求額の集計から漏れていたことが判明した。これを受けて、静岡市は当該金額について、各市町への追加請求を行っている。

【指摘 51】

広域市町消防事務委託料について、各市町への請求額が9万円過小となっていた。結果として少額ではあったものの、協定書に定められた条件どおりに請求ができておらず望ましくない。原因は単純な計算ミスであり、誤りの金額がさらに大きくなっていた可能性もあることも考えると、二重チェックなどの適切な体制を整備することが必要である。

F-08. 高規格救急自動車資器材の整備事業(管理 No. 37)

担当課：救急課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	更新計画に基づき消防車両等を適切に更新し、消防力の維持を図る。
根拠法令等	消防組織法、消防力の整備指針、救急業務実施基準
主な事業内容	増加傾向にある救急出動に対し、機器を維持するため、救急資器材を更新する。
開始事業年度	2019(令和元)年度
終了予定年度	2019(令和元)年度
実施主体	市
実施形態	直営

※1：事業名にある「高規格救急自動車」とは、救急資器材を搭載し、車内で救命措置を行うスペースが確保されている救急車のことをいう。当市に配備されている救急車は全て高規格救急自動車である。

※2：救急車の更新に関しては、車両と資器材を別々に発注しており、当事業は資器材の更新に限定されている。更新のタイミングは、車両部分で決めていて、市では、救急車の更新基準を使用後8年間経過、または、走行距離数15万km超過としている。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	48,000	73,200	12,400
決算額 (C)	46,021	72,795	11,985
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	95.9%	99.4%	96.7%

※1：市が購入している高規格救急車は、車両価格が約2,100万円、資器材が約1,200万円で、当事業では、資器材部分の購入費用が事業費となる。

※2：2017(平成29)年度は4台分、2018(平成30)年度は6台分、2019(令和元)年度は1台分の資器材を購入している。

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	32	
市債	4,200	施設整備事業債(一般財源化分)2,200,000円 一般単独事業債2,000,000円
県から	7,439	石油貯蔵施設立地対策等交付金27,439,500円 のうち、7,439,500円を充当
寄付金	314	救急活動に関して5,000,000円の寄附を受け、 うち314,000円を救急資器材に充当
合計	11,985	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	資器材及び業者の選定		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	実施	実施	実施
実績値	実施	実施	実施

指標名	期日までに納品		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	実施	実施	実施
実績値	実施	実施	実施

② 成果指標

指標名	災害対応等の活動に支障となる故障の発生件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	0件	0件	0件
実績値	0件	0件	0件

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額(千円)
備品購入費(救急資器材)	11,985

2019(令和元)年度に行われた備品購入 12 件(1 台分)の購入手続について、関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

なお、上記 1 (2) 事業費の推移の表のとおり、直近 3 事業年度の事業費は大きく変動しているが、これは、更新基準 (8 年、15 万km) を超えたものを順次更新している結果であり、予算の制約等で次年度に繰り越して平準化させるようなことは特に行われていない。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について . . . 該当なし

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標について

【現状】

成果指標には、「災害対応等の活動に支障となる故障の発生件数」を掲げているが、救急車に不具合が無いようにするための努力や活動は、当事業が行う老朽化した車両・資器材の買い替えを計画的に進めていくことよりも、日常の保守点検業務によるところが大きい。事業名には「資器材の整備」とあるので、日常の保守点検業務が含まれるようにも思えるが、事業の実態や事業費の内訳を見ると、当事業には、日常の保守点検業務は含まれていない。

【意見 49】

市では、救急車の更新基準 (8 年、15 万km) を設けており、担当課では、この基準を超えないように車両・資器材の更新を行っているが、上記 1 (2) 事業費の推移の表のとおり、直近 3 事業年度の事業費は大きく変動しており、予算制約の中で、基準どおりに更新を維持していくことも大変であると考え。その意味では、更新基準に沿った更新実施率(※)を当事業の成果指標にしてもよいと考える。

(※) 更新実施率 = (全車両－更新基準を超えている車両) / 全車両

F-09. 消防ヘリコプター維持管理事業(管理 No. 38)

担当課：航空課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	消防ヘリコプターを適正に維持管理し、安定した運航体制を行い市民の安全安心の確保を図る。
根拠法令等	航空法 第11条(昭和27年7月15日法律第231号)
主な事業内容	消防ヘリコプターの点検整備・修繕に係る契約及び航空機燃料給油契約
開始事業年度	2008(平成20)年度
終了予定年度	—
実施主体	市
実施形態	委託

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額(A)	—	34,336	—
最終予算額(B)	92,543	403,604	140,235
決算額(C)	50,973	400,024	126,318
次年度繰越額(D)	34,336	—	—
予実乖離率(C/(A+B-D))	87.6%	91.3%	90.1%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	120,410	
県から	1,119	地震・津波対策等減災交付金
その他	4,789	広域負担金
合計	126,318	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	航空局認定事業者との委託契約		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1件	1件	1件
実績値	1件	1件	1件

指標名	不具合発生時の早期対応		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	実施	実施	実施
実績値	実施	実施	実施

指標名	給油契約（長期の点検期間を除く毎月）		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	毎月	毎月	毎月
実績値	毎月	毎月	毎月

② 成果指標

指標名	緊急運航の対応率（緊急運航件数）		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	100%	100%	100%
実績値	100% (69件)	100% (27件)	100% (57件)

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

当事業の2019(令和元)年度の事業費の内訳は、次のとおり。

項目	金額(千円)
委託料（点検整備業務）	46,695
委託料（テレビ電送装置、可視・赤外線カメラの保守点検委託料）	5,816
需用費（修繕料）（消防ヘリコプター点検整備委託業務 追加修繕）	27,269
需用費（修繕料）（GPS受信機ロールオーバー修繕、その他部品交換）	555
需用費（燃料費）	23,304
その他（保険料、消耗品費、備品購入費等）	22,677
合計	126,318

これらの支出について、関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】 なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた点検整備業務等に係る委託契約について、内容を検証した。

消防ヘリコプター修繕業務契約及び消防ヘリコプター点検整備委託業務において、業務内容の一部について再委託が行われている。再委託の手続きについて、市の「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」では次のように定めている。

②再委託の手続き

- ア 再委託承認申請書を受託者から提出させる。
- イ 再委託の内容、金額、期間、再委託者が適当であれば承認書を交付する。
- ウ 再委託承認書を交付した後、速やかに提出させるもの。
 - ・再委託に関する契約書又は請書の写し
 - ・再委託者の「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」
(再委託者が静岡市の有資格者であれば不要)

このうち、「再委託に関する契約書又は請書の写し」について、修繕業務の再委託に関する「注文請書」を入手できていなかった。

【指摘 52】

再委託に係る必要書類を入手できておらず、「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」に定められた手続きを実施できていない。再委託の適正な執行を図るという趣旨から、市は必要書類を確実に入手し、内容を確認することが必要である。

(3) 補助金支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について . . . 該当なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 消防ヘリコプターの更新に関する検討について

【現状】

市が所有する消防ヘリコプターは、2008(平成20)年10月に使用を開始し、今年で丸12年を迎え、累計飛行時間は2020(令和2)年7月の時点で2,671時間となった。

担当課では、消防ヘリコプターの更新計画の素案は検討し、消防局・市へ説明を行っているが、機体の更新には多額の費用を要するため、正式に機体更新に関する検討をする段階に至っていない。

ヘリコプターには、使用年限の定めはないが、市の機種は既に製造が中止されており、ヘリコプターは機種ごとに整備士の免許も異なり、整備工場も主流のモデルを中心に対応するため、今後、交換部品の調達や修理に要する費用や時間も増加していくことが予想される。

また、ヘリコプターは累計飛行時間によって点検や修繕・部品交換が定められているが、累計飛行時間が増えるにつれ、大掛かりな修繕・部品交換となる。エンジンのオーバーホールなどを行うと億単位の費用がかかるが、担当課の試算では、このままいくと、4・5年後にはエンジンのオーバーホールが必要になる。更新（買い替え）をするにしても、更新をしないで現行の機種を一定の累計飛行時間に到達するまで使い切るにしても、どのタイミングで行うべきかの判断は非常に重要である。

さらに、現在、市では、消防ヘリコプターの運航のため、5名の救助隊員の他、現行の機種の専用資格を持つ操縦士と整備士を各3名雇用しているが、今後、消防ヘリコプターの更新をするかどうかによって、人材確保のあり方も変わってくる。

【指摘 53】

消防ヘリコプターの価格は、機種によっては20億円を超え、国や県からの補助があるとしても、更新する場合の市の負担（＝市民の税金負担）は非常に大きなものになる。一方で、現行機体は2008（平成20）年度の運用開始から2020（令和2）年7月までに633件の災害に対応し、342人を救出搬送した実績もある。

市は、このような実績を鑑み、費用対効果の検討を慎重に行い、市民に対しても丁寧な説明を行う必要がある。なお、沖縄県が消防防災ヘリコプターの導入について検討した「沖縄県消防防災ヘリコプター導入に係る調査検討報告書（平成30年3月 沖縄県消防防災ヘリコプター調査検討委員会）」が同県のホームページで公表されているが、市でも、今後、このような検討委員会の設置や報告書の取りまとめをしていくのであれば、それなりの時間を設けなければならない。

また、直近3事業年度の使用状況を見ると、法定点検等で使用できない日数が年間100日を超えていて、県内の3機（静岡県、静岡市、浜松市）で互いに使用できない期間をカバーし合っていることから、当市の判断に対して、県や浜松市との調整も必要になるものと思われる。

現行機体の経年劣化による修繕費の増加や今後の大掛かりな修繕・部品交換への対応のことも考えると、消防局・市は、今後も消防ヘリコプターの更新に関する検討を積極的に進めるべきである。

【意見 50】

ヘリコプターは、普通自動車と異なり、機種ごとに操縦士や整備士の資格が異なるが、国の安全強化で、操縦士 2 名の同乗が求められるようになり、人員確保ができずに運航できなくなるリスクもある。実際に、浜松市では操縦士 2 名体制が確保できず、消防ヘリコプターの運航を 2018(平成 30)年 10 月から 2020(令和 2)年 4 月まで休止していた。

静岡県の消防ヘリコプターは 2019(令和元)年 9 月に更新され、市と同じ静岡ヘリポートを基地にしているが、今後、市が更新を検討する際には、県と機種を揃えて、共同運航するような体制を検討してもいいのではないかと考える。

機種の選定については、物品調達に関する規程を遵守する必要があるが、静岡県と機種を揃えることによるメリットの大きさを考えれば、随意契約のような形でも合理的な説明は可能ではないかと考える。

また、県との共同運航については、兵庫県と神戸市で行われている事例もあり、大いに参考になるのではないかとと思われる。

G. 上下水道局

G-01. 水道管の耐震化（管理 No. 39）

担当課：水道基盤整備課、水道管路課、水道事務所

1. 事業の概要

（1）概要

事業の目的	地震災害に対して被害を最小限にするとともに、迅速な対応により機能復旧が可能となるよう、基幹管路（重要な水道管）を耐震化する。
根拠法令等	水道法、水道施設設計指針(社)日本水道協会)、水道施設耐震工法指針・解説(社)日本水道協会)、静岡市水道施設中長期更新計画
主な事業内容	「静岡市水道施設中長期更新計画」に基づき、基幹管路のうち優先度の高い水道管の耐震化工事を実施する。
開始事業年度	2019(令和元)年度 ※第4次中期経営計画期間（開始）
終了予定年度	2022(令和4)年度 ※第4次中期経営計画期間（終了）
実施主体	市
実施形態	直営

※：水道管の耐震化の事業計画の概要

A：基幹管路 全延長	313.1 km
B：Aのうち、2018(平成30)年度末までの完了分	116.4 km
C：2019(令和元)年度～2022(令和4)年度の実施予定分	9.0 km
D：2022(令和4)年度末までの完了予定分（B＋C）	125.4 km
E：2023(令和5)年度以降の実施予定分（A－D）	187.7 km

（2）事業費の推移

（単位：千円）

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	295,133	—	315,258
最終予算額 (B)	198,676	576,301	360,474
決算額 (C)	391,027	71,869	343,847
次年度繰越額 (D)	—	315,258	211,629
予実乖離率 (C/(A+B-D))	79.2%	12.5%	50.9%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
市債	225,293	
国から	22,000	生活基盤整備施設耐震化等補助金(補助率 1/3)
その他	96,554	(補填財源)
合計	343,847	(静岡県経由:国庫補助対象額 6,600 万円)

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	水道管(基幹管路)の耐震化工事延長		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	109.1 km	112.7 km	1.3 km (123.5 km)
実績値	106.7 km	107.4 km	1.3 km (123.5 km)

※:2019(令和元)年度より、事務事業総点検表での表記を累計ベースではなく、年度ベースの活動量に変更した。なお、工事延長は、既設水道管の除去延長と新設分 5.8 kmを考慮した数値に変更している。

② 成果指標

指標名	基幹管路の耐震管率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	36.8%	37.9%	39.5%
実績値	36.0%	37.9%	39.3%

※:2019(令和元)年度の目標値の計算

$$\frac{116.4 \text{ km} + 5.8 \text{ km (新設分)} + 1.3 \text{ km (耐震化延長)}}{306.8 \text{ km (基幹管路総延長)} + 5.8 \text{ km (新設分)}} = 39.5\%$$

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 6 件の工事請負契約の支出額の計上手続きについて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 6 件の工事請負契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 6 件の工事請負契約の工事完了の確認手続について関係資料ファイルを閲覧した。担当課は、資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどがないかどうかをチェックし、工事完成確認書類にも内容をチェックした証跡が残っている。

なお、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 6 件の工事請負契約の廃棄物処理の確認手続について、上記 2(4)と合わせて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 工事の優先順位決定過程の文書化について

【現状】

2019(平成 31)年 3 月に静岡市上下水道局から公表された「第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画 平成 31 年度～平成 34 年度(2019 年度～2022 年度)」を策定するに際して、水道部では、基幹管路(重要な水道管)のルートごとに、以下のように優先順位を決定している。

i	「水道施設更新指針（日本水道協会）」を用いて、物理評価を実施する。物理評価は、経年化、事故危険度、耐震性強度を点数化し、その点数によって、事業目安として、短期・中期・長期を区分する。
ii	代替施設の有無、2次被害が生じるおそれ、救護病院等重要施設へ供給する配水管かなどの観点から、重要度を3つに区分する。
iii	取水量、浄水量、配水量から、影響度を6つに区分する。
iv	i～iiiをマトリックス評価し、優先順位を決定する。

以上の結果は、「管路耐震評価シート（優先順位入り）」にまとめられている。

この「管路耐震評価シート（優先順位入り）」を基に各年度の工事計画が決定される。この工事計画は、「平成30年度以降の基幹管路の整備（新增設、改良）」にまとめられている。

実際の工事は、原則として、優先順位の高いルートから順に工事計画されるが、理由があって、優先順位の低いルートが先に工事計画されることがある。

その理由には、予算、道路事業など他事業との関連、施設の統廃合が予定されている、優先順位決定時には施工年次不明のため優先順位が高くなっていたのが、施工年次が判明したことで優先順位が下がった、等があり、いずれも合理的理由と考えられる。

ただし、この理由については、担当者間では共有されているが、文書化されていない。

【意見 51】

具体的な工事計画の決定過程に関しては、恣意性が入らず合理的に決定されていることを、特に、優先順位の低いルートが先に、高いルートが後になる場合については、担当者間だけでなく内外に示す意味でも、文書化しておく必要がある。

G-02. 水道施設の耐震化(管理 No. 40)

担当課：水道基盤整備課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	地震災害に対して被害を最小限にするとともに、迅速な対応により機能復旧が可能となるよう、重要な配水施設を耐震化する。
根拠法令等	水道法、水道施設設計指針(社)日本水道協会)、水道施設耐震工法指針・解説(社)日本水道協会)、静岡市水道施設中長期更新計画
主な事業内容	配水池耐震診断の結果を参考に、「静岡市水道施設中長期更新計画」に基づき、優先度の高い未補強施設の工事を実施する。
開始事業年度	2019(令和元)年度 ※第4次中期経営計画期間(開始)
終了予定年度	2022(令和4)年度 ※第4次中期経営計画期間(終了)
実施主体	市
実施形態	直営

※：配水池の耐震化の事業計画の概要

A：市内の配水池の総有効容量	203,634 m ³	100 施設
B：Aのうち、2018(平成30)年度末までの完了分	74,111 m ³	48 施設
C：2019(令和元)年度～2022(令和4)年度の実施予定分	15,500 m ³	3 施設
D：2022(令和4)年度末までの完了予定分(B+C)	89,611 m ³	51 施設
E：2023(令和5)年度以降の実施予定分(A-D)	114,023 m ³	49 施設

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額(A)	—	284,414	276,959
最終予算額(B)	337,803	294,874	14,401
決算額(C)	43,980	238,189	251,678
次年度繰越額(D)	284,414	276,959	—
予実乖離率(C/(A+B-D))	82.38%	78.8%	86.4%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
県から	20,000	平成30年度緊急地震・津波対策等交付金
	4,476	令和元年度緊急地震・津波対策等交付金
その他	218,250	(補填財源) 前年度繰越予算
	8,952	(補填財源) 令和元年度予算
合計	251,678	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	水道施設の耐震容量		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	0 m ³	10,000 m ³	9,500 m ³
実績値	0 m ³	7,500 m ³	9,500 m ³

※:2019(令和元)年度は、松富第2配水場(2,500 m³)と南安倍配水場(7,000 m³)の耐震化を予定通り実行した。

② 成果指標

指標名	配水池の耐震化率		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	29.6%	34.9%	41.0%
実績値	29.6%	33.6%	41.0%

※:2019(令和元)年度の目標値・実績値の計算
 (前年度までの実績累計 74,111 + 当期目標・実績 9,500) / 203,634 = 41.0%

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約の支出額の計上手続きについて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約について、内容を検証した。

入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約の工事完了の確認手続きについて関係資料ファイルを閲覧した。担当課は、資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどが無いかどうかをチェックし、工事完成確認書類にも内容をチェックした証跡が残っている。

なお、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた3件の工事請負契約の廃棄物処理の確認手続きについて、上記2(4)と合わせて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

【指摘・意見】

なし

G-03. 水の相互運用(管理 No. 41)

担当課：水道基盤整備課、経営企画課、水道事務所

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	水の相互運用により、異常渇水時においても安定した給水を図り、危機管理を強化する
根拠法令等	水道法、河川法、水道施設設計指針(社)日本水道協会)、水道施設耐震工法指針・解説(社)日本水道協会)
主な事業内容	北部ルートを通水作業及び柏尾配水池の供用開始を行い、異常渇水時には安倍川水系と興津川水系の水を相互運用できる体制を確立する
開始事業年度	2019(令和元)年度 ※第4次中期経営計画期間(開始)
終了予定年度	2022(令和4)年度 ※第4次中期経営計画期間(終了)
実施主体	市
実施形態	直営

※：水の相互運用事業の全体計画と当事業

旧清水市は、興津川の表流水を主な水源としており、1985(昭和60)年と1996(平成8)年に、渇水による断水に見舞われた。水の相互運用事業は、2003(平成15)年4月の旧静岡市と旧清水市の合併による象徴的な事業として、渇水時に水を相互運用できるように、旧静岡市と旧清水市をつなぐ水道管の北部ルートと南部ルートを建設する事業である。

南部ルートは高松取水場(駿河区登呂)の地下水を国吉田中継ポンプ場(駿河区国吉田)を經由して草薙配水池(清水区草薙)に送水するもので、2006(平成18)年度から運用している。

北部ルートは、安倍川を水源とする旧静岡市と興津川を水源とする旧清水市とを延長21.1kmの水道管でつなぎ、柏尾配水池に送水するもので、2007(平成19)年度に着手し、2020(令和2)年1月に完成した。総事業費は約100億円になる。

当事業は、2007(平成19)年度から2018(平成30)年度までは、北部ルートの建設を目指し、2019(令和元)年度以降は北部ルートと柏尾配水池の供用を開始することを目指している。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	389,274	371,625	69,805
最終予算額 (B)	806,476	2,700,000	1,000,000
決算額 (C)	824,125	2,101,821	839,000
次年度繰越額 (D)	371,625	69,805	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	100.0%	70.0%	78.4%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
市債	587,300	
その他	251,700	(補填財源)
合計	839,000	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	北部ルート of 整備延長		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	16.3 km	21.1 km	—
実績値	15.4 km	15.9 km	21.1 km

※: 北部ルートは、総延長 21.1 kmになると見込まれており、2018(平成 30)年度の目標値は 21.1 km(=完成)を掲げていたが、工期延期により 2019(令和元)年度に完成した。

指標名	北部ルート of 運用開始		
			2019(令和元)年度
目標値			工事完成、通水作業
実績値			工事完成、通水作業

② 成果指標

指標名	北部ルート of 整備計画の進捗率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	77.3% (16.3 km)	100% (21.1 km)	—
実績値	73.0% (15.4 km)	75.4% (15.9 km)	100% (21.1 km)

※: 工期延期により、2019(令和元)年度に 100% (完成) としている。

指標名	給水制限日数		
			2019(令和元)年度
目標値			—
実績値			0日

※：1年間で何日、給水制限したのかを指標にしているが、2020(令和2)年1月に完成し、2020(令和2)年3月末までの期間が1年未満のため、目標値を設定していない。

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた5件の工事請負契約の支出額の計上手続きについて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた5件の工事請負契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた5件の工事請負契約の工事完了の確認手続きについて関係資料ファイルを閲覧した。担当課は、資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどが無いかどうかをチェックし、工事完成確認書類にも内容をチェックした証跡が残っている。

なお、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に行われた 5 件の工事請負契約の廃棄物処理の確認手続について、上記 2(4)と合わせて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標と事業の最終検証について

【現状】

成果指標は、2019(令和元)年度から、「給水制限日数」として、異常渇水時に給水制限がないことを目標にしている。

しかし、異常渇水の状況にない場合でも北部ルートの水道管や柏尾配水池は活用される予定であることや、異常渇水時に給水制限があるかどうかはこれらの施設の活用以外の要因にも左右されることから、当事業の直接的な成果を示す指標にはなっていない。

【意見 52】

当事業は、2019(令和元)年度以降、安定的な活用に向けての最終段階に入っている。成果指標としては、北部ルートの水道管や柏尾配水池での配水量など、施設の安定的な活用状況を示す目標値をもって示す方が望ましいと考える。

また、事業計画期間終了に向けて、2007(平成 19)年度から着手し、総事業費約 100 億円をかけた北部ルート事業について総括を行う必要がある。すでに、2020(令和 2)年度に入って、活用状況や費用対効果などを検証し、決算審査や経営協議会、市議会定例会では報告が行われているが、市民に対しても積極的に PR するべきであると考えます。

G-04. 災害時活動拠点の整備（管理 No. 42）

担当課：水道管路課、水道総務課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	災害時活動拠点の整備により、迅速な応急給水活動を可能とし危機管理を強化する。
根拠法令等	水道法、水道施設設計指針(社)日本水道協会)、水道施設耐震工法指針・解説(社)日本水道協会)
主な事業内容	災害時に給水を可能な限り確保するため、市民に水を配る給水拠点の整備を進める。 (具体的には、耐震性貯水槽の設置を行う)
開始事業年度	2019(令和元)年度
終了予定年度	2022(令和4)年度
実施主体	市
実施形態	直営

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—	—
最終予算額 (B)	90,695	3,067	105,415
決算額 (C)	90,695	3,067	85,776
次年度繰越額 (D)	—	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	100.0%	100.0%	81.4%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位：千円)

財源区分	金額	補足説明
市債	35,300	
国から	35,250	社会資本整備総合交付金(交付率1/2)
その他	15,226	補填財源
合計	85,776	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	耐震性貯水槽の設置		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1基(設置)	1基(実施設計)	1基(設置) 1基(実施設計)
実績値	1基(設置)	1基(実施設計)	1基(設置) 1基(実施設計)

② 成果指標

指標名	災害時、1週間に必要となる水を供給できる人数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	193,700人	193,700人	198,400人
実績値	193,700人	193,700人	198,400人

※：2019(令和元)年度の目標値は、次のような考え方や計算に基づいて設定されている。

- i. 災害時に必要な水の量は、1人につき、1日3リットルを7日分(3×7=21リットル)とする。
- ii. 2018(平成30)年度末までに整備できた耐震性貯水槽の総容量は、193,700人分相当の必要量である。(193,700人×21リットル=4,067,700リットル)
- iii. 2019(令和元)年度に設置を予定しているのは、100トン耐震性貯水槽を1基なので、4,760人分相当の必要量を増やすことができる。
(100,000キログラム÷21リットル=4,760≒4,700人分)
- iv. 2019(令和元)年度に予定通りに耐震性貯水槽を設置できれば、198,400人分相当の必要量が確保できることになる。(193,700人+4,700人=198,400人)

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2017(平成29)年度及び2019(令和元)年度に行われた工事請負契約の支出額の計上手続きについて関係資料ファイルを閲覧したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

2017(平成29)年度及び2019(令和元)年度に行われた工事請負契約について、内容を検証した。入札等の手続きについては、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2017(平成29)年度及び2019(令和元)年度に行われた工事請負契約の工事完了の確認手続について関係資料ファイルを閲覧した。

資料ファイルの表紙には市共通の「完成図書チェックリスト」が綴じられているが、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

2017(平成29)年度及び2019(令和元)年度に行われた工事請負契約の廃棄物処理の確認手続について、上記2(4)と合わせて関係資料ファイルを閲覧した。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標について

【現状】

当事業の成果指標は、「災害時、1週間に必要となる水を供給できる人数」とし、災害時に必要な水の量を1人当たり21リットル(1日3リットル×7日分)として、設置している耐震性貯水槽の総容量で何人分供給できるのかを計算している。

2019(令和元)年度は、100トン耐震性貯水槽を1基設置する予定だったので、前年度末までの193,700人分の供給ができる状態から、100トン分の水=4,700人分の水が増えるという計算で、198,400人にするという目標値を設定し、予定通り設置できたことで実績値も198,400人分となっている。

耐震性貯水槽は、機種によって容量も異なるので、設置した耐震性貯水槽の数で成果を示すのは妥当ではなく、水の容量でも規模感がわかりにくい。この点、事業を取り組んできた積み上げの成果として、何人分の水を確保できるようになったのかを示しているため、わかりやすいものとなっている。

しかし、市が最終的に何人分の水を確保する目標を設定しているのか明確にしていなため、当事業が目標に対して、どれだけのレベルに達しているのか、あと、どのくらい当事業を続けていく必要があるのかがわからない。

【指摘 54】

災害時における水の確保の重要性は言うまでもない。市が考える、市として用意すべき水の量(目標)に対して、当事業がどれだけのレベルに達しているのかを示すような成果指標を追加すべきである。

そのためには、まず市が何人分の水を確保すべきなのかという目標を設定する必要がある。

② 事業の方向性について

【現状】

上記2(6)①「成果指標について」で既述したが、当事業は、最終的に何人分の水を確保すべきなのか、という目標が明確ではないので、事業のゴールが設定できていない。

なお、災害への備えとして、水と食料の備蓄は密接な関係にあると考えるが、食料の備蓄を行う「防災必需品備蓄事業」(事業 No. 04/危機管理課が担当)での食料品の備蓄量の考え方は下表のとおりである。

	項目	数量	計算	根拠
A	避難所避難者数	182,543 人	葵区 : 59,457 人 駿河区 : 55,467 人 清水区 : 67,619 人	県の第4次地震被害想定
B	食料需要者数	219,052 人	$A \times 1.2$	阪神・淡路大震災の実績
C	必要食料数	1,971,464 食	$B \times 3 \text{日} \times 3 \text{食}$	発災後3日分を確保 4日目以降は支援を想定
D	3日分の食料の平均家庭備蓄率	60.53%	1日目 : 77.7% 2日目 : 64.3% 3日目 : 39.6%	県民意識調査より
E	必要備蓄食料数(市の計算)	778,070 食	$C \times (1 - D)$	CとDより不足数
E'	必要備蓄食料数(監査人計算)	977,029 食		下記Eの矛盾を補正計算したもの(全体の平均備蓄率は50.4%になる)

※：必要備蓄食料数をCとDから単純計算すると778,137食になるが、家庭備蓄率の計算の端数処理の違いによるものとする

上表の計算は、避難所避難者数、避難所避難者数と食料需要者数の倍率、家庭備蓄率など複数の計算基礎の仮定に基づいて計算されている。これらの計算基礎は、災害の発生状況によっても大きく変動するので、見積計算の正確性に関する検討は困難であるが、少なくとも、市が前提としている考え方について、以下の点を十分に理解する必要があると考える。

ア.3日分の食料の平均家庭備蓄率の60%(3日間、9食のうち5.4食)については市民が確保している、つまり、避難所に避難する際にも持ち出されるというこ

とを前提にしている。

- イ. このことは、3日分の食料備蓄と言いつつも、これはあくまでも食料を持ち出せずに避難した人向けのもので、仮に、避難所避難者全員に備蓄食料を均等に配った場合には、3.6食分で備蓄がなくなってしまう、ということである。
- ウ. さらに、上表のBの食料需要者数は、Aの避難所避難者数の1.2倍を乗じている。Aの避難所避難者数は居住者を前提にしており、発災時に観光や出張で静岡市に来ている人もいるので、阪神・淡路大震災の時の実績をもとにBの食料需要者数は計算されている。
- エ. 上表の計算ロジックでは、ウの2割の上乗せ分も合わせて、アの食料の平均家庭備蓄率の60%が確保されている計算になっている。つまり、旅行者や出張者も5.4食分の食料を確保できている、という前提で計算が行われている。

参考までに、上記の食料備蓄の考え方(3日分、平均家庭備蓄量50%)を2019(令和元)年度末の貯水量にあてはめて供給人数を計算すると、下表のように市の全人口を上回る計算になる。

	項目	数量	計算
a	貯水量	4,166,400 リットル	$198,400(\text{人}) \times 21(\text{リットル}) = 4,166,400$
b	1人当たりの必要な量	9 リットル	$3(\text{日}) \times 3(\text{リットル}) = 9$
c	平均備蓄率(3日間)	50%	食料の計算より
d	1人当たりの供給量	4.5 リットル	$b \times (1 - c) = 4.5$
e	供給可能人数(全体)	925,866 人	$a \div d = 925,866$
f	供給可能人数(市民)	771,555 人	$e \div 1.2$

【指摘 55】

市は、食料備蓄について、避難所への避難者の3日分の食料に対して、避難者自らが持ってくると想定される食料では不足する分だけを備蓄している。

このことは、市が、災害に対する食料備蓄について、基本的に市民が自ら用意しておくべきものであり、市の役割は、食料を持ち出せずに避難した人たちを救うことである、と「自助」と「公助」の線引きを明確にしていることに他ならない。

それに対して当事業は、限られた財源を有効活用する観点においても重要な要素となる「自助」と「共助」のバランスを考慮した事業の最終的な到達目標が明確化されていない。

市は、災害等非常時においていち早く給水を回復する責務があり、発災直後から水道施設・管路の復旧に注力しなければならず、その他応急給水は救護病院等の医療機関を中心に対処が限られると思われる。そのため初動期の飲料水等の確保は、他都市などからの給水支援が届くまでは「自助」「共助」による市民相互の

活動に大きく頼らざるを得ない。

したがって、今後の事業推進にあたっては、発災時の現実的な対応を踏まえて市が果たすべき役割を再考し、さらに東日本大震災以降に向上している地域防災力や防災・減災分野における最新の知見や技術革新、既存の水道施設の有効活用などの視点を取り入れて事業方針の見直しを進め、「水の備え」に対する「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にした上で、最終的な到達目標を市民にわかりやすく示していくべきである。その上で、当事業については、できるだけ短期間で最終的な到達目標の達成を果たし、その分の予算を、「自助」や「共助」ではできないインフラ設備系の防災事業に振り向けていくべきである。

G-05. 下水道管の耐震化(管理 No. 43)

担当課：下水道維持課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	下水道管の耐震化を図ることにより、危機管理を強化し巨大地震による被害を抑制する。
根拠法令等	下水道法、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画、静岡市下水道総合地震対策計画
主な事業内容	「静岡市下水道総合地震対策計画」に基づき、耐震性能の確認や各種対策の実施により、下水道管の耐震化を行う。
開始事業年度	2019(令和元)年度 ※第4次中期経営計画期間(開始)
終了予定年度	2022(令和4)年度 ※第4次中期経営計画期間(終了)
実施主体	市
実施形態	直営・委託

※：下水道管の耐震化の事業計画の概要

A：重要な下水道管 全延長	474.2 km
B：Aのうち、2018(平成30)年度末までの完了分	247.9 km
C：2019(令和元)年度～2022(令和4)年度の実施予定分	29.3 km
D：2022(令和4)年度末までの完了予定分(B+C)	277.2 km
E：2023(令和5)年度以降の実施予定分(A-D)	197.0 km

※：上表の数値は、2019(令和元)年度の事務事業総点検表の表記に基づくものであるが、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画と一致していない。(2(6)①参照)

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額(A)	148,631	122,378	384,626
最終予算額(B)	645,500	850,350	520,301
決算額(C)	564,942	629,803	646,851
次年度繰越額(D)	122,378	384,626	235,193
予実乖離率(C/(A+B-D))	84.1%	107.1%	96.6%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
市債	187,100	
国から	292,146	
その他	167,605	補填財源
合計	646,851	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	重要な下水道管の耐震化		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	5.0 km	7.4 km	6.0 km
実績値	4.9 km	5.1 km	6.0 km

※: 2018(平成30)年度の事務事業総点検表では、目標値が3.5kmと表示されている。

下記②の成果指標にある()内の目標総延長数246.3kmに対して、前年度の目標値238.9kmとの差が7.4kmであり、前年度の実績値242.8kmとの差が3.5kmとなる。

② 成果指標

指標名	重要な下水道管の耐震管率		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	50.4% (238.9km)	51.9% (246.3km)	53.5% (253.9km)
実績値	51.2% (242.8km)	52.3% (247.9km)	53.5% (253.9km)

※: ()内の数値は総延長数

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の事業費のうち、下記の請負契約に関する支出について、支出額の計上の適正性・妥当性を確認するために、支出負担行為伺書や請求書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

	事業名	金額 (千円)
①	下維工第2105号高松処理区大和二丁目内外下水道管路施設耐震化工事	58,296
②	下維工第2106号高松処理区八幡稲川遮集幹線外下水道管路施設耐震化工事	49,955
③	下維工第2107号高松処理区田町三丁目内外下水道管路施設耐震化工事	41,286

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

上記2(1)で抽出した請負契約について、契約事務の適法性を確認するために、設計書や改札結果、契約書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事完了の確認について

【現状】

上記2(1)で抽出した請負契約について、工事完了の確認手続の適正性を確認するために、工事検査合格通知書や工事目的物引渡書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施した。

資料ファイルの表紙には市共通の「完成図書チェックリスト」が綴じられているが、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

上記2(1)の請負工事で発生した産業廃棄物の処理の適法性・適正性を確認するために、運搬廃棄物処理委託契約書やマニフェスト等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 事業の計画目標と事業評価について

【現状】

当事業は、総延長 474.2 kmの重要な下水道管を計画的・段階的に耐震化させ

ていく事業であるが、上下水道事業中期経営計画の期間に合わせて、2019(令和元)年度からの4年間を1つの区切りとして、事業計画を策定している。

市のホームページで公表されている2019(平成31)年3月に策定された第4次静岡市上下水道事業中期経営計画で示されている目標と、初年度である2019(令和元)年度の事務事業総点検表の中で事業内容と活動指標に示されている目標が下記のように一致していない。

	2019(令和元)年度	計画期間(4年間)
第4次静岡市上下水道事業中期経営計画	4.0 km	27.3 km
2019(令和元)年度の事務事業総点検表	6.0 km	29.3 km

この不一致について、担当課からは、国からの財政支援が得られたことで、2019年度の目標値を6.0 kmに修正し、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画も2020(令和2)年8月に上下水道事業経営協議会の承認を得て改定したとの回答を得た。市のホームページで確認してみると、「令和2年度上下水道事業経営協議会」の「会議内容(令和2年度)第2回」に、「第4次中期経営計画 事務事業評価(進行管理)シート」が添付されており、その中で改訂されていることが確認できたが、非常にわかりにくい。

【指摘 56】

違いはわずかではあるが、外部に公表している計画目標と事業評価をするときの目標が食い違っているのは適切ではない。今回のように、計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示し、他の公表データとの整合性を保てるように公表方法を検討すべきである。

【意見 61】 (共通意見)

このような不整合が生じる原因は、上記の例で言えば、事業の活動指標に関する記述をしている資料が複数あって、それぞれの資料の作成や改定のタイミングによって、ずれが生じやすくなっていることであり、できるだけ資料の重複をなくす必要もあると考える。

あらためて、上下水道局の中期経営計画や事務事業評価シートの作成状況や経営協議会によるチェック状況を検証すると、かなり丁寧に行われていることがうかがえ、上下水道局の事務事業評価シートの作成と、市全体でまとめている事務事業総点検表の作成には、重複感があるようにも思える。

これについては、別途、共通意見【意見 61】として記載する。

② 事業計画の公表方法について

【現状】

第4次静岡市上下水道事業中期経営計画では、下水道管の耐震化について、次のように記載されている。

実施目標	「静岡市下水道総合地震対策計画」に基づき、耐震性能の確認、各種対策の実施により耐震化した下水道管延長は、重要な下水道管 474.2km のうち、平成 30 年度末で 247.9km ですが、これを平成 34 年度（2022 年度）末までに 27.3 k m 延伸させ、275.2km の耐震化を完了します。						
活動指標	実施内容	27～30 年度	31～34 年度計	31 年度（目標）	32 年度（目標）	33 年度（目標）	34 年度（目標）
	耐震化	30.2 km	27.3 km	4.0 km	7.1 km	6.3 km	9.9 km
成果指標	指標名	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	
	耐震化率	52.3%	53.1%	54.6%	55.9%	58.0%	

上記の計画には、全体の完了予定時期や、今後、必要になる事業費などについては、特に説明はない。これについて、担当課に確認すると、必要な事業費については、「平成 23 年度 下計委第 1002 号 静岡市下水道総合地震対策計画 策定業務委託 報告書」の中で、2012(平成 24)年度時点の試算として 338 億円という金額が算出されているが、完了予定時期は未定とのことである。

【意見 53】

下水道に限らず、インフラ設備全般の老朽化が進んでいて、全国的に国や地方自治体の対応が遅れているため、このままだと深刻な影響が生じる恐れがあるという話は、新聞やテレビのニュースなどでも時々取り上げられている。

そのような情報の記憶をもって、第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画を見ると、このペースで進めていって大丈夫なのか、という不安を感じる人も少なくないのではないかとと思われる。

この点について、今回の監査では担当課へのヒアリングを通じて、下水道管の耐震対策には、当事業が進めている老朽化した管の交換や補修といったハード対策だけではなく、災害発生時に被災した下水道機能を早期に回復するためのソフト対策があり、ハード・ソフト両面で対応しているという説明を受けた。たしかに、成果指標である耐震化率の推移を見ても、当事業が短期的に完了できるものではないことは明白であり、いつ、どこで、どのくらいの規模の地震が発生するのかわからない中で、ハード・ソフト両面の対応は合理的なものであると考える。ただ、残念ながら、第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画などには、そのあたりのことがわかりにくいので、情報開示を工夫すべきである。

また、完了までに必要な事業費や完了予定時期については、市民にとっても気になることであり、精緻な見積りは困難だとしても、見積りの前提を明示したうえで、大まかな目安を参考情報として示すことが望まれる。それによって、当事業には時間とお金がかかることへの理解や自分の身は自分で守らなければならない「自助」への備えを促すことも重要ではないかと考える。

G-06. 下水道施設の津波対策(管理 No. 44)

担当課：下水道建設課（管路）・下水道施設課（施設）

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	津波対策を推進することにより、津波の管路内遡上による上流域の浸水、土砂等の流入に伴い管路内を閉塞することによる流下機能の低下を防ぎ、市民の生命・財産を守ることにより、危機管理を強化する。
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・【法律】：「津波防災地域づくりに関する法律」 ・【指針】：下水道施設の耐震対策指針と解説（2014年版） ・【事務連絡】：下水道施設の耐震・耐津波対策について ・【計画】：静岡市下水道施設津波対策計画、静岡市下水道総合地震対策計画、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画
主な事業内容	<p>「静岡市下水道施設津波対策計画」及び「静岡市下水道総合地震対策計画」に基づき、重要な管・施設の地震対策を実施する。</p> <p>①（管路）耐津波対策が必要な既設の下水道管路吐口全 31 箇所のうち、2022(令和4)年度末までに1箇所のゲート設置工事を実施する。</p> <p>②（施設）耐津波対策が必要な5浄化センター、12ポンプ場及び14吐口をはじめ、各施設の耐震・耐津波対策実施計画を2022(令和4)年度末までに策定する。</p>
開始事業年度	2019(令和元)年度 ※第4次中期経営計画期間（開始）
終了予定年度	2022(令和4)年度 ※第4次中期経営計画期間（終了）
実施主体	市
実施形態	直営・委託

※1：事業内容

当事業は、「下水道施設の津波対策」という名称のもとに、津波によって下水道管に海水が遡上しないように管路吐口にゲートを設置する事業項目（以下、「管路事業項目」とする）と浄化センターやポンプ場などの施設の耐震・耐津波対策を行う事業項目（以下、「施設事業項目」とする）の2つがあり、前者を下水道建設課、後者を下水道施設課が担当している。

※2：事業計画の内容

事業項目	具体的な取組	前計画	現在の計画期間			
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
管路	遠方監視基本検討	●				
	対津波診断・基本設計			●		
	耐津波詳細設計				●	●
	ゲート設置工事					● 1箇所
施設	耐津波診断	●				
	基本設計、実施計画策定		●	●	●	●

出典：第4次静岡市上下水道事業中期経営計画

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

管路	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	9,500	—
最終予算額 (B)	9,500	—	11,000
決算額 (C)	—	7,560	—
次年度繰越額 (D)	9,500	—	11,000
予実乖離率 (C/(A+B-D))	0%	79.6%	0%

施設	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	102,990	—
最終予算額 (B)	98,520	84,000	126,000
決算額 (C)	—	196,890	98,858
次年度繰越額 (D)	102,990	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	0%	105.3%	78.5%

合計	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	112,490	—
最終予算額 (B)	108,020	84,000	137,000
決算額 (C)	—	204,450	98,858
次年度繰越額 (D)	112,490	—	11,000
予実乖離率 (C/(A+B-D))	0%	104.1%	78.5%

※1：公表されている事務事業総点検表では、事業費の予算額と決算額を下水道施設課が担当する施設の分だけを公表している。

※2：2017(平成 29)年度の予実乖離が大きくなったのは、コンクリートの圧縮強度・中性化試験を 69 箇所追加とそれに伴う委託期間延長に伴い、全額繰越となったため。なお、下水道事業には、企業会計が適用されるため、工事の中間金等の支払が行われていても、事業完了までは決算額に計上されないため、予実乖離が大きく見える。

※3：2018(平成 30)年度の予実乖離が大きくなったのは、2017 年度業務分が、全額繰越となった事とコンクリート圧縮強度・中性化試験を 22 箇所追加したため。

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
その他	98,858	補填財源
合計	98,858	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	施設耐津波診断実施数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	
目標値	7 施設	10 施設	
実績値	4 施設	10 施設	

※：2018(平成 30)年度は、当初 7 施設の計画であったが、前年度の未実施の 3 施設を加えて、10 施設の耐津波診断を実施し、全ての施設の診断を完了させた。

指標名	(管路吐口) ゲート設置工事		
			2019(令和元)年度
目標値			—
実績値			—

※：2022(令和 4)年度に 1 ヶ所のゲート設置を行う計画になっている。

指標名	耐震・耐津波対策基本設計実施率		
			2019(令和元)年度
目標値			2 箇所
実績値			2 箇所

② 成果指標

指標名	施設耐津波診断実施進捗率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	
目標値	58.8% (10 施設)	100% (17 施設)	—
実績値	41.2% (7 施設)	100% (17 施設)	—

指標名	耐震・耐津波対策実施計画実施率		
			2019(令和元)年度
目標値			28.6%
実績値			28.6%

※：5 浄化センター、12 ポンプ場に対する耐震・耐津波対策基本設計完了箇所数（1つのセンターやポンプ場に複数箇所の基本設計がある）で算出している。

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の事業費のうち、下記の委託契約に関する支出について、支出額の計上の適正性・妥当性を確認するために、支出負担行為書や請求書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

	事業名	金額(千円)
①	令和元年度 下建委第 1002 号 雨水吐口逆流防止施設遠方監視制御システム実施設計（詳細設計）業務委託	9,182
②	令和元年度 下施委第 1302 号 中島浄化センター外ポンプ場耐震・耐津波対策実施設計（基本設計）業務委託	98,858

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

上記 2（1）で抽出した委託契約について、契約事務の適法性を確認するために、設計書や改札結果、契約書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事完了の確認について

【現状】

上記 2（1）で抽出した委託契約について、設計業務完了の確認手続の適正性を確認するために、業務完了通知書や検収済報告書等の関係書類を閲覧し、必要に

じて担当者へのヒアリングを実施した。

資料ファイルの表紙には市共通の「完成図書チェックリスト」が綴じられているが、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 事業区分の見直し

【現状】

当事業には、下水道建設課が担当する管路事業項目と下水道施設課が担当する施設事業項目の 2 つがあり、上下水道事業中期経営計画でも事務事業総点検表でも 1 つの事業として標記されている。

2 つの事業項目は、津波対策という点では共通しているが、各担当課へのヒアリングや資料の確認などを行った限りでは、それぞれが独立して行われていて、事業項目間の相互関連性や事業としての一体感はほとんど感じられない。

公表されている上下水道事業中期経営計画でも事務事業総点検表でも活動指標と成果指標を掲げているが、管路事業項目と施設事業項目で明確に分けておらず、下表のように、片方だけの設定や、資料間で整合していない標記になっている。

		第 3 次中期計画期間 (2015～2018 年度)	第 4 次中期計画期間 (2019～2022 年度)
上下水道事業 中期経営計画	活動指標	—	管路のみ(活動は 4 年目のみ)
	成果指標	施設のみ	管路のみ
事務事業総点 検表	活動指標	施設のみ	管路・施設(管路は 4 年目のみ)
	成果指標	施設のみ	施設のみ

【指摘 57】

当事業の 2 つの事業項目は、相互関連性が低いので、事業費や活動指標・成果指標についても明確に分けて、進捗状況の管理と事業評価を行うべきである。

この点については、既に 2020(令和 2)年 8 月に上下水道事業経営協議会の承認を得て、「第 4 次中期経営計画 事務事業評価(進行管理)シート」で、管路事業項目と施設事業項目で活動指標・成果指標を明確に分けて設定するような見直しが行われているので、実質的には解決していることを確認した。

ただし、ホームページ上では、見直し前の第4次中期経営計画が掲示されたままであり、上記の見直し後の「第4次中期経営計画 事務事業評価(進行管理)シート」は上下水道経営協議会の会議内容に添付されているものの、その存在自体が非常にわかりにくくなっている。今回のように、計画期間中の途中で改訂がある場合などについては、見直し後の情報をわかりやすく示すように公表方法を検討すべきである。

② 活動指標と成果指標について（管路事業項目）

【現状】

管路事業項目は、活動指標を「ゲート設置工事」としているが、上記1（1）の「※2：事業計画の内容」の表の示したように、ゲート設置工事は、当事業計画期間(4年間)の最終年度である2022(令和4)年度にしか実施されず、初めの3年間は全く意味のない指標になっている。

また、成果指標は第4次静岡市上下水道事業中期経営計画では「管路吐口のゲート設置率」として掲示しているが、2022(令和4)年度まで実績がないので、2019(令和元)年度の事務事業総点検表には表示されていない。

【意見54】

上記1（2）事業費の表下※2にもコメントしたとおり、下水道事業は、企業会計が適用されているため、工事に関する中間金等の支払が行われても、工事が完了するまでは決算額に計上されないため、完成が翌年度以降にずれ込んだ場合には、実際には工事が行われているにもかかわらず、事業費を見ると、全く事業が行われていないように見えてしまう。だからこそ、活動指標や成果指標によって事業の進捗状況を適切に示すことが重要である。

当事業では、【現状】に記載したように、管路事業項目において、当事業計画期間(4年間)の最終年度である2022(令和4)年度にしか活動指標を設定できていないが、その前の3事業年度においても予定している活動内容があるので、単年度ごとの活動に合わせて適切に活動指標を設定すべきである。

また、成果指標は事業の目的や内容に照らせば、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画で掲げている「管路吐口のゲート設置率(累計ベース)」が妥当であると考えられる。ゲート設置までには、上記1（1）の「※2：事業計画の内容」の表のとおり、いくつかのプロセスがあるものの、前段階の作業がいくら行われても、ゲートの設置工事が完了しなければ、津波対策の成果は無い。しかし、その前プロセスでも事業費は発生している以上、その状況を明確に示すべきである。

ただし、これら点については、上記2（6）①と同様、2020(令和2)年8月に上下水道事業経営協議会の承認を得て、「第4次中期経営計画 事務事業評価(進行管理)シート」で、単年度ごとの活動に合わせた活動指標を設定し、耐震・耐津波対策の基本設計実施と実施計画策定を成果指標とする見直しが行われ、実

質的には解決していることを確認しているため、指摘ではなく意見にとどめる。

③ 活動指標と成果指標について（施設事業項目）

【現状】

施設事業項目は、事務事業総点検表で活動指標を「耐震・耐津波対策基本設計実施率」としているが、実際には、実施率ではなく、実施した施設箇所数になっている。

また、成果指標を「耐震・耐津波対策実施計画実施率」としている。これを「計画の実施率」と読むと、すでに策定されている計画に対して、どのくらい実行できているのかを示しているように思えるが、実際には、計画がどれだけ策定できたのかという進捗率を表していて、誤解を招きやすい表現になっている。

【意見 55】

実態に合った表現に見直したほうが良いと考える。

④ 事業計画の公表方法について

【現状】

第4次静岡市上下水道事業中期経営計画では、当事業の全体的な計画が示されていない。管路事業項目は、全31箇所の管路吐口に対して、ゲートを設置していくが、2022(令和4)年度に1箇所設置されることが示されているだけで、残りの30箇所を2023(令和5)年度以降に、どのように設置していくのかわからない。また、施設事業項目についても、耐津波対策が必要な施設として、5箇所の浄化センター、12箇所のポンプ場、14箇所の吐口があることは示されているが、他にも対象施設があることがうかがえるような記載になっており、さらに、2022(令和4)年度までの計画期間では、基本設計と実施計画の策定までで、その後のプロセスも、肝心の工事が、いつ頃、どのように行われるのかも全くわからない。

この点について、各担当課からは、次のような回答を得ている。

事業項目	質問項目	回答
管路	完了予定時期	2027(令和9)年度までに7箇所設置 2028(令和10)年度以降は未定
	工事費用総額	約12億3千5百万円
施設	完了予定時期	未定
	工事費用総額	—

【意見 56】

当事業は、2011(平成23)年3月の東日本大震災を教訓に翌2012(平成24)年度からスタートしているが、これまでのところ、耐津波対策が必要な31箇所に対して

1箇所もゲート設置ができていない。いくら管路にゲートを設置しても、県が進める海岸の津波対策が行われなければ意味がないため、県との歩調を合わせる必要もあり、事業を主体的に進めにくい点も一因としてある。

成果指標である耐震化率の推移を見ても、当事業が短期的に完了できるものではないことは明白であるが、そうであるならば、上下水道局の広報誌「くらしと水」などを通じて、下水道に関する被害の発生が予想される地区について、丁寧な情報提供を行い、当事業には時間とお金がかかることへの理解や自分の身は自分で守らなければならない「自助」への備えを促すことも重要ではないかと考える。

G-07. 雨水総合排水計画の更新(管理 No. 45)

担当課：下水道計画課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	整備水準の雨に加え、近年の大雨にも対応できるよう、現計画を見直すことにより、今後、さらなる市民生活の安心・安全の確保を図る。
根拠法令等	下水道法、河川法、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法 雨水管理総合計画策定ガイドライン（国土交通省）
主な事業内容	静岡市雨水総合排水計画の策定
開始事業年度	2018(平成 30)年度
終了予定年度	2022(令和 4)年度
実施主体	市
実施形態	委託

※：静岡市雨水総合排水計画と当事業

「静岡市雨水総合排水計画」は、当市の浸水対策の最も基本となる計画で、「基本構想」と「基本計画」から構成される。「基本構想」は、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定め、「基本計画」は、基本構想に基づき、実施する具体的な浸水対策を地区別に立案する。さらに、静岡市雨水総合排水計画の具体的な実施計画として「静岡市浸水対策推進プラン」がある。

旧静岡市の雨水総合排水計画は 1973(昭和 48)年度に策定され、1999(平成 11)年度に基本構想が、2002(平成 14)年度に基本計画がそれぞれ更新されている。さらに、旧静岡市と旧清水市が合併した 2003(平成 15)年度に旧清水市の雨水総合排水計画が策定され、2006(平成 18)年度に「静岡市浸水対策推進プラン」が策定された。しかし、2006(平成 18)年度に合併した旧蒲原町と 2008(平成 20)年度に合併した旧由比町の計画が未策定になっている。

当事業は、近年の集中豪雨や都市化の進展によって浸水被害のリスクが高まっていることを受け、旧蒲原町と旧由比町の追加も併せて、2022(令和 4)年度までの 5 年間の計画期間で、1999(平成 11)年度から 20 年ぶりに静岡市雨水総合排水計画の更新を行うものである。第 4 次静岡市上下水道事業中期経営計画では、1 年目に基礎調査、2 年目に基本構想の策定、3 年目から 5 年目にかけて地区別に基本計画の策定という予定になっている。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	—
最終予算額 (B)	46,000	45,000
決算額 (C)	41,580	44,202
次年度繰越額 (D)	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	90.4%	98.2%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
国から	22,100	
その他	22,102	補填財源
合計	44,202	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	基本構想の策定		
			2019(令和元)年度
目標値			策定
実績値			素案策定

※:第4次静岡市上下水道事業中期経営計画では、1年目に基礎調査、2年目に基本構想の策定、3年目から5年目にかけて地区別に基本計画の策定という予定になっている。2年目の2019(令和元)年度は、基本構想の策定(の完了)が目標だったが、実績は、基本構想の素案の作成までとなった。

② 成果指標

指標名	計画策定進捗率		
		2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値		—	—
実績値		—	—

※1:計画策定進捗率は、浸水対策を必要とする地区のうち、基本計画の策定が完了した地区の割合を示す。

※2:第4次静岡市上下水道事業中期経営計画では、2020(令和2)年度の3年目から5年目にかけて地区別に基本計画の策定という予定になっている。そのため、2018(平成30)年度と2019(令和元)年度は、目標値がゼロとなる。

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の事業費のうち、下記の委託契約に関する支出について、支出額の計上の適正性・妥当性を確認するために、支出負担行為書や請求書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

	事業名	金額(千円)
	令和元年度 下計委第 2001 号 雨水総合排水計画基本構想策定業務委託	44,202

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

上記2(1)で抽出した委託契約について、契約事務の適法性を確認するために、設計書や改札結果、契約書(変更契約を含む)等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事完了の確認について

【現状】

上記2(1)で抽出した委託契約について、基本構想策定業務完了の確認手続の適正性を確認するために、業務完了通知書や合格通知書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施した。

資料ファイルの表紙には市共通の「完成図書チェックリスト」が綴じられているが、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】 なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業は、2019(令和元)年度の活動指標の目標値を「(基本構想の)策定の実施(完了)」としている。これは、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画の中で2年目の2019(令和元)年度での具体的な取組の内容と一致している。一方、実績値は「(基本構想の)素案の策定」としているが、素案の策定が、基本構想の策定作業全体の中で、どのくらいの活動量なのかわかりにくい。

また、成果指標については、「計画策定進捗率」として浸水対策を必要とする地区のうち、基本計画の策定が完了した地区の割合を示そうとしている。第4次静岡市上下水道事業中期経営計画では、2年目の2019(令和元)年度までに基本構想を策定し、翌2020(令和2)年度からの3年間で地区別の基本計画の策定作業に入る予定である。したがって、前半の2年間については、事業の進捗状況がわかりにくい指標になっている。

【意見 57】

活動指標は投入された活動量、成果指標は事業の進捗状況がわかるように設定すべきであるが、【現状】に記載のとおり、2019(令和元)年度は、活動指標も成果指標も目標に対する実績の状況がわかりにくく、もう少し工夫する必要があると思われる。

しかし、2020(令和2)年度以降は、3年間で地区別の基本計画の策定作業に入る予定になっていて、そうなれば、基本計画が策定作業を実施した、または完了した地区の数で活動量や成果を示すことが期待できる。

G-08. 内水ハザードマップの作成・公表(管理 No. 46)

担当課：下水道計画課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	住民に避難の判断や自助を促すことで浸水被害を軽減させる。
根拠法令等	社会資本整備重点計画、静岡市浸水対策推進プラン
主な事業内容	① 基礎調査、ハザードマップ作成、配布、周知 (全体計画 8 地区、2019(令和元)年度までに累計 8 地区) ② 全マップの情報更新 ③ 出前講座や説明会などにより活用方法などを説明し、理解度の向上
開始事業年度	2012(平成 24)年度
終了予定年度	2022(令和 4)年度
実施主体	市
実施形態	委託

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	13,802	—
最終予算額 (B)	43,733	28,297	24,593
決算額 (C)	22,444	27,167	17,488
次年度繰越額 (D)	13,802	—	—
予実乖離率 (C/(A+B-D))	75.0%	64.5%	71.1%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
一般会計	—	
その他	17,488	補填財源
合計	17,488	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	マップ作成地区数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1 地区	1 地区	1 地区
実績値	1 地区	1 地区	1 地区

※：内水ハザードマップの作成・公表は、予定していた全 8 地区について、2019(令和元)年度に 8 地区目が行われ、完了している。

指標名	マップ更新回数		
			2019(令和元)年度
目標値			—
実績値			—

指標名	出前講座・説明会などの実施数		
			2019(令和元)年度
目標値			3 回
実績値			6 回

② 成果指標

指標名	内水ハザードマップ作成進捗率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	75% (6 地区/地区)	87.5%(7 地区/8 地区)	100%(8 地区/8 地区)
実績値	75% (6 地区/地区)	87.5%(7 地区/8 地区)	100%(8 地区/8 地区)

※：当指標は、2019(令和元)年度の事務事業総点検表では記載されていないが、活動指標の目標値と実績値をもとに監査人が追記している。

指標名	浸水被害の軽減のための市民理解度		
		2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値		80%以上	80%以上
実績値		91%	94%

※：当指標は、2019(令和元)年度の事務事業総点検表から掲示されていて、2018(平成 30)年度の実績値も過年度情報として表示されている。

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の事業費のうち、8 地区目の内水ハザードマップの作成・公表に係る下記の委託契約に関する支出について、支出額の計上の適正性・妥当性を確認するために、支出負担行為書や請求書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

	事業名	金額 (千円)
①	下計委第 1002 号伝馬町新田南外 13 排水区内水ハザードマップ作成業務委託	10,978
②	下計委第 1004 号内水ハザードマップ更新に伴う基礎資料作成業務委託	5,665

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

上記 2 (1) で抽出した委託契約について、契約事務の適法性を確認するために、設計書や改札結果、契約書(変更契約を含む)等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事完了の確認について

【現状】

上記 2 (1) で抽出した委託契約について、業務完了の確認手続の適正性を確認するために、業務完了通知書や合格通知書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施した。

資料ファイルの表紙には市共通の「完成図書チェックリスト」が綴じられているが、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について . . . 該当なし

(6) その他業務管理について

① 成果指標（効果の測定）について

【現状】

第4次静岡市上下水道事業中期経営計画は、当事業の効果や効果を測定する指標について、次のように説明している。

効果	市民の皆さんの自助・共助の意識を向上させるため、説明会などを通じてハザードマップを活用してもらうことにより、浸水被害の軽減が図られます。
効果を測定する指標	<p>浸水被害の軽減のための市民理解度（※）</p> $= \frac{\text{説明会・出前講座出席者のうち、理解ができた市民}}{\text{説明会・出前講座出席者}} \times 100(\%)$ <p>内水ハザードマップは、作成・公表するだけでなく、理解・活用してもらうことを目的としていることから、説明会などで実施するアンケート結果から活用方法などの理解を深めた市民の皆様の割合を占めず「浸水被害の軽減のための市民理解度」を成果指標としました。</p>

※：市民理解度は、説明会・出前講座の出席者に対して市政出前講座アンケートを実施して理解の状況を把握している。

成果指標にしている「市民理解度」は、上記1（4）②成果指標に示したように、目標値80%に対して、実績値は2018(平成30)年度は91%、2019(令和元)年度は94%と高い結果が出ている。しかし、その市民理解度の計算内訳は下表のとおり、母集団、つまり分母になっている説明会・出前講座出席者数（実際には、アンケートの回答者数）が「市民」の理解度というには、あまりにも少なすぎる。しかも、次の点に留意する必要がある。

- ア. アンケートは、ハザードマップの対象地区の市民を対象に広く行われているわけではなく、説明会・出前講座に参加した人だけを対象にしている。
- イ. 出前講座は、施設や組織（学校、事業所、自治会、要配慮者利用施設など）からの講師派遣の要請に基づいて行われるものであって、参加者も一定以上の関心を持って参加している。
- ウ. 説明会・出前講座に参加しても関心の低い人はアンケートにも回答しない可能性が高い。
- エ. 市民理解度の計算式は、前述のとおり、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画には示されているが、事業評価をまとめる事務事業総点検表には示されていない。そのため、文字通り、市民全体の理解度のような印象を与えてしまっている。

年度	申込団体数	アンケート回答者数	理解者数	理解度
2018(平成30)年度	5 団体	194	181	91%
2019(令和元)年度	6 団体	147	137	94%

【指摘 58】

当事業は、2019(令和元)年度に、事業の主目的である、内水ハザードマップの作成・公表を完了させている。担当課では、次のステップとして、内水ハザードマップの理解・活用の促進を図るという視点で、活動指標に出前講座・説明会などの実施数を掲げ、成果指標にも市民の理解度を掲げた点は、評価できる。

しかし、アンケート調査は、質問方法によって回答結果がかなり意図的に誘導できてしまうものであり、【現状】の後半に記載したように、本件のケースは、評価指標としては適切ではない点が多く、見直すべきである。

なお、当事業の今後の活動に合わせた成果指標を考えるのであれば、たとえば、活動指標の説明会・出前講座の実施回数に対応させて、説明会・出前講座への参加者数をもって、どれだけの市民に対して啓蒙ができたのかという成果とすることも考えられる。その場合には、目標設定の際に、単に人数だけでなく、どのような人たちを対象に啓蒙をすべきなのか、という視点を加えるべきであり、その意味で、講師派遣の要請に基づいて行われる出前講座よりも、担当課が主体的に行う説明会により重点を置いた取り組みになっていくことを期待する。

【意見 58】

内水ハザードマップの作成・公表が完了し、次のステップとして、内水ハザードマップをいかに市民に理解・活用してもらうか、ということを考える場合、情報の伝達は、ただ発信すればいいのではなく、相手に確実に伝わり、正しく理解されなければ意味がない、ということをごどこまで追求できるか、ということにかかっているように思われる。

【現状】に記載した説明会や出前講座は、どうしても防災意識の高い人だけに向けた情報伝達に偏ってしまい、防災意識の低い人、また、子供や高齢者、体が不自由な人など情報の入手が困難な人は、対象から漏れてしまうことになる。近年、防災については、「自助」や「共助」が基本であることや、「公助」には限界があることが強調されてきてはいるが、当事業における「公助」の役割としては、作成や公表にとどまらず、情報弱者を作らない情報伝達のあり方を考えていくことまで追求することを期待する。

G-09. 雨水ポンプ場等整備事業(管理 No. 47)

担当課：下水道建設課

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	静岡市浸水対策推進プランに位置付けられた浸水対策地区において、雨水幹線及び雨水ポンプ場などを整備することで、速やかに雨水を排除し、浸水被害の軽減を図る。
根拠法令等	下水道法、第4次静岡市上下水道事業中期経営計画、静岡市浸水対策推進プラン、地区別浸水対策施設整備実施計画
主な事業内容	浸水対策地区において、下水道所管の26地区うち、2018(平成30)年度末の対策完了地区数11地区を2022(令和4)年度末までに16地区とする。
開始事業年度	2019(令和元)年度 ※第4次中期経営計画期間(開始)
終了予定年度	2022(令和4)年度 ※第4次中期経営計画期間(終了)
実施主体	市
実施形態	請負

※1：静岡市浸水対策プランと当事業

静岡市浸水対策プランでは、①基幹施設対策、②雨水流出抑制対策、③超過降雨への対応(事前情報提供による自助の促進)の3つの基本施策メニューがあり、当事業は①基幹施設対策に含まれる。①基幹施設対策では、当事業と河川課が行う河川改修事業(事業No.22)と広域河川改修事業(事業No.23)を合わせて、市内に41ある浸水対策地区への対策を目指す。このうち、当事業は、26地区で対応することになっていて、2019(令和元)年度までに12地区を完了させている。

※2：地区別浸水対策施設整備実施計画に示される当事業計画の全体像

	計画期間	完了予定地区数
第1期	2005(平成17)年度～2009(平成21)年度:5年間	葵1、駿河2、清水1:計4
第2期	2010(平成22)年度～2014(平成26)年度:5年間	葵0、駿河4、清水0:計4
第3期	2015(平成27)年度～2018(平成30)年度:4年間	葵2、駿河1、清水1:計4
第4期	2019(令和元)年度～2022(令和4)年度:4年間	葵0、駿河3、清水1:計4
残事業	2023(令和5)年度～	葵2、駿河0、清水8:計10

※1：完了予定地区数の「葵」、「駿河」、「清水」は区ごとの数を示している

※2：現状、第3期に完了予定だった清水区の1地区が第4期にずれ込んでいる。

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	1,331,363	1,814,988	2,600,976
最終予算額 (B)	3,844,782	3,415,746	5,214,998
決算額 (C)	3,210,242	2,255,024	3,562,706
次年度繰越額 (D)	1,814,988	2,600,976	3,502,000
予実乖離率 (C/(A+B-D))	95.5%	85.8%	82.6%

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	補足説明
市債	1,685,896	
国から	1,085,143	下水道床上浸水対策事業補助金 55,185 千円 防災・安全社会資本準備交付金 1,029,958 千円
その他	791,666	補填財源
合計	3,562,706	

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	雨水ポンプ場等の完了地区数		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	1 地区 (年度)	5 地区 (年度)	4 地区 (年度)
	11 地区 (累計)	16 地区 (累計)	15 地区 (累計)
実績値	0 地区 (年度)	1 地区 (年度)	1 地区 (年度)
	10 地区 (累計)	11 地区 (累計)	12 地区 (累計)

※：事務事業総点検表では、2017(平成 29)年度と 2018(平成 30)年度は累計のみを表示し、2019(令和元)年から年度のみの表示に切り替えている。

指標名	雨水ポンプ場等の対策実施地区数	
		2019(令和元)年度
目標値		6 地区
実績値		8 地区

※：2019(令和元)年から完了した地区の数だけでなく、対策に着手した地区の数も表示している。

② 成果指標

指標名	浸水対策率		
	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
目標値	42.3% (11 地区/26 地区)	61.5% (16 地区/26 地区)	57.7% (15 地区/26 地区)
実績値	38.5% (10 地区/26 地区)	42.3% (11 地区/26 地区)	46.2% (12 地区/26 地区)

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の事業費のうち、下記の請負契約に関する支出について、支出額の計上の適正性・妥当性を確認するために、支出負担行為伺書や請求書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

	事業名	金額(千円)
①	下建工第 1304 号土場川排水区 中島地区雨水渠築造その 3 工事	58,296

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

上記 2 (1) で抽出した請負契約について、契約事務の適法性を確認するために、設計書や改札結果、契約書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(3) 補助金の支給に関する確認について . . . 該当なし

(4) 工事完了の確認について

【現状】

上記 2 (1) で抽出した請負契約について、工事完了の確認手続の適正性を確認するために、工事検査合格通知書や工事目的物引渡書等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施した。

資料ファイルの表紙には市共通の「完成図書チェックリスト」が綴じられているが、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

上記2(1)で抽出した請負工事で発生した産業廃棄物の処理の適法性・適正性を確認するために、運搬廃棄物処理委託契約書やマニフェスト等の関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者へのヒアリングを実施したが、問題点は検出されなかった。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 事業計画の公表方法について

【現状】

第4次静岡市上下水道事業中期経営計画や地区別浸水対策施設整備実施計画には、下水道所管の浸水対策地区(全26地区)うち、2022(令和4)年度末までに16地区の対策を完了することが記載されているが、残りの10地区について、いつまでに完了させる予定なのか明示されていない。

これについて、担当課からは、2030(令和12)年度での完了を予定しているとの回答を得た。

なお、2015(平成27)年度から2018(平成30)年度までの4年間における第3次静岡市上下水道事業中期経営計画においても、成果指標は現在と同じ、浸水対策率を掲げていた。その浸水対策率の計算基礎になる浸水対策が実施できた地区の累計数は下表に示す通り、目標と実績の比較を見ると、最終年度の目標設定が非常に甘くなっていたように思われる。

	2015(平成27)年度	2016(平成28)年度	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度
目標値	9地区	10地区	11地区	16地区
実績値	8地区	9地区	10地区	11地区

【意見59】

当事業の事業費は、下水道管の耐震化(管理No.43)の約5・6億円や下水道施

設の津波対策(管理 No. 44)の約1億円を大きく上回る、約30億円という規模である。これは、近年、日本各地でゲリラ豪雨や台風による浸水被害が頻発していることを受け、浸水被害対策が、発生リスクの大きさを考慮すると、優先的に取り組まなければいけない課題になっていることを表している。

このような優先順位の高い事業については、完了予定時期を明確に設定して、着実に計画を遂行していく必要があるが、事業費の大きさを考えれば、完了予定時期を内部目標にとどめるのではなく、外部に公表し、適切に遂行状況を示すべきである。担当課から回答があった完了予定時期の2030(令和12)年度は、おそらく第6期中期経営計画(現在は第4期)になると思われるが、次期の第5期中期経営計画(2023(令和5)年度から)には、完了予定時期を明確に示すことを期待する。

また、事業の推進には、予算の確保も必要であり、参考情報として今後必要な事業費の概算(一定の幅をもたせて示してもよいと考える)を示すことで、当事業には時間とお金がかかることへの理解や自分の身は自分で守らなければならない「自助」への備えを促すことも重要ではないかと考える。

H. 教育局 教育施設課

H-01. 小中学校校舎大規模改修事業(管理 No. 48)

1. 事業の概要

(1) 概要

事業の目的	安心・安全で充実した教育環境の確保と、避難所としての機能を確保するため、老朽化対策とあわせ、耐震性能を向上させる大規模改修工事を行う。
根拠法令等	静岡市アセットマネジメント基本方針 静岡市公共建築物耐震対策推進計画
主な事業内容	校舎の大規模改修・構造保全工事
開始事業年度	2017(平成 29)年度
終了予定年度	未定
実施主体	市
実施形態	直営(設計は委託, 工事は請負)

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
前年度からの繰越額 (A)	—	21,000	109,700
最終予算額 (B)	57,000	144,000	777,100
決算額 (C)	25,209	41,340	433,719
次年度繰越額 (D)	21,000	109,700	410,020
予実乖離率 (C/(A+B-D))	70.0%	74.8%	91.0%

決算額の物件別内訳

(単位:千円)

	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度
賤機中小学校	15,331	—	266,058
長田東小学校	9,877	—	99,468
富士見小学校	—	16,910	52,260
清水江尻小学校	—	—	15,932
清水入江小学校	—	24,429	—
合計	25,209	41,340	433,719

(3) 事業費の財源<2019(令和元)年度>

(単位:千円)

財源区分	金額	説明
一般財源	212,003	
市債	171,200	学校教育施設等整備事業債(86,300千円) 緊急防災・減災事業債(51,700千円) 国土強靱化債(29,200千円)、行革債(4,000千円)
国から	44,169	学校施設環境改善交付金(※1)
県から	6,347	緊急地震・津波対策交付金(※2)
合計	433,719	

※1:地震補強事業については交付上限の1/2、大規模改造事業については同1/3

※2:公共施設耐震補強計画策定事業・地震対策調査事業(設計)については1/3、公立幼小中学校補強事業については、国庫採択事業で国庫の上限を上回った部分の1/4

(4) 活動指標と成果指標

① 活動指標

指標名	設計, 工事件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	設計2校	設計2校, 工事3校	設計1校, 工事3校
実績値	設計3校	設計2校, 工事1校	設計1校, 工事3校

指標名	進捗率		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	90%

② 成果指標

指標名	改修事業の進捗率		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	100%	100%	100%
実績値	100%	100%	90%

指標名	小中学校における施設の不具合による重大事故の発生件数		
	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
目標値	0件	0件	0件
実績値	0件	0件	0件

2. 監査結果

(1) 支出額の計上について

【現状】

2019(令和元)年度の事業費は、下表のとおりである。支出額の計算及び計上については、特に問題点は検出されなかった。

(単位:千円)

費目	事業名	支出額
役務費手数料	賤機中小学校物品運搬(往復)	4,403
	長田東小学校物品運搬(片道)	166
	富士見小学校物品運搬(片道)	1,430
委託料	清水江尻小学校設計業務委託	15,932
賃借料	賤機中小学校仮設校舎借上業務	90,405
	長田東小学校仮設校舎借上業務	38,022
	富士見小学校仮設校舎借上業務	50,830
工事請負費	賤機中小学校(繰越含む)	170,454
	長田東小学校	61,280
備品購入費	賤機中小学校(カーテン、テーブルほか)	795
合計		433,719

【指摘・意見】

なし

(2) 委託・請負等の契約について

【現状】

学校校舎の大規模修繕工事には、主に㉞設計、㉟仮設校舎借上げ、㊱工事の3つの工程がある。これらの工程に係る契約等の手続きは、次のとおり。

㉞設計	公共建築課及び設備課に委嘱し、入札によって選定した業者と委託契約を締結する
㉟仮設校舎借上	教育施設課が、業者との間で賃貸借契約を締結する
㊱工事	公共建築課及び設備課に委嘱し、入札によって選定した業者と建設工事請負契約を締結して行われている

2019(令和元)年度の契約のうち、契約金額が500万円以下である物品運搬事業及び備品購入事業を除く契約について確認した結果、一部工事において、工事の体制(工事を行う下請の状況など)について、施工体制台帳と下請人通知書を照合すると、施工体制台帳の記載誤りが複数検出された。施工体制の管理は、担当課から工事委

嘱された公共建築課の所管であり、施工体制台帳の「施工体制チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし（施工体制のチェックは担当課の業務ではないため）

(3) 補助金の支給に関する確認について・・・該当なし

(4) 工事等完了の確認について

【現状】

2019(令和元)年度に大規模修繕工事が完了した賤機中小学校に関する工事関係資料ファイルを確認した。

工事関係資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどがないかどうかをチェックし、施工業者から提出された施工図、施工報告書、検査報告書等を確認することによって、工事が行われた過程及び結果をチェックしている。

なお、「完成図書チェックリスト」に関する様式や記載方法の見直しについては、別途、共通意見として記載している。

【指摘・意見】

なし

(5) 廃棄物処理の確認について

【現状】

廃棄物の排出業者からマニフェストの写しや処理時の検量表を提出してもらう方法によって廃棄物処理の確認を行っている。マニフェストについては、業者から廃棄物ごとの集計表を作成してもらった上で提出を受けている。

【指摘・意見】

なし

(6) その他業務管理について

① 工事対象となる学校の選定について

【現状】

市は、市が所管する学校などの建物の耐震化について、建築部が定めた「公共建築物の耐震化の現状(令和2年8月)」、「静岡市公共建築物耐震対策推進計画(平成31年4月)」を公表している。それらによれば、2020(令和2)年4月時点で、学校以外については、耐震性能ランク I b(市基準)以上が97%に達しているのに対し、学校では I b(市基準)以上が90%にとどまっている。また、学校以外につ

いては、2026(令和 8)年度末までに市基準耐震化率 100%を達成する計画があるが、学校については、いつまでに市基準耐震化率 100%を達成するのか明確になっていない。

これは、市では学校に対して早い段階から耐震化を進めてきて、全ての学校について、文部科学省が求める耐震基準（耐震性能ランクⅡ）をクリアできているものの、後からつくられた市の基準（耐震性能ランクⅠb）を下回っているものが残ってしまっている、しかし、文部科学省の基準は超えているので、更なる耐震化工事に対して国からの補助が得にくい、という状況に起因している。

その結果、市内には、市の基準（耐震性能ランクⅠb）を満たしていない学校が約 40 棟残っており、当事業では、これらに対して優先的に大規模修繕工事を進めている。しかし、工事を行う学校の選定プロセスやその理由については文書化されておらず、今後、工事を行っていく学校の順番もおおまかにしか決められていない。担当課では、当事業以外の事業予算との兼ね合いもあるため、避難所指定の有無や過去の改修実績、小中一貫校整備の可能性の有無等を考慮し、年度ごとの予算額を見ながら工事委嘱課との調整の上、苦慮の末に決定をしているという実情がある。

【指摘 59】

学校は、日中、多数の子供たちが利用しているということだけでなく、災害発生時には、地域の避難施設としても利用されるという点でも、建物の耐震性を高めておくべきであり、本来であれば、学校以外の建物よりも早く、市基準耐震化率 100%を達成する計画があってもおかしくはない。

過去からの取り組みの経緯の結果、後発の市基準への対応状況が学校以外の建物と逆転してしまっていることや、予算の制約があって、活動指標にもあるように工事に着手できるのは年間 2 校程度である状況も理解できるが、建築部が定めた「静岡市公共建築物耐震対策推進計画(平成 31 年 4 月)」によると、学校以外の建物については 2026(令和 8)年度末までに市基準耐震化率 100%、言い換えれば、耐震性能ランクⅡ以下をゼロにする計画を立てている一方で、学校については、文部科学省が求める耐震基準が耐震性能ランクⅡだから、当面の間はそれでよしとして、具体的な工事の順番も、いつ頃までに市基準耐震化率 100%を達成するのかというゴール目標も設定していない、というのは、「できる範囲でしかやらない」と言っているのと同じであり、市の方針がダブルスタンダードになっていて整合性に欠けると言わざるを得ない。もし、学校について、これまでの他地区での地震事例から見ても、耐震性能ランクⅡであっても問題があるとは言えない、ということであれば、市の基準そのものや学校以外の建物の耐震化計画を見直してもいいはずである。現状の枠組みの中で進めるのであれば、学校についても、工事計画を策定し、ゴール目標も設定すべきである。

特に、工事計画については、市民が自分の子供が通う学校や災害時に避難先に

なる学校の耐震化を早く進めてほしいと願うのは当然であり、それに対して、市には、工事を行う学校の選定が、公正に行われていることを明確に示すことができることが強く求められると考える。

そのためには、まず、優先順位を決めるルールを作り、それに基づき、あらかじめ優先順位を決めておくことと、実際の運用において、予算等の制約から優先順位を変えなければならないときは、その経緯や次年度以降の対応について文書化して、課内で確実に引き継ぎをしていく体制を整備することが必要である。なお、優先順位のルールについては、築年数や耐震性評価のほか、児童・生徒の数、避難所避難者の数、統廃合の予定の有無など複合的な要素で点数化して、担当課内で誰が判定しても同じ結果になるような客観性が重要である。

② 活動指標と成果指標について

【現状】

当事業では、活動指標として「設計・工事の件数(学校数)」と「進捗率」の2つを掲げている。活動指標の「進捗率」は、もう一方の「設計・工事の件数(学校数)」の目標数と実績数の比率でもなく、予算金額に対する発生金額でもなく、実際に着手された設計・工事の作業がどれだけ計画通りにできたのかを主観的に評価して進捗率の実績値として示している。そのため、2018(平成30)年度には、設計・工事の件数が、目標では、設計2校と工事3校だったのに対し、実績では、設計2校と工事1校と、工事が2校目標未達、金額ベースでも実績が予算を大きく下回ったにもかかわらず、進捗率の実績値は、実際に着手された設計2校と工事1校について、計画通りに進んだとして、100%として標記されている。

また、成果指標にも「改修事業の進捗率」を掲げているが、これは、活動指標の「進捗率」と同じ計算をしている。

上記の進捗率の実績値の計算について、担当課からは、「大規模改修事業は、施設の規模や改修内容により、工期等が違ってくるため、それぞれの工事等を計画どおりに実施すること(計画通りの進捗であれば100%)とするとともに、施設の不備により学校運営に支障をきたさないような指標を設定した」との説明を得ている。

【意見60】

本来、活動指標では担当課の活動量の大きさ(どれだけ努力したのか)と、成果指標では、活動の結果として成果がどれだけ上がったのか、ということ、より直接的に示すように設定すべきものである。

一方、当事業における担当課の努力という面では、工事そのものの進捗よりも、工事を行うための国費の認証をいかに得るか、という点に向けられており、また成果という面では、国費の認証が担当課にとってコントロールできないという難しさもある。

しかし、市の公共建築物の中でも、小中学校の校舎は優先的に市の耐震基準をクリアさせることが期待されるが、それが難しい状況にある中で、進捗状況をできるだけ客観的に示すためにも、当事業の活動指標と成果指標については、以下の点を見直すべきである。

- ア. 進捗率の実績率の計算は、一般的に、予定値や目標値に対する実績値の比率で客観的に示されるものであり、予定した作業に対して、およそ何割程度できたろうという主観的な評価を表示すべきものではない。
- イ. 活動指標の進捗率を予定値や目標値に対する実績値の比率で算出する場合には、施設の規模や改修内容によってボリュームが異なるので、設計や工事の件数ベースではなく、金額ベースで算出すべきである。
- ウ. イの活動指標の進捗率については、予算が確保できるかどうかによって、進捗率が大きく変動することになる。これまでの進捗率の計算では、これを担当課の活動や成果と切り離すために、実際に着手された設計・工事の作業がどれだけ計画通りにできたのか、という計算にしていたように思われるが、当事業が長期的に進める耐震化プロジェクトの進捗管理という視点に立てば、予算確保の達成状況も含めて、年度単位の金額ベースの進捗状況が担当課の活動実績をより直接的に示していると考ええる。
- エ. 成果指標の進捗率については、当事業の目的を市の耐震基準を満たす学校を増やすことであると捉えれば、活動指標と同じではなく、事業計画全体の進捗率として、学校数全体に対して、市の耐震基準を満たす学校のカバー率にする方がより直接的である。

I. 市全体の共通事項

以下では、個々の事業の監査を行う中で検出された、市全体のやり方に関する指摘や意見をまとめる。

I-01. 事務事業総点検表の見直しについて

所管課：総務課

【状況】

2020(令和2)年8月に行われた上下水道事業経営協議会で、一部の事業について、2019(令和元)年度の活動指標について上下水道局の第4次中期経営計画の見直しが承認されているが、市のホームページ上では、見直し後の中期経営計画の公表はしていない。一方、2019(令和元)年度の市全体の事務事業総点検表には、見直し後の活動指標を表示しているため、公表されている中期経営計画と事務事業総点検表とで不整合が生じているように見える。

【意見 61】

このような不整合が生じる原因は、上記の例で言えば、事業の活動指標に関する記述をしている資料が複数あって、それぞれの資料の作成や改定のタイミングによって、ずれが生じやすくなっていることであり、できるだけ資料の重複をなくす必要もあると考える。

あらためて、上下水道局の中期経営計画や事務事業評価シートの作成状況や経営協議会によるチェック状況を検証すると、かなり丁寧に行われていることがうかがえ、市全体でまとめている事務事業総点検表の作成と、上下水道局の事務事業評価シートの作成には、重複感があるようにも思える。事務事業総点検表の作成や公表について、効率性の観点から見直しを検討すべきであると考えます。

I-02. 完成図書チェックリストの見直しについて

所管課：技術政策課

【状況】

資料ファイルの表紙に「完成図書チェックリスト」を綴じ、工事業者が作成した工事完成確認書類に対して、必要書類に漏れなどがないかどうかをチェックし、工事完成確認書類にも内容をチェックした証跡が残っている。

しかし、「完成図書チェックリスト」には、日付や実施者の記述がなく、誰が、いつチェックしたのか、また、それを上席者が確認したのかもわからない。

また、「完成図書チェックリスト」の中の「品質管理（試験）」と「品質証明・出荷証明」の項目を空欄にしてあり、内容は手書きで、「別紙参照」とし、業者が作成する書類の目次をそのまま別紙としているものがあつた。

【指摘 60】

「完成図書チェックリスト」は、事前にチェックすべき項目や必要な書類を列举しておき、それを確認していくことで漏れがないかどうかを検証する、という機能が期待できる。しかし、いつ、だれがチェックしたのか、また、それを上席者が査閲したのかがわからないので、実施者と査閲者の欄を作って、チェック業務の証跡として残すのが望ましい。

また、「完成図書チェックリスト」の中の「品質管理（試験）」と「品質証明・出荷証明」の項目について業者が作成する書類の目次をそのまま別紙としていた件については、この方法では、上述の事前にチェックすべき項目を列举しておき、それを確認していくことで漏れがないかどうかを検証する、という機能が損なわれてしまうため、運用について、見直す必要がある。

I-03. 施工体制点検チェックリストの見直しについて

所管課：技術政策課

【状況】

教育施設課の「小中学校校舎大規模改修事業」（管理 No. 48）で、工事の体制（工事を行う下請の状況など）について、施工体制台帳と下請人通知書を照合すると、施工体制台帳の記載誤りが複数検出された。

これについて、教育施設課から工事委嘱された公共建築課によれば、施工体制台帳の記載が誤っていたにすぎず、下請契約に関する請書等は全て提出されているため、工事に関与した下請業者を把握することはできているとのことであった。

なお、公共工事において下請契約を締結する場合のルールと根拠法令等を整理すると、次のようになる。

ルール	根拠となる法令等
受注者は、下請契約を締結する際には、施工体制台帳の作成とその写しの提出が義務付けられている。	建設業法 第 24 条の 8 第 1 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第 15 条 2 項
施工体制台帳には、“下請契約に係る書面”の写しを添付しなければならない。	建設業法施行規則 第 14 条の 2 第 2 項 第 1 号
“下請契約に係る書面”には、下請契約書、注文書、請書などが該当する。	建設業法令遵守ガイドライン（第 6 版） （令和 2 年 9 月改訂 国土交通省不動産・建設経済局建設業課）
発注者から施工体制台帳の記載の合致の点検を求められた際、受注者はこれを受けることを拒んではならない。	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第 15 条第 3 項

このように、元請業者に対して、施工体制台帳の作成・提出及び下請契約に係る書面の添付を求めている趣旨は、市が施工体制台帳を確認することにより、当該工事の体制を一覧的に把握することができるようにするとともに、当該工事に関与した下請業者の業者名、作業内容及び下請契約内容等を把握することで、適切に工事が行われているか否かを確認する点にあるものと考えられる。

今回、検出された施工体制台帳の記載不備が見落とされていた点は、上記の、法令等で予定されているチェックが十分に働いていないことを示すものである。

施工体制台帳には、「工事現場等における施工体制点検チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）が綴じられて、その中には、施工体制台帳について、次のようなチェック項目が設けられている。本件は、チェック項目の（1）の 2 つ目の「台帳と施工体制が一致しているか」という項目が見落とされていたことになる。

チェックリストより抜粋

4 施工体制台帳・施行体系図の整備状況	
(1)	施工体制台帳・施行体系図が現場に整備されているか
	台帳と施工体制が一致しているか
	施工体制台帳に健康保険等の加入状況が記載されているか
(2)	一次下請負契約書（写し）の添付
(3)	再下請負通知書、再下請負契約書（写し）の内容 （再下請負契約を締結した場合）
	再下請負通知書に健康保険等の加入状況が記載されているか （再下請負契約を締結した場合）

【意見 62】

本件は、一義的には、施工体制台帳の作成者の記載ミスと、点検者によるチェックが不十分だったことによる問題であるが、市全体の管理体制という視点で考えると、チェックリストについても見直すべき点があるのではないかと考える。

チェックリストには、「台帳と施工体制が一致しているか」というチェック項目があるが、何をもって、台帳と施工体制が一致しているのか、という点が曖昧であるように思われる。この点、たとえば、本件にあてはめれば「台帳と下請人通知書が一致しているか」とした方が、具体的に何を確認すべきなのかが明確になる。

チェックリストの書式の所管課は、「台帳と施工体制が一致しているか」という点について、最低限チェックしておくべき項目について、できるだけ具体的にチェックリストに示すような見直しを検討すべきである。